

れ云ふとなく、田沼の悪事はこれより、次第に一般に知れわたり、遂につまづきの端緒となるに至れり。

明和と天明

田沼意次の政を専にするや、天災地變頻りに起り、殊に明和天明の如きは其最も甚しきものなりしなり、故に世人は明和九年を稱して迷惑の年と云ひ、天明の年號を稱して天命の年と云へり。

天明の飢饉

天明三年には大風洪水あり、淺間山噴火し、東北早く寒くして、穀稔らず、四年も亦凶年にて、五年には夏旱し、秋に雨多く、冬暖にして、六年には春に雨多く、七月に大雨霖雨、暴風相次いで至りしかば、天下は大饑饉にて、翌七年には貯蓄を食ひ盡して、亂民所々に蜂起するものあるに至り、京都の米價一石銀二百五十匁、江戸は又其倍價に達し、東北地方は饑孳途に相望むに至れり。

後見草に曰く、御府内は五穀の價少し賤しくなりしかども、他國はさして替りなく、次第く、に食ひつぶし、果は草木の根葉までも根になすべき程のもの、食せずさいふことをし、或は松の皮を剥ぎ餅を作りて喰ふ(中略)南部津輕に至りては餘處より甚しく、元より貴しき者どもは生産の手術なく、父子兄弟を見捨て、我一にさ他領に出でさまよひ歎

き食を乞ふ、されど行く先々も同様飢饉の折振なれば、他領の人には目も懸けず、一飯興ふる人もなく、日々千人、二千人、流民ども餓死せしと聞ねぬ(中略)南部の五戸六戸より東方の村里は、飢饉疫病の両災にて、人種も盡きけるにや、田畑は皆荒れはて、渺々たる原野の如く、郷里は猶有ながら行通ふ人もなく、民家は立ちならべども、更に人語の響なく、窓や戸はそを窺へば、天災に罹りし人葬り申ふ人もなく、筋骨爛れ臥すもあり、或は白骨となりはて、煩ひ寝ねし其の儘に夜の者着てまるぶもあり、又草間には餓死せし人の骸骨ども累々と重なり合ひ、いくつとなく有りけり。

而して世人は皆當時の信仰によりて政道の悪しきにより起れるとなして罪を田沼に歸したり。

定信の人物

定信は徳川氏二百五十年間に出たる老中中にて最も賢れたる人なり、祖父吉宗の享保の政治を慕ひ、己れの一身を顧みずして、銳意國の爲めに盡せし人にて、誠に封建時代に於ける理想的名宰相なりとす、又其人物に於ても、學ぶべき所多し、定信は、元來身體薄弱にして、體其精神に伴はずと云ふ風なり、十五六歳頃より文武の道に心を寄せ、晝は和漢の書籍に目を曝らし、三時四時頃より弓馬銃劍等の武術に勉め、晩食後より又書籍の研究詩文の製定に力を用ゐて、非常なる勉強をなせしかば、爲めに身體を損じて、久しく病床に臥したることもあり、されども少

しも屈せず、病中筆をとりて國本論修身錄等の書を著はせり、併し此大病氣より後は深く自ら戒めて衛生の事など取り調べ、飲食衣服等にも注意し、運動にも注意して、職を退きて後は運動のため朝夕に必五十枚の瓦を家の内外へ運ぶを日課の一としたることもあり、其凡庸ならざるを知るべし、此の如く意を用ひしかば七十二才迄長生せり、

又在職中も、在職後も、非常な勤勉家にして、其著述は百八十部許り、文章も中々上手にして、今日にてもよく教科書等に引用せらる、

修養にも又よく勉めたるものにて、一體生れ付きは氣の短かい方にて、癩癥持ちなりしを修養の功果寛仁大度の君子となれり、

其頭腦は多面的にして、經學歴史は本より、諸子百家を涉獵し、詩も詠すれば、歌も詠じ、文も作る、書畫骨董等の鑑定も暗からず、集古十種と云ふ大著述あり、塙保己一の爲めに和學講談所を立て、頼山陽に日本外史を求め、學者を保護すると共に、一方には、机の寸方から、文匣の製定迄も、目が行き届くと云ふ方なり、白河にありし時には、山林を經營して、杉、樺、栗、松等を植ゆる事、凡八十二萬三千四百七十、白河の城北、城東には、櫻、紅葉等を植わて、士民遊覽の場所に供し、椿茶を植ゆる事を奨

勵して、紙漉製茶を盛んにし、柳行李、煙管、煙草入れ、染色等の改良製造をはかる爲めに、工夫をわざ／＼江戸より呼び寄せ、又地酒の改良をはかる爲めに、灘の造酒法を調べしむる等多面的なり、又禮儀作法の細かき所迄も、よく心を用ゐる居りしものにて、禁裏の造營成りて後、自ら京都に參内したる時の作法なども、よく行き届けり、これ迄、關東のものが京都へ出る時には、不作法なることが有がちにて、或は下乗としたる所を、かまわず、りきんで乗り込み、或は御殿にて天皇陛下に拜謁する時などには、無茶苦茶に平伏してしまふと云ふ有様にて、公卿は笑つて關東の犬這ひと云へりしほどなり、然れども定信の參内したる時には、一舉一動能く禮節にかなひて、少しの過不及もなく、非難の打ち所なかりしかば、公卿も嘆賞して措かざりしと云ふ、今の言葉で云へば、定信の如きは、誠に立派なる紳士として耻かしからぬ人にて、個人としても實に立派なる人なりしなり、左に參考のため定信自ら作りし坐右の銘を示す、

樂翁公坐右の銘

- 表
- 寧靜是養心第一法
 - 謹謙是保身第一法
 - 讀書是廣智第一法
 - 勤儉是治世第一法
 - 含蓄是待人第一法
 - 慎交是遠害第一法

安祥是應事第一法

知足是享樂第一法

存厚是召福第一法

寡慾是延年第一法

燕(省略して二三を)

夜更けてこととふとも、初時鳥、雁がれば、かならず、うとくすべからず、
枕にかよふとも、とがなきものは、花の香、遠寺のかれ、霜夜の蟲の音はことにあはれむべし、

あるもなきにおさるは、誠なき人の才、女のさね、いなづまのかけ、あふと見し夢、
思ふにたがうて、嬉しきは、八月十五夜のはれたる、五月雨の雲間の月、幼きとおもふが、文
つくり歌よみたる、

足れりとおもふべきは、我が身、足らずとしてよきものは、つとむべき道、
楽しきとおもふが、樂しきの本なり、いかで外にもとむべきと、樂む翁いふとぞ、

樂翁は其號なり、

定信は若き時より、名望高き人なり、定信は、田安家に生れたれど、第五男なれば、出で、白河松平家の養子となり、東北の饑饉にて、困窮せし時に、跡を續けり、此頃より已に定信の人物のすぐれて、居りしこと現はる、或る人が、殿は誠にわるき時に、跡相續をせらるものかなと云ひしに、答へて、いやいや、かゝる凶年こそ、人の心も一變するものなりと云へりしとぞ、始めて、國入りの時には、白河のものは、田安家の若様なれば、皆立派ないで、だちなるべしと思ひ、居りしに、駕籠の中を内々うか

いひ見れば、木綿着物の極めて、質素なる風にて、城に着くと直に諸臣のおごりを戒めぬ、かゝる風なれば、白河に来て、幾何ならざるに、悉皆白河の政治を立てなほし、饑饉にて苦めるものを救ひ、見事によく治績を擧げたり、又養父に仕へても、非常に孝行なる人にて、御伴をして、他へ出づる時などは、草履を常にふところにして、暖めたり、

人才を登用せり

定信の登用したる人は、何れも皆人物の立派なる人にして、はたらきも充分ある人なり、本多忠壽の如きも、擧げられて、若年寄となれり、或る人が、當時の習慣に従つて、新参者であるから、奥向きへ贈り物をする、ことをすゝめたるに、答へて、予は小祿なれば、左様なことは出来ず、又好まず、此職につくのも、求めて、就けるにはあらず、假令、奥向きへ贈り物をせざるために、職を奪はるゝことあるも、左様のことは、致さずと云へりしとぞ、其他、登用する所、皆すぐれたる人物にして、凜然として、奮ふべからざる所ある人々なり、されば、定信忠壽等のなす所は、一も私利私慾のためとか、名譽のためとか、云ふことはなく、何れも國の爲め、民の爲めを思ひて、誠實にはたらきたるなり、誠に一國の政治家としても、手本とすべき人なり、

尊號事件

光格天皇生父典仁親王に太上天皇の尊號を贈らんとして中山愛親等を勅使として旨を幕府に告げ給ふ、定信時に執政たりしも固く其不合理なるを陳じてこれを支ね遂に中山卿等をして蟄居せしめしことあり、世人其定信の平生に似ざるを疑ふ、此時幕府に於ても家齊將軍の生父治濟を擁して政に與らしめんとする一派あり、定信其惡例を遣し遂に徳川家を紊す源となるを憂ひて固く之を遮りし際なりしかば、御尊號の事も一橋黨の公卿に手を廻はせしを疑ひて遂に尊號をも不可とするに至れり、其職を退きしは或は爲に責任を負ひしなりと云ひ、或は大奥の所爲なりと云ふ、

諸藩の治

當時學問一般に進み、諸侯の心を民政に留めて治績を擧ぐるもの亦少からず、就中米澤の上杉治憲、鷹山公熊本の細川賢重、銀台公最も著はる、

教授上の注意

一、要點左の如し、

九代將軍家重及其一代のよく治まりし所以、

此將軍の時幕政紊亂の端緒を開きしと云ふは何か、
十代將軍家治、

何故に吉宗中興の政全く破るゝに至りしや
此時代の天災地變を語れ、

田沼意次父子專横の事績を語れ、

田沼意次の勢は何より衰運に向ひしや、

十一代將軍家齊、

松平定信は老中になる以前より已に名望高かりしことを語れ、

定信の事業を記せば、

節儉と貯蓄、文武の奨励、風俗の矯正、官學の主義を定む、

定信の尊王、

定信の人物に付きて知る所を語れ、

二、田沼意次中央にありて、腐敗の源泉となるを以て、士風は衰へ天下の風俗は益遊惰淫靡に趣き、元祿時代よりも一層甚しかりしを知らしめよ、

三、松平定信と吉宗將軍とを比較せしめよ、

四、定信の治績を語ると共に一面には定信の人物精神を知らしむべし、挿繪の説明

松平定信肖像

當時の谷文晁の筆に成りたるものなり、肖像によりて定信の人物を附説するをよしとす、其着せるは羽織にあらず、十徳と云ふものなり、其髪多き等は異なる點なり、

松平定信海岸を巡視する圖

露人の根室に來りて互市を請ふや、定信益海防の一日も忽にすべからざるを知り、自ら豆相房總の沿岸を巡視して防守の策を講ず、其脚絆草鞋の輕装にて出で立てるを見よ、閣老の身にしてかゝる行装にて數人を従へ、江戸を出でたるは、一面には世人の隋氣を醒まし士風を振んとするの精神もありたるなり、

教具

松平定信肖像、聖堂の圖今日の聖堂は寛政年間に規模を大にしたるもの

第二十三章 天保の改革

江戸繁昌の極

定信は七年にして職を退きしも、家齊は職にあること五十餘年に及び、其治世は寛政

享○和○文○化○文○政○天○保○の○始○め○に○わ○た○る○徳○川○の○將○軍○中○未○だ○曾○て○あ○ら○ざ○る○の○長○治○世○な○り○此○
間○天○下○事○な○く○江○戸○の○繁○昌○其○極○に○達○し○世○に○稱○し○て○大○御○所○時○代○と○云○ふ○大○御○所○は○曾○て○家○
康○を○云○ひ○し○稱○な○り○し○も○家○齊○も○太○政○大○臣○に○上○り○退○隱○し○て○猶○政○を○見○し○か○ば○大○御○所○と○呼○
ぶ○に○至○れる○な○り○大○御○所○時○代○は○學○問○も○普○及○し○文○學○工○藝○進○み○商○工○業○發○達○し○風○俗○益○々○華○
奢○に○赴○き○實○に○江○戸○の○繁○昌○其○極○に○達○し○た○る○の○時○な○り○然○り○表○面○よ○り○之○を○見○れ○ば○太○平○の○
極○治○な○り○退○いて○之○を○察○す○れ○ば○人○は○花○に○酔○ひ○物○質○的○快○樂○に○耽○り○太○平○の○極○士○風○漸○く○壞○
れ○て○幕○府○衰○亡○の○兆○萌○し○初○め○た○る○の○時○な○り○

天保の改革

天保八年家齊退きて子家慶職を襲ぐ、これ徳川の第十二代將軍なり、水野忠邦老中たり、忠邦内士風の漸く壞れんとし、外は外艦の出没頻繁にして幕府の前途も大に憂ふべきものあるを見て、幕政を刷新して享保寛政の盛時に復せんとせしも、家慶の初政は家齊西の丸に居て寵臣等猶權を振ひしを以て、黙して其機會を伺へり、家慶の年に家齊薨じて中陰を過ぐるや、西の丸の役人等が役所引拂に際し、官物を私して當分の訣別と稱して町藝者を招きて徹夜酒宴を催し、世上の非難を招くに至るや、兼ねて西の丸の悪風を憤慨せし忠邦は先づ従前西の丸にて勢力ありしもの以下凡そ九百餘

ハを退け、或は知行を削り、或は隠居、蟄居を命じ、或は之を嚴罰す。天下皆目を拭はざるはなし。忠邦因りて官紀の振肅に従事し、役人一般に太平を修飾する事なかれ主義を廢して、士風を引立てんとし、言路を開通し、賄賂を嚴禁し、又洋式銃隊演習を始め、衰へたりし符獵を興し、昌平校の學風を興して、文武を奨勵し、一面には天下に節儉の令を下して、嚴に華奢の俗を矯むるに至れり、即ち菓子料理の高價なるを禁じ、玩具に金箔を用ふるを禁じ、雛人形の八寸以上なるを禁じ、烟管、煙草入れに金銀を裝ふを禁じ、小袖の三百目以上染小袖の百五十目以上なるを禁じ、其他櫛笄、下駄の類に至るまで一切高價なるものを禁じ、賣るものも買ふものも見付次第捕へて之を嚴罰す。中には天鷲絨の鼻緒の爲に獄に下さるゝものあり、

忠邦風俗を矯正せんとして、女淨瑠璃寄席等を一切禁止し、又府下を檢覈して二十四所に散在せる公娼私娼を驅りて、四千人を吉原に集め、其他を嚴禁し、吉原に入りきれざる二千人は諭して正業に復せしめ、又俳優が常に風俗を亂すの根元たるを見、俳優の市井に難居するを禁じ、市川海老藏の深川の邸宅が華美を盡して、分に過ぐるを以て之を沒收して、海老藏父子を手錠に處し、又富豪の別邸等の分に過ぐるものを沒收す、又嚴に出版を取締りて、爲永春水等の猥褻にして風俗を亂すが如き戯作者は容赦

なく之を嚴罰して、或は手錠を申付け、出版人も所拂ひ、或は過料に處し、板木師を罰し、板木を沒收し、團扇に俳優藝者の繪あるものを禁ず、此に於て都下肅然として、恰も水打つたるが如く、幕府の綱紀も亦振はんとするに至りしも、其餘り苛刻に過ぎて、人民の怨嗟するもの多かりしかば、幾何ならずして職を退けらるゝに至れり、世に天保の改革と稱す、二宮金次郎の篤行格勤農事經濟殖産に長ずるを賞せられて、登庸せられしも、此時なり、

忠邦の已めらるゝや、市民等其邸に向て瓦礫を擲ち、幕吏之を制して、漸く已む、其人望なりしや、知るべし、然れども、忠邦の考ふる所施設する所は、皆當時の急務にして、成功せば、以て幕府の根柢を強くするに足るものありしなり、惜しい哉、其改革の餘りに急劇にして、其用ふる所其人を得ざりしかば、遂に目的を達せずして、退き、世運は滔々として益下るのみ、正に是れ識者の大に憂ふべき時なりしなり、

備考

天保節儉の令は苛酷に過ぐ

天保十二年十月町觸

享保實政度町々々觸渡置候御注意にたがはざる様、先達而申渡置候處、右觸書之趣年經候儀に而、其後觸示候趣も有之候に付、尙亦此度左之通相觸候

- 一 不益に手間掛候高直の菓子類料理等向後無用に候、是迄拵來候共相止可申事
- 一 能裝束甚結構なるに相見候間向後手輕之品相用可申候
- 一 はま弓、菅蒲甲刀、はご板之類金銀かな物併箔用ひ申間數候
- 一 雖並もて遊び人形之類八寸以上可爲無用候、右に准し以下之分は露末之金入どんす之類之裝束は不苦候事
- 一 雜道具梨子地は勿論時給に候共紋所之外無用事
- 一 高直之鉢植もの賣買停止せしめ候事
- 一 喜せる、其外もて遊び同前之品に金銀遺ひ候儀は勿論、彫もの象眼之類並時給等結構に致し申間數事
- 一 女衣類大造成織もの、縫物無用に可致候、縫金糸等入候に而も小袖表一つに付代銀三百目、染模様之小袖表一ツに付代銀百五十目を限、夫より高直之品賣買致間數候、尤帷子も右に準可申事
- 一 町人共一統に華美之義無之様致し、自今町人男女共に分限不相應結構之品着用致し又は髪之かざり等迄も大造成品相用候ものも有之、組之もの見掛次第右居所名前等相糺町役相差添させ直に奉行所へ召連吟味致候間左様相心得べき事
- 一 櫛笄髪さしの類、金は勿論不相成、鬘甲も細工入組高直之品相止櫛代銀百目を限、笄髪さし右に準し下直に仕込可申事
- 一 但髮曲結にちりめん之色切をこしらへ、又は女子用候はきもの鼻緒等高直の品賣買いたすまじき事

忠邦失敗の原因

忠邦の下に使はれしものは人品高き人少く、寧ろ技倆ある方の人物にて中には酷吏も多かりしなり、而して天保節儉令の實行も人により所によりて斟酌あり加ふるに當時江戸市民の名望高かりし町奉行矢部駿河守定謙の罷免の如き西丸留守居筒井紀伊守政憲の罷免の如きは最も忠邦の名望を落せし原因たりしなり、二人共に學識ありて吏務に熟達し良吏の聞に高かりしを、遂に町奉行鳥居耀藏の讒構を聞いて之を罷めたり、鳥居耀藏は林大學頭衡(述齋)の弟にして、又渡邊華山等の蘭學者を禁錮すべきを主張し、蠻社の獄を起したるものなり、更に忠邦失敗の一は素より松平定信の如き門閥と名望なかりしことも其原因なり、忠邦の事業は瑕瑾多しと雖も然れども又幕末の一名宰相たるを失はず、

教授上の注意

一 物極りて變生す、太平無事一も憂ふべきものなきが如くに見ゆる時は衰兆亂源已に動くの時なるを知らしめ、世事は常に警戒を要すべきものなるを知らしめよ、

二 忠邦の事業の重なるもの左の如し、

- 1. 官紀振肅
 - 2. 節儉の勵行
 - 3. 風俗の矯正
 - 4. 其他の施設(略せり)
- 時間少ければ節儉の勵行のみに止むるも可なり、
 三、忠邦の改革と定信の改革とを比較せしめ、且其成功不成功の原因につきて考へしめよ、

第二十四章 尊王論と國學の勃興

尊王論漸く起る

源頼朝幕府を鎌倉に開きて武家政治を創めてより武家の政權を執ること已に久しく、建武の中興も僅かにして失敗に終りしを以て世人は一般に武家政治に慣れて敢て怪むものなく又我國体の如何なるものなるかを究むるものなかりしも徳川氏幕府を開きて學術盛なるに従ひ次第に我國体の尊嚴なること武家政治の變態なること等一般に明かなるに至れり、
 徳川光圀學を好みて大日本史を編纂するや最も大義名分を明かにするに注意し、南朝を以て正統とし、楠木新田等勤王の諸將を稱揚し、足利尊氏を以て反旗を翻せしものとし(叛臣傳には入れざるも鎌倉に據りて反せしことを明瞭にせり)又楠木正成の精忠にして其墳墓の田畝の間に棄てられ

て又顧みるものなきを傷み、墓碑を建て、自ら題して嗚呼忠臣楠子之墓と云ひ、明人にして清に服するを肯かずして我國に來れる朱舜水の文を(即ち上卷の卷頭神裏面に彫す)常に子弟を戒めて曰く、我が君は天皇なり、將軍は我が宗室なり、何れも尊重すべきなり、子孫此義を忘るゝことなかれと、元旦には常に先づ京師を遙拜し、次に日光を拜す、
 學術の隆盛は識見あるものをして次第に光輝の如き考を生ずるに至らしめ、忠孝仁義を説ける儒教の隆盛と國史の研究とは此の如くして國体の特異なる次第を覺らしむると共に、漸く幕府の朝廷を抑壓し奉る所爲を憤慨せしむるものを生ずるに至れり、

竹内式部と山縣大貳

九代將軍家重の頃に竹内式部あり、越後の人なり、儒學及神道に精しく、勤王の精神に厚し、京に入りて學を講ずるや、徳大寺大納言、正親町三條大納言、鳥丸大納言以下公卿從て學ぶもの數十人、其他公卿以外にして前後門に入るもの數百人に及ぶ、式部常に皇室の衰微を嘆きて、王朝の盛事に復せんとするの志あり、諸公卿に説きて曰く、方今世人が將軍の貴きを知りて、天子の貴きを知らざるは、君臣上下學問の足らざるによ

るもし上下學を修め徳を修めば天下の萬民皆其徳に服して天子に心を寄せ自然と將軍も政權を返すに至るは掌を反すが如しと公卿等其説を聞き大に悟り徳大寺大納言の如きは式部の經説即ち山崎派の經義をとりて天皇に進講せんとするに至り時の天皇桃園天皇亦學を好ませられしかば徳大寺卿等の神書經書の講話を聞きて悦び給ふ一條前關白兼香及關白近衛内前等式部の説の因て大事を來さんことを恐れこれを所司代に告ぐ幕府亦式部の説を以て危険なりとし式部を京師より追放し公卿も座して又職を免せられ遠慮を命せらる(寶曆九年)

後幾何もなく十代家治の時に江戸に山縣大貳あり甲斐の人なり儒學律令天文地理兵法に精しく式部と志を同ふせり江戸にありて兵法を教授し柳子新論を著はして志を述べ又院政略記を著はして白河烏羽二帝の失政の爲め遂に政權の武門に移りしを慨嘆す時に正親町三條家の家臣にして藤井右門と云ふものあり劍術を善くし竹内式部と相知り志を同ふせしが又江戸に來り大貳と往來し常に皇室を尊揚して幕府を抑む慷慨邀越却て大貳に過ぐるものあり幕府遂に大貳右門を捕へこれを窮問し天子は囚人に同じと云ひ箱根及江戸城等を攻取するの例をとりて教授する等大不敬にわたるとし遂に大貳を斬に處し右門を獄門に梟す其他大貳と交はるもの

罪せらるること差あり式部時に伊勢にありしも亦捕へられて八丈島に流さる船中病を得島に至り幾何ならずして死す式部大貳の論は勤王の至誠より出でたるものにして其説正大今日より見れば唯國体を道破したるものにして一點の新奇なるもの雖も當時にありては激に過ぎて大に幕府の忌む所となり遂に刑死するに至りしかば是れより復幕府の不義を論ずるものなし然れども時勢の進歩學術の普及は變態なる幕府の主權を取りて朝廷に還さしめざれば已まず

高山彦九郎蒲生君平

十一代家齊將軍の時に高山彦九郎蒲生君平あり共に勤王の精神に厚く君平は山陵の荒廢を慨きて自ら諸陵のある所を踏査して山陵志を作る又露人の來寇を憂ひ海防論を草してこれを老中に上る幕府これを見て邊防は國の大事にして處士の言ふべき所にあらずとして之を罰せんとするを聞きこれより又言はず書を著はして尊王の意を寓す彦九郎は慷慨にして熱烈忠孝は其性に出づ京に出入して中山大納言の信任を受け天下を周遊して尊王の精神を鼓吹す其京師に入る常に三條大橋の東に至りて皇居を遙拜して曰く草莽の臣高山彦九郎なりと路人指して笑ふも顧みず又等持院に至り足利尊氏の墓を見罵りてこれを答つに及ぶ其義僕孝子の事を聞く

や必往いてこれを問ひ、嗟嘆して涙下るに至る、露人の北邊を擾すの報を聞くや、單身蝦夷地に入りて虜情を探り、後西遊して久留米に至り自殺す、人其故を知るものなし

頼山陽

彦九郎と殆ど同時に頼山陽あり、漢學歴史に長じ詩文を以て著はる、常に昇平久くして士氣の振はざるを慨し、氣節を以て自ら持し、處士を以て京師に居り、講説の餘日本外史及日本政記を著はして、皇室の尊ふべきを説く、其文章明快にして、壯快世人多くこれを愛讀せしかば、尊王の精神は次第に廣きに及ぶ、

國學の勃興

尊王論の盛ならんとするに當り、これに刺激を與へて、益其勢を助けたるものを國學の勃興とす、徳川光圀の曩に大日本史の編纂に従事する時に當り、難波に僧契沖あり、古文古歌古言を研究して殊に萬葉集に精し、光圀これを水戸に聘せん、せしも出家の身なりとて辭して就かず、光圀即ち臣下中の國學に志あるものを選んで、安藤爲章大日本編纂に與りし一人、従つて遊學せしむ、

契沖一たび古學を究めてより、是より國學を修めんとするもの漸く起り、八代吉宗將軍の時には京師に荷田春滿出づるに至る、春滿は京都稻荷山の神官の子にして、國史

律令に精しく又萬葉に精し、春滿和歌の中古以後淫靡の風に流るゝものあるを惡み終生戀歌を詠せず、曾て詠じて曰く、踏み分けよ大和にはあらぬ、唐鳥の跡を見るのみ人の道かはと、又京師に國學校を立てんとして、幕府の許可を得しも、果さず、晩年に徳川吉宗の聘を受けしも、年老いたるを以て辭せり、在滿家學を續ぐ、

加茂眞淵、本居宣長

春滿の門人に加茂眞淵あり、濱松一旅舎の養子なり、年三十七にして志を立て、春滿の門に入り、學成りて江戸に出で、國學を講ずるや、門人集まるもの多し、是れより國學廣く世に行はる、眞淵の國學に於ける國史律令より歌謠古言に至る迄、通達せざるはなく、著書甚だ多し、其著に國意考あり、國學は又古歌古文のみの解釋にあらずして次第に國體發揮に向へるを見るべし、飛彈工はめてつくれる、眞木柱たてし心は動かざらまし、世人稱して眞淵以前に眞淵なく、眞淵以後に眞淵なしと云ふ、然れども國學は眞淵の門下たる本居宣長に至りて更に大成を見るに至れり、

宣長は伊勢松坂の人、遙に書を眞淵に往復して教を受け、遂に國史律令より諸家の記録歌書物語等に及ぶまで通せざるなきに至れり、宣長の名次第に聞ゆるや、遠近より來り學ぶもの多く、門下前後六百餘人に及ぶ、後紀州侯に聘せられしことあり、其京に

出で、書を講ずるや名聲益高く、公卿も微服して密に行いてこれを聞く、宣長の著書甚だ多く、眞淵に過ぐ、其最も畢生の心血を注ぎしものは古事記を解釋せる古事記傳とす、古事記傳は四十四卷より成り、前後三十五年を費やし、宣長の七十歳の時に始めて完結したるものなり、宣長常に國体を明にするを以て己の任となせり、曾て咏じて曰く、

敷島の大和心を人とはい

朝日に匂ふ山櫻花

當時漢學盛にして、漢學者中には儒學に心酔するの極支那を尊びて中華とし、我國を卑し、み内外本末を誤るものありしかば、宣長努めてこれを排斥して、古道を明にするに力めたり、
宣長の學を傳へたる平田篤胤は盛に神道を唱へて極力儒佛を排撃せり、其著に古道大意、西籍概論、出定笑語、古史傳、古史徵等あり、篤胤氣力人に絶し、精悍にして一世を睥睨し、其著述に従事するや時としては七晝夜も机を離れず、寢に就かざることあり、其肱つく所は机爲にくぼみ、肱より血出で骨露はるに至るも顧みず、其說過激にして、同情者を得る少かりしも、然れども一世を警醒したるの功は少からず、年六十八才に

して歿す、其辭世の歌に曰く、

思ふこと一つも神に勤め終へず

今日やまかゝるかあたらしの世を

著書、一百餘部門、下五百余人、普通入門の者は二千に餘れり、國學の次第に盛になり、來りたるを見るべし、

塙保已一

宣長篤胤等と學系を異にして、宣長當時に名を轟かしたる國學者に塙保已一あり、七才にして明を失ひて盲目となりしも、強記人に絶し、古史律令和歌和文より近代の武家の有職故實等に至るまで精通せざるなく、武家名目抄已下の著少からず、教を請ふもの益多し、後幕府の保護を得て和學講談所を設置し、七十六才にして没す、其輯集する所群書類従は正編合して千二百七十三種、六百三十五卷に及び、續篇は二千百三種、一千百八十五卷に及び、合計三千餘種、千八百二十卷、此に於て諸家傳ふる所の秘書珍籍因りて不朽に傳はるに至り、後世の學者益を受くること多し、此の如く國學の大家、續々輩出して、古史古文の研究益盛なるに至りしかば、我が國體の世界に比類なきこと大義名分の忽にすべからざること益一般に明かなるに至れり、

備考

勤王の倡首

水戸光圀公、明治に至り、更に正一位を贈り、洵に是勤王の倡首にして實に復古の指南たりとの優渥なる勅語を賜はれり、世に水戸黃門と云へるは、生時に從三位中納言たりしを以てなり、黃門は中納言の唐名なり、

學者の輩出

契沖と同所に下河邊長流あり、次いて北村季吟あり、宣長と同時に谷川士清、富十、谷成章、荒木田久老あり、文化、文政、天保の間の國學者には、伴蒿溪、加藤千蔭、村田海、清水濱臣、藤井高尙、上田秋成、香川景樹、橘守郤、小山田與清、伴信友、屋代弘賢等あり、

本居宣長

伊勢松阪の人、幼より漢籍を學ぶに強記絶倫にして、群童能く及ぶものなし、二十三歳にして京都に至り、儒學及醫術を修めて歸り、二十八歳の時より小兒醫を以て業となす、治を請ふもの甚だ多し、宣長二十七歳の時、契沖の著書を見て始めて國學を修めんとする志あり、後真淵の冠辭考を讀みて遂に意を決して國學を以

て世に顯はれんとし、遂に刺を通じて真淵の門に入る、時に寶曆十一年にして宣長三十二歳の時なり、真淵江戸にありてこれより書を往復して疑義を正し、國史律令格式諸家の記録、歌書物語に至るまで涉獵せざることなく、遂に大家となる、宣長勤勉にして手に卷を解かず、其病客の需めに應じて駕中にあるも常に書を手にしてこれを讀み、歌を咏するは常に黃昏にして讀書に不便なる時を以てす、門人等の間に爲に歌咏み時間等の名あるに至り、其書齋には常に三十六の鈴を掛け、氣倦む時は紐を引き鈴を鳴らして精神を新にす、依りて鈴の屋の號あり、宣長の名次第に高く遠近より笈を負ふて來り學ぶもの多く、遂に國學をして天下に洽からしむるに至れり、宣長の著述、中學生の心力を費やせしは、古事記傳にして三十五歳より稿を起し、七十歳にして終れるものなり、全部四十四卷、三十五年の歳月を費して成る、是に於て數百年來讀み難く解し難かりし古典も明なるに至り、世人も其最も貴ふべき古典たるを知るに至り、世界無比の我國體をして益光輝を放たしむるに至れり、其他直毘靈は皇國の目出度を解き、皇國の大道を明にせんとしたるものにして、詞の玉緒は亂れたる文法語格を正したるものなり、六十五才にして紀州侯に仕へ、奥醫師となる、實は國學の師として聘せられたる

なり、七十二才の時人々の請ひに應じて京都に上り、四條にありて講筵を開くや、中山大納言三條大納言以下の公卿微服して其講を聴く、此年九月二十九日、松阪の自邸にて没す、同所室山に葬る、實に享和元年なり、門人等私に諡して秋津彦瑞櫻根大人と謂ふ、墓地は生前に曾て自ら定めたるものなり、碑に自ら歌を刻して曰く、今よりははかなき身とし嘆かじよ、千代の住みかを定め得つれば、宣長の學は契仲春滿真淵の後を承けて之を大成したるものなり、後世の國學者春滿真淵宣長を稱して三大人と云ひ、又平田篤胤を加へて國學の四大人と云ふ、

高山正之

上野の人なり、年始めて十三、太平記を読み深く、武士の朝權を侵せしを慨し、忠臣事業の成らざるを悲み、憤然として勤王の志を起し、十八歳にして京師に入り、廣く交友を求め、特に中山大納言と善かりき、後四方に遊歴せしが、朋和禁闕の火災を聞き馳せて京師に赴けり、其京師を思ふこと、自己の父母に於けるが如く、忠節の志厚くして、天下の事變を見ること、恰も己の身に於けるが如し、祖父の死する郷にありて、冢側に廬を結びて居ること三年なり、魯人蝦夷を侵すに當り、正之深く之を憂ひ、單身蝦夷に入り、魯人の情を探検す、後西海に遊び志を得ざるを慨嘆

して自盡す、曾て等持院足利尊氏の墓に至り罵りて曰く、汝逆賊忠良を害し至尊を虐げ其罪天誅に容れずと、且つ罵り且つ鞭つ、案するに蒲生君平も亦東寺にある尊氏の木像を鞭ちしこと傳へらる、二人の志氣相同じ、故に符節を合はすが如し、正之布衣の身を以て遂に事を能くせざりしも、東西に奔走して人心を激動し、尊王攘夷の氣勢を振起したりし功は決して空しからざるなり、

蒲生君平

下野宇都宮の人なり、勤王の志甚篤し、四方に遊びて廣く同志と交る、君平祀政の大典を明にして王化を助けんと欲し書を著して世務を論じ、歴代天皇の山陵を涉覽して其荒廢を嘆じ、山陵志を著はして幕府に献せり、其佐渡に至る、順徳天皇の山陵の荒廢に歸するを見て悲泣して曰く、我國に生るゝもの何れか、天皇の臣子にあらざらん、何ぞ澆季の運此極に至るやと、又魯人の來寇を憂ひ、不恤緯を著して海防を論じ、之を閣老に上る、幕府之を罰せんと議するを聞き自ら悟る所あり、閑居して舊事を叙せんと欲し、先づ職官志を著す、文化十一年に死す、

水戸の學風

弘道館碑に曰く、上古神聖極を立て、統を垂る、未だ嘗て斯道に由らざるあらず、而

して聖子神孫なほ肯て自ら足れりとせず、樂みて人(支那の聖賢等)に取りて以て善をなす(中略)嗚呼我國中の士民神州の道を奉じて周孔の教に資り以て國家の恩に報いよと。

藤田東湖其著常陸帯にこれを釋して曰く、弘道館記の文中に神道を一になし給へる事世の謂ゆる國學者は漢土に詣へる見識と申し、漢學者は神道は一小道にて儒にならふべきにあらずと云ふ人もありなん(中略)我君の神道と稱へ給ふは世の謂ゆる者流の道にあらず、天地の初めより應神帝の御代まで異國の教未だ渡り來らぬ時の様こそ全く皇國の道なるべけれ、則ち其御代の様を神道と見給なりと。

京師堂上家の學風

光格天皇の御製に曰く、
敷島の大和錦に織りてこそ

唐くれなゐの色もはわあれ

仁孝天皇の京都に習學所を建て給ふや、習學所に榜して曰く、聖人の至道を履みて皇國の懿風を崇ぶ、聖經を讀ますんば何を以て身を修めん、國典に通せずんば

何を以て正を養はんと、文は三條大納言實萬の撰む所なり、吉田松陰釋して曰へ謂ゆる皇朝學の原則たり、水戸弘道館の立言と相符すと、此の如くして國民の自覺心は益發達し來れり、

教授上の注意

一、尊王の義は漸く知れわたりたれど此を口にするものなく、幕府の忌諱に觸るゝを恐れて沈黙せしも、今や意次政に當りて幕府の政弛むに従ひ、公然尊王を説き幕府の不義を論ずるもの漸く現はれしが、或は斬られ、或は流されしを以て、一時又言ふものなし、然れども士人一般の智識の進歩に従ひ、學問の研究盛に行はるゝに従ひ、世は益々天皇の尊くして我國の主權者に御在しますことを知るに至り、幕府の基礎漸く動搖せんとするに至れり、

二、竹内式部、山縣大貳の論旨に付き批判せしめよ、眞淵宣長、篤胤等の國學に於ける、何れも國體の發揮に大に有力なるものなりしことを事實によりて知らしめよ、勤王に關することの外其他の方面の傳記逸話の如きは成るべく略するをよしとす、凡てを尊王愛國に集中せしめざるべからず、

挿繪の説明

竹内式部朝臣の爲に書を講ずる圖

講ずるは式部にして聽けるは朝臣なり、朝臣の服は直衣なり、此圖と式部の尊王の精神に厚かりしこと並に其論旨等を連關せしむるを要旨とす、

本居宣長の肖像圖

此肖像によりて宣長の國學に深くして國体の發揮に盡せることを連想せしむるやうにすべし、敷島の大和心を人間はソの歌は自らの肖像に題せる歌なり、

瑠保己一の肖像圖

保己一總檢校(盲人の位)に進めり、着せるは檢校の服裝なり、學術該博にして強記絶倫非凡の盲人なりしなり、

第二十五章 露人の北寇と洋學の起り

邦人の海外に對する知識の退歩

三代將軍家光が鎖港令を布きしより約百五十年内外の交通は全く杜絶せられ邦人は又一人の海外に出づるものなく、外國人も僅に和蘭人支邦人の外來るものなし、是を以て邦人の外國に關する知識世界に關する智識は著しく退歩し、諸外國が此百五十年になしたる長足の進歩も知らず、露英兩國が頻りに東方の經營に着手し、東洋の

形勢漸く將に一變せんとするをも知らず、人は安逸に流れ、太平に慣れて世は何時までも此の如くなるべしと信せり、かかる時代に於て先づ外國の經營の大に注意すべきものあるを察し、大に海防の忽にすべからざることを唱導せしものを仙臺の林子平とす、

東洋の形勢變せんことす

是れより先、露國の西伯利亞經營は第十七世紀以來頻りに其歩を進めて、五代綱吉將軍の元録時代頃は已にカムチャツカ半島を經略せしが、十一代家齊將軍の頃には我が北邊を窺はんとするに至れり、而して一方に於ては英國の印度經營は益々成功して南方より次第に我國に近づかんことせり、加ふるに十九世紀始めに汽船の發明ありて、大に海上の往來を短縮せしめ、天涯萬里の地をして比隣の思あるに至らしめしかば、外人の東洋に往來するもの次第に頻繁を加ふるに至れり、

林子平

林子平は海外の形勢が此の如く變化せるにも關はらず、武事廢れて我國の防備一も見るに足るものなきを以て、海國兵談三國通覽を著はして、大に海防の必要を論じたり、其言に曰く、我國は四方海にして自然の防備をなし、天險の地なりと云ふも、其は昔し

の事にして今は却て四方海なるが爲に益々警戒を要すべきなり江戸日本橋より唐和蘭まで境なしの水路なり彼れ軍艦に乗じて順風に駕すれば一二日にして二三百里を來り得べしと又曰くヨウロッパ人は道遠し深く畏るゝに足らず近來露人の舉動こそ最も注意すべきものなり彼れは近頃エトロッパに來りて交易するも其本心は測り難しエトロッパを懐けば又蝦夷に至らん人情を以て云ふも南より北を侵すは難く北より南に向ふは易し歴史上にも此例多し最も戒心すべきなりと又曰く清國の對岸とても決して油斷すべからず四百餘州統一せば我に來るも圖るべからず已に元寇の例もあり然れども露國清國及西洋人に對して防備を立つるは獨り内地に於てすべきにあらず蝦夷朝鮮琉球に於て經營せざるべからずと時に松平定信職にありしも幕府は子平の書を見て人心を騒がすものとし其書を燒きて子平を仙臺に禁錮す子平遂に禁錮中に病死せり

露人根室に來る

子平の罪せられし年寛政四年魯船一隻我漂民伊勢國の磯吉幸太夫を送りて今の北海道根室に至り通商を請ひ松前藩之を論せしも去らず幕府即ち目付石川將監等を遣はして外國通商の事は長崎の外禁するを告げ信牌を與へて長崎に回航すべき

こと切支丹は我國の大禁なれば此に關する事物を持ち來るものは必害せらるべきことを論して還す是れ實に寛永の鎖港以來外國の公に通商を請ひし始めなり

北門の警備

此に於て幕府も大に海防を修めざるべからざるを知りて沿海の諸侯に命じて防備を嚴にせしめ老中松平定信をして伊豆相摸等の沿岸を巡視せしめ又伊能忠敬をして海岸を測量せしむるに至れり而して幕府は調査の結果蝦夷地は松前一藩に委すべからざるものあるを見寛政十一年に東蝦夷を收めて幕府の直轄とするに至れり蝦夷地即ち今の北海道は源賴朝が奥州を征伐してより津輕の安藤氏世々之を管し其後蠣崎氏若狭武田氏より分れしもの源氏の末全島を領して徳川時代に至れり松前氏は蠣崎氏の改姓なり徳川幕府の始めに松前氏居城は福山全島及北蝦夷樺太を以て幕府に屬せしかば幕府は總て松前氏に委任して少しも干渉せざりしも此に至りて東蝦夷を收め後に至りては又蝦夷全島を管して別に松前氏の爲に封を定むるに至れり

露人の千島經營

露人は我正徳元年(西曆千七百十一)年六代家宣將軍より千島の經營に着手し先づ占守島を占領して第一

島と稱し、第二島、第三島と名稱を付して次第に南進し、遂に第十八島得撫島に達するに至れり。此間露人は或は千島發見のために、或は日本屬島發見の名稱の下に遠征隊を派遣し、千島列島内に於ては屢々土人と戦へり、哀はれなる土人は幾度か其貪慾無情なるに對して抗戦せしも遂に敗れてこれに屈するに至りしも、露人も亦此の如くしては永久に利ならざるを知りて、大擾亂の後には方針を一變して、綏撫に力を用ふるに至れり。此間に於て更に注意すべきは我享保年中に我漂流民のカムチャツカに着せしものを露都に送りて、耶蘇教の洗禮を受けしめ、日本の航路等を調査し、西伯利亞、イルクツクに日本語學校を建て、此等の漂流民に日本語を教へしめたることなり。とす。これより露人は益南進に意を用ひ、我國に於て田沼意次が威權を恣にして幕政紊亂せし明和年中には樺太擇捉等に往來するに至れり。當時土人は露人を稱して赤人と呼ぶ。

邦人と露人の衝突

天明元年、松前藩の吏が千島諸島を按驗せしむるや、露人已に得撫にあり、吏乃ち得撫島の日本の屬領なるを説きて去らしめんとするも、露人抗議して去らず、曰く、此島は貴國の屬領と稱するも其實なし、現に三年前に露船一隻此島に漂着せし時の如きも

土人は物品を奪掠し船を焼けり、此の如きは此島に主權者なきを證するものにしてかゝる邊土は其地を開けるもの即ち主宰者たる權利を生ずるものなり、これ萬國の通法なりと。

近藤重藏と間宮林藏

寛政四年、露人の根室に來りて貿易を請ひしより、幕府も大に北方警備の忽にすべからざるを知り、同十年には目付渡邊糺等をして蝦夷地を調査せしむるや、近藤重藏、最上徳内等これに従ひ、重藏は徳内と共に擇捉に渡りしも、露人は已に十字架を建て、其領域なるを標示せしかば、重藏即ち十字架を撤して更に神祠を建て、露人の狀勢を偵察してこれを幕府に報し、益々防備の忽にすべからざるを見て、先づ官吏人夫日用品等を擇捉に送りて土地を開き、漁業の利を收むべしとせしも、擇捉國後間の海峡は航路險惡なるを以て甚だ苦めり、因りてこれが航海を開くが爲め御用船頭を募るや幸にして、淡路の人にして當時北海の航海を業とせる高田屋嘉兵衛これに應じてこれを助けしかば、重藏即ち擇捉に入り、大日本アトイヤの標柱を建て、全島を七郷二十五村に分ち、漁場十七ヶ所を開き、物を與へて土人を綏撫し、以て北方經營の基を開けり。時に寛政十二年にして伊能忠敬の測量のため蝦夷に入りし年なり、翌享和元年幕

府は又勘定奉行石川忠房等に命じて益々蝦夷地の探險に従事せしむるや間宮林蔵は進んで樺太を経遶靺鞨海峡を越えて西伯利亞に入り地理風俗等を探りて宗谷に歸れり林蔵前に宗谷を發してより凡そ二年二月に及び

露人の北寇

露國の使が根室を去りてより後十二年文化元年にして露の使節レサノツト曩の信牌を持して長崎に來り通商を許されんことを請ふ幕府これを拒絶すレサノツトは信牌を以て殆ど貿易を許可せられたるものゝ如く思ひて來りしも事皆齟齬せしを以て大に憤りて還り途に病んで死す此に於て其徒フポストフと稱するもの大に怒り文化三年に樺太に寇し四年には擇捉に寇して南部津輕の兵と戦ひ又理井尻島に來り脅迫して互市を許さざれば明年大舉して入寇すべしと云ふに至れり幕府は蝦夷地の益々警戒を要すべきを見遂に蝦夷地全部を收めて幕府の直轄とす

英艦長崎を騒がす

此の如くして北方には露寇の事世人の警醒を促がせしに加へて又西方には英船長崎に入りて暴行を逞ふることありしかば海防の事は益々有識者の注意をひくに至れり文化五年八月英國軍艦一隻和蘭陀の國旗を掲げて長崎灣に入る我吏蘭人を

從へてこれを迎へんとして至るや英人は直に蘭人を捕へ和蘭陀の國旗を撤して更に英國國旗を掲げ書を送りて食糧其他必需品を求め捕ふる所の蘭人と交換せんことを請ひ若し聽かずんば長崎市を焼き拂ふべしと稱し水兵を上陸せしめて掠奪せしむ長崎奉行松平康英驚いて兵を派して水兵を捕へしめんとせしも己に艦内に去りしを以て及ばず更に吏を派して其暴行を詰りしも要領を得ず英艦は唯蘭人のみを歸し錨を擧げて去る康英切齒すれども戍兵少くして如何ともすること能はず遂に屠腹して死す佐賀の鍋島藩主は警備を怠りしを以て亦譴責を被る鍋島の士爲に自殺して死するもの七人に及ぶ

攘夷論起る

此等の事變は益々邦人をして外人の忌むべきを思はしめ遂に夷狄攘ふべしとの論を一般有識者間に唱導せらるるを見るに至れり而して此後も英船は又常陸浦賀薩摩等に來り外船の近海に出沒するもの漸く多きを加ふるに至りしかば文政八年に至り幕府遂に公然外國船擊攘の令を布き我港浦に入るものは二念なくこれを打ち拂ふべしと令するに至れり

吉宗蘭學の禁を解く

此時に當りて撃攘を非として開港を論せしものは唯蘭學者ありしのみ始め家光の鎖港令を布くや蘭人貿易の物品をも制限して洋書は幕府の必要の外他と貿易することを嚴禁せしも八代將軍吉宗は蘭書の支邦譯したるものと天体解剖等の圖を見て其學術も從て進めるものあるを察し書物奉行青木文藏を長崎に遣はして蘭書を學ばしむ文藏は日本橋魚屋の子なれども學を好みて修養最も力めたるを以て、奉行大岡忠相の登用する所となりて幕府の書物奉行にまで進みしものなり文藏も亦庫中に藏する蘭書の圖を見て其精密なるを察してこれを研究せんとするに意ありしかば命を受けて喜んで西せり是れ我國蘭學の始めなり吉宗は此の如くして天下一般に洋書の禁を解きしも耶蘇教に關するものは之を嚴禁せり、

蘭學漸く起る

次いで豊前中津の醫に前野良澤と云ふものあり文藏に從て蘭書を學び若狹小濱の醫杉田玄白と共に蘭書の解剖書を見て其精否を確めんとするの念を起し小塚原刑場に至り罪人の屍体に就きてこれを對照し始めて其精確なる漢士の醫書の遠く及ばざることを知れり良澤玄白等是れより益醫書を研究し四年にして解體新書と名づけてこれを翻譯して世に公にするに至れり是れ我國に於ける蘭書翻譯の始めなり

り次いで家齊將軍の時に大槻玄澤あり前野杉田二氏に學び又長崎に遊びて蘭語を研究し蘭學階梯二冊を著はす是れ我國に於ける和蘭語法の書の出でたる始めなり是れより蘭學の研究益々進みて醫學曆學植物生理物理化學等の譯書公にせらるゝに至り西洋學術の傳來次第に多く又海防攘夷の論盛なるに従つて又其兵學砲術を研究するもの出づるに至れり、

開國說起る

されば是等の蘭學者は他の漢學國學のみを研究せるものより比較的多く海外の事情を知るを以て我鎖國主義の到底維持すべからずして攘夷の到底實行すべからざるを論ずるに至り杉田玄白の如きは已に書を著はして露國と貿易を開くべきを論じたり是れ幕末に於ける開港論の先驅とす文化文政天保の頃に渡邊華山高野長英あり共に蘭學に精通し天保九年英人のモリソン入港の事を聞くや又幕府が文政打拂の令によりて之を撃攘せんとするの不可なるを論ずるに至れり當時幕府の方針は極めて保守的にして甚しく新說異說を惡む際なりしかば登等の論を以て浮說奇說を唱へて世を惑はすものとなし長英を捕へて獄に投じ登を禁錮す登憤に堪へず不忠不孝渡邊登の七字を大書して家に自殺し長英は獄を脱して諸所に潛みしも

捕吏の至るに及び屠腹して死す、是れより開港の論天下に殆ど其跡を絶つに至れり。

文政打拂の令弛む

然れども外船の近海に出没するものは年々共に頻繁を加ふるのみなれば、幕府も大勢の趨く所到底一片の辭令のみを以て停止し能はざるを察し、天保十三年には文政打拂の令を弛めて彼より亂妨致し候節は打拂ふべしとなすに至れり。然れども和蘭人が屢々書を幕府に呈して鎖國の永續すべからざるを忠告せるに關はらず、鎖國の方針は遂に改めざりき。

備考

天保打拂の令

異國船渡來の節無二念一打拂可申旨、文政八年被仰出候、然る處當時萬事御改正に付、享保寛政度之御政事に被復不寄何事、御仁政を被施度との難有思召に付而者、外國之者にても難風に逢、漂流等にて食物薪水を乞候迄に渡來候を其事情不三分に一圖に打拂候而者萬國へ被對御處置とも不被思召候(中略)尤上陸は爲致間敷(中略)又は猥りに異國人に親しみ候義等は致間敷(中略)若し異國船より海岸の様子うかひ其場所人心の動靜を試候爲め坏に鐵砲を打掛候類有之哉

も難計候得共夫等の事に動搖不致、渡來の節事實能々相分り御憐恤之御主意貫き候様取計可申候、され共彼方より亂暴の始末有之候歟、望之品相與へ候ても歸帆不致及異議候は、速に打拂臨機の取計者勿論之事に候、備向手當之義者、猶追而相達候次第も可有之哉に候

青木文藏

長崎の通詞は和蘭語に通ずるも蘭書は讀むを許されざるを以て青木文藏の命を受けて長崎に至りし頃は蘭書の研究に不便を感ずること少からず、其生涯中に知り得たる所は僅に四百餘言に過ぎざりしと云ふ、文藏の長崎に來る、通詞西善三郎吉雄幸作等も切に蘭書購讀の許可を得んことを請ひしかば、吉宗遂に洋書の禁を解くに至れり、但し切支丹宗門に關するものは例によりて嚴禁なり、

前野良澤

此頃豊前中津藩の醫士に前野良澤あり、一日同藩の士が蘭書の斷片を示して讀解し得べきやを問ひしに良澤曰く同じく人の錄するものなり何ぞ讀み得ざるの理あらんやと、これより奮然として蘭學を研むるに志あり、後青木文藏を訪ふて教を受けしは良澤四十七才の時なり、幾何もなく其年に文藏病んで没す、良澤

は更に蘭學を知らんと欲し遂に藩侯の許しを得て長崎に至りて蘭書を學び、業益進むに至れり。

獨逸人シーボルト

後文政六年、獨逸人シーボルトは和蘭館の醫として長崎に來れり、其醫學と博物學とに精しきを以て就きて學ぶもの甚だ多く高野長英、伊藤圭介の如きも其門に出づ。

渡邊登

華山と號す、博く書史に涉り蘭學に通ず、三河田原侯の微臣なり、家貧なるを以て書を學び書を以て父母を養ふ、天保年中祿百石を加へられ年寄格に進み、心を民政に用ひ頗る治績あり、華山素より開港の見を懐くと雖も亦沿海防備の一日も忽にすべからざるを見て自ら諸外國の旗を模寫して有司に頒ちて以て不時に備へしむ、英將モリソン入港の事を聞き幕府の之を擊攘して以て事端を生せんことを恐れ、曰く此の如くんば向後如何なる影響を我國に及ぼさんも測り難し、吾等の日頃外國の書を研究するは此の如き時の用に供せんとするが爲なりと、乃ち缺舌小記、憤機論、蕃論私記を著はして以て外國の事情を説き、以て世人の蒙

を啓かんとせしも幕府の忌む所となりて遂に奇禍に罹る、次いで蟄居中に書を友人と往復せしを幕府の責むる所となり、累を君侯に及ぼさん恐れて自殺す

高野長英

陸奥米澤の人、江戸に出て、略醫術を修め又長崎に至りてシーボルトの門に入り、蘭學と醫術とを研めて江戸に還り醫を業とす、弟子其門に集まるもの多し、渡邊登、長英の才を愛し田原侯に薦めて蘭學の師とす、長英、天保九年、モリソンの來らんとするを聞き、夢物語を著はして極めて攘夷の不可を云ふ、此夢物語及登の憤機論は唯同志の人に示せしのみにて別に出版して世に公にしたるものにあらずと雖も、一時世人の傳誦する所となりて大に世の注意をひくに至りしかば遂に幕府の忌諱に觸れて、長英は獄に投せらるゝに至れり、長英後密に獄を脱して諸所に潜み諸侯の需めに應じて兵書を譯せり、長英最も蘭學精に精しく其兵書の如きも他人の善く譯する能はざる所なりしかば、此等の事より次第に追跡せられて遂に捕へられんとせしかば、捕吏と闘つて遂に自殺するに至れり。

西洋兵術

外艦の我近海に出發するに及び志を西洋の兵術に傾くるもの多く、鈴木春山は

三兵活法を譯し、長崎の高島四郎太夫(秋帆)は西洋軍隊操練及砲術を講じ、伊豆下田の代官江川太郎左衛門(英龍)信濃松代藩士佐久間修理(象山)等も洋式操練並に砲術を研究するに至れり、

林子平

仙臺の人、三國通覽、海國兵談を著せしが爲に江戸に召して贅居を命せらる、時に寛政四年なり、咏じて曰く、父母もなく妻なく子なく版木なし、錢もなければ死にたくもなしと、是より六無齋と號す、書中に要害を説き地圖を挟みたるを以て仙臺藩に禁錮せられ禁錮中に死す、平子曾て京に至り中山大納言愛親卿に謁す、愛親卿高山の時事を慷慨し涙と共に語る由を嘆賞す、平子曰く、彼れは泣辭あるのみ、太平、只憂ふべきは海防の一事のみ、一旦外寇あらば彼れは泣くより外なかるべしと、君平子平を訪ふ旅裝醜陋なり、平子曰く、この寒書生ぞ何とて左は見苦しきやと、君平も亦田舎人の無禮かく迄とは知らざりしとて去る、後十余年にして蝦夷の亂あり、君平始めて子平の先見に服す、明治初年に正五位を贈らる、

伊能忠敬

下總佐原の人性温和にして天文曆數學を好み力を其研究に専らにせんせし、も家道衰へたるを以て意を得ざりしが、勤勉して家道を略、整へ家を子景敬に委ね、江戸に出で、高橋東岡の門に入りて西洋曆法を學ぶ、時に年五十餘、業成るや名聲甚だ高く、幕府忠敬に命じて諸國を測量せしむ、忠敬精勵倦まず、西は壹岐對馬より北は北海道に至り全國殆ど涉らざるの地なく十八年にして遂に我國の輿地實測圖を完成す、其調査の精密にして確實なる、未だ曾てなき所にして殊に沿海の經緯度はこれによりて初めて詳なり、近年に至るまで尙本邦製圖の基本たり、明治十六年に至り正四位を贈らる、

教授上の注意

- 一、家光の鎖港政略が如何に我國をして世界の進歩に後れしめたるかを知らしむることは最も必要なり、
- 二、而して幕府は世界の大事をも知らず、實力を養成して有事に備ふることをもなさず、漫に先見の明ある憂國の志士等を對して一時を瀰縫するに過ぎざりしは、ベルリの渡來に當て大狼狽を來せしめたる大原因なるを知らしめざるべからず、
- 三、近藤重藏、間宮林藏は特に北方の警備に盡力せしこと及伊能忠敬が測量を以

て大に國家に貢獻せしこと等は特に注意すべきものなり、

西洋學の研究は次第に世界の事情を知らしめ、又彼の學術の大に進歩せる點を知らしめて、杉田玄白の如き開港論者を出すに至りしことを知らしむべし、其他は横道に入らざるをよしとす、

挿繪の説明

近藤重藏擇捉島に標柱を立つるの圖

高田屋嘉兵衛等が幕りに應じて擇捉國後間の航路を開き、重藏が露人の十字架を撤去してアトイアの標柱を立てたることは本文に説けるが如し、
海城寒折月生潮、波際連橋影動搖、自是二千三百里、北辰星下建三銅標、
當時一部の志士が北方の開拓探險に力を用ひし意氣や此の如くなりしなり、

第二十六章 幕末の開國

攘夷論は、ベルリ渡來によりて盛んに尊王論は、井伊大老の違勅によりて實際問題となり、而して安政の大獄は天下を驅つて幕府の敵たらしめ、討幕論の伏線となす、此に於て、維新革命の萌芽備はる、大勢の移動は再轉三轉、數轉して、討幕の密勅となり、大政の奉還となり、鳥羽伏見の激戰となる、皆是れ、駭心眩目の事ならざ

るはなし、吾人の教材に採るは、主として、此大變遷を説き、王政復古の由來を知らしむるにあり、

他國の事情は知らず、宇内の形勢大に變ずるも知らず、外人を斥して夷狄となし、萬國の通義に背きて自ら高しとす、嘉永安政の外交是れなり、戸を鎖し門を關し、陶然として桃源の夢に遊び、武備治めず、國庫貯へず、周章狼狽して、和戰の間に彷徨す、嘉永安政の幕府是れなり、而して我が國民忠君愛國の精神は、最も能く、此の間に發揮せられ、勇壯敢爲の氣象も、又能く、此間に發揮せられぬ、此れを維新の動力なりとす、而して世界の大勢と二千年來の歴史と、二百年の鎖國とは、相頼り相集まりて、此の動力を鍛成せり、左の一篇は、ベルリ渡來より、櫻田の變に至る迄、所謂尊王攘夷論の愈實際問題となり、討幕論の萌芽も、將に勃發せむとする迄を、叙したるものなり、

ベルリ浦賀に來る

人は浮華に流れて、太平の夢正に濃かなる、嘉永六年六月、眠りを破る、警報は天の一方より傳はれり、亞米利加合衆國の水師提督、ベルリが軍艦四艘を率ゐて浦賀に入港せること、これなり、

亞米利加合衆國は清國との往來の途次我國に寄港するの至便なると捕鯨船の我近海にありて漂流するもの、我國の保護を受くるの必要なると其修交通商によりて彼我の利する所大なるものあるを見て遂に意を決して強硬に開國を迫るに至りしなり、

然れども米艦の浦賀に來る此時に始まるにあらず是より先天保八年には米艦モリソン號我が漂流民七名を送りて浦賀に來り貿易を開かんことを請ひしも幕府は之を許さざるのみか文化打拂の令によりて砲撃せしかば遂に危険を避けて港外に去れり此時米艦は特に其目的の平和貿易にあることを示さんが爲に武裝を解除して入港せり然れども砲撃を免るゝ能はざりき尋いで弘化元年に米國大統領は和蘭政府を介して我國に貿易を開くべきを勧め翌二年には米の捕鯨船が我北海に於て漂流民十數人を救ひて浦賀に入港せしも此度は特別を以て漂流民を受くるも今後再び來るなかれと命せられて去れり嘉永元年には水師提督ピットル軍艦二艘を率ゐて浦賀に至り通商を許されんことを請ひしも沿岸防備の兵船に圍まれ武器を差出すべきを命せらるピットル即ち軍艦はかゝる要求に應ずべきものにあらざるを告げてこれを辭し已むを得ざるものとなして去れりこれより米國は我國の普通の手

段を以てせば容易に貿易を許すものにあらざるを論り爾後年々我近海を來往するものあるも亦敢て通商を請はず遂にベルリ提督に全權を委し已むを得ずんば戰闘に訴へても開港を促すべきを令するに至れり故にベルリの東京灣に入るや四艦に戰闘準備を命じて砲口は皆開きて裝彈し將校以下各配所につかしめ其浦賀に着するも談判は何處迄も強硬にして一步も借さず浦賀奉行が二たび長崎に廻航すべきを命ずるも聽かず其軍艦を圍繞する四藩川越、忍、彦根、會津の兵船に對しては其無禮を責めて撤去を求め若し撤回せざれば自ら之を拂はんことを告げ沿海を測量して其停めらるゝや萬國皆之を許すと稱して顧みず此に於て幕府も大に驚き米艦のために江戸市内は將に修羅の巷とならんとすの風評は早くも市内に擴まりて老弱は逃れ隠れ恰も大雨將に至らんとするの前木の葉の風に誘はれて立ち騒ぐが如く上を下への大混雜をひき起しぬ殊に浦賀江戸間の注進は櫛の齒を引くが如く人馬駈け差ひ町奉行目付は日夜警戒して江戸市中を巡視し萬一夷船近づけば早半鐘を以て合圖すべし旗本己下の士は火防の具にて身を固め持ち場一を固むべしとの命令は傳へられ虚報は虚報を生みて江戸にては十艘五千人と傳ふるあれば京都にては百艘十萬人と傳ふるもあり異人斬るべしと慷慨するものあれば伊勢の神風今にも吹かむと

豫言する敬神家もあり、一般に五百年前の蒙古來寇が再び新にせられたるが如き心地して内外の混雜は一々名狀すべからず。

何故しにかく騒げる、米艦四隻と云ふも二隻は蒸氣船はにして他の二隻は帆前船なり、其噸數と云ひ速力と云ひ甚だ微弱なるものにして遂に四千裡を隔てたる米國より挺進せる孤立の小艦隊なり、併かも其戦闘員は全艦隊を集むるも僅に五百人に過ぎざる小人數のみ、全國を擧げて狼狽するには餘りに小數なり、然れども當時にありては全國を通じて一の戦ふに堪へたる砲臺なく、一小軍艦だになし、又五百石以上の船あるをも許さざるなり、曾て松平定信が腰便當にて房總相豆の海岸を巡視して海防を講せしと云ふも一の用に立つたなく、殆ど見戲に等しきものなり、幕府は從來虚勢を示して打拂令を布きしも此に至りては殆ど手を出すに所なく、若し山の如き軍艦が一回轉せば漂蕩覆没するが如き小船のみ何を頼んで敵と闘はん、恰も金銀財寶を所有する富家が睡眠せる間に強盜が突入し來りて咽喉に短刀をあてがはれたるが如く、大砲軍艦は已に帝國の中心たる江戸に向つて擬せられたり、幕府は惟れ命是れ従はざるべからず。

談判の要領

幕府はベルリの要求に壓せられて遂に浦賀の西方久里濱を以て彼我使節の會見場となし、五千の兵と二百の小船我國當時の大船を備へて警備とし、浦賀奉行井戸弘道戸田氏榮を以て應接せしむることに定む、ベルリ即ち先づ兵三百人を上陸せしめ、自らは部下三十餘人と十三發の祝砲と共に艦を離れて會見場に至り、大統領の國書を呈し貿易を開かんことを望む、其國書の略に曰く、我國洋を隔て、貴國と相對し、汽船の行程僅に十八日に過ぎず、これより二國相和親し互に貿易を通せば必互に國を利すること大なるものあらん、若し之を疑はば數年間之を行ひ果して益なければ止むるも可なり、又我國の商船及捕鯨船にして貴國の近海に航するもの多し、もし難破して漂流するものあらば願はくば之を救護し、且つ南方の一港を開きて碇泊すること、を許せと、幕府浦賀奉行をして之を答へしめて曰く、事甚だ重大なり、明年を期して確答すべし、宜しく長崎に來るべしと、ベルリ即ち明年を約して去る、去るに望み軍艦を進めて海上を測量して本牧の邊に及ぶ、幕府の閣老を始め江戸市民の最も狼狽し最も驚駭したるは此時なり。

幕府京師に奏し諸侯の意見を諮ふ

當時將軍家慶病に臥し老中として局に當りたるは阿部正弘なり、正弘は温厚にして

思慮周密なる人なりしかば先づ水戸齊昭を起し隔日登城として幕議に參與せしめ、一面には使を發して米艦渡來の事を陛下に奏上し、一面には諸侯に國書の寫しを示し其意見を問へり、從來幕府は凡て專制主義にして曾て大事を諸侯に諮りしことなかりしも此に至りて幕府も一國の安危にかゝる重大なるを以て衆議輿論を聞くに至れり、而して京師の朝廷に奏上するに至りしは誠に然るべきことにして、尊王論の發達したるを見るに足るべきものとす、結果より見れば朝廷への奏上は爾後常に朝廷の御思召を伺はざるべからざるに至り、幕府は遂に内外の板狭みの爲に自ら大政を奉遷して退かざるべからざるに至り、諸侯の意見を徵したるは爾後幕府の政策に諸侯志士が是非を狭むの端を開き、幕府は遂に衆議輿論の爲に制せられて益苦しむに至りしと雖も、當時の國情より見れば正弘の處置は一般に穩當なるものとせられたるものなり、諸侯の意見書は集まれり、大多數は主戰論にして開國を主張するものは僅に十の一二に過ぎず、國內の大多數は米人が國禁をも願みず、浦賀に碇泊して通商を強請し、威嚇せるを憤り、其通商と稱するも其意測るべからざるものとなせるものなり、佐賀藩の如きは最も強硬なる攘夷論者にして、勝敗の決何れに歸するも兎も角一戦を觀して國內の士氣を覺醒せざるべからず、今日の如く安逸遊惰の風が一

世に瀰漫するが如くにては國を強くすること能はずとし、水戸其他の諸藩は兵備の整はざるを以て暫らく彼が請を容れ、遷延時日を送るの間に急に軍備を整へて彼を攘ふべしとし、攘夷の論全國に囂々たり、幕府も國內諸藩に戰意を示し、武備を嚴にすべきを令し、大船製造の禁を解き、品川に砲臺を築き、且つ熊本萩會津等の諸藩をして武相總房の海岸に屯戍せしめ、尋いで大阪の淀川河口にも砲臺を築かしめたり、

露の使節亦來る

此年七月露國水師提督ブーチャチンも亦露國政府の命を奉じ軍艦四隻を率ゐて長崎に來り、擇捉樺太の境界を定め、好みを修め貿易を通せんことを請ふ、幕府論して之を還す、露國は米國が強制的に日本を開かんとするの報を聞いてブーチャチンを派遣したるものにして、ブーチャチンはベルリと反對に、極めて温和なる態度をとり、目的を達せんとせしも遂に意を得ずして去れり、因りてベルリと共に連合して日本に和親貿易を迫らんとせしも、ベルリは此を辭して必獨力にて我國を開かんとせり、ベルリ再び來る

嘉永七年正月ベルリは約の如く軍艦七隻兵六百餘人を率ゐて再び浦賀に來れり、幕

府の議は猶纏まらざるなり、戦はんか、勝敗の數自ら明かなり、和せんか、國內の諸藩は舉つて幕府の怯懦を責めん、而して國家の將來は尙更に憂ふべきものあり、幕府も米國は遂に我國を侵略せんと欲するものなりとせり、乃ち町奉行井戸學弘大學頭林健等を遣りて前約を延ばさしめんとす、ベルリ聽かず、且つ江戸に赴きて老中に面して事を議すべきを主張す、幕府乃ち横濱を會見場となし、覺弘健等をして應接せしむ、覺弘等反覆辨論すれども、ベルリ固く執りて聽かず、覺弘等も止むを得ざるを知り、遂に(一)日米兩國は永久和親すべき事、(二)下田箱館の兩港を開く事、(三)此條約調印後十八ヶ月より下田に合衆國官吏を駐在せしむる事等を草して、幕府の允許を請ふ、阿部正弘、徳川齊昭等と攻駁辯論して、遂にこれに調印す、時に三月三日なり、條約は十二條より成る、其横濱にて締結せしを以て横濱條約と稱す、左の如し。

日本米利堅合衆國和親條約

亞墨利加合衆國と帝國日本と兩國の人民誠實不朽の親睦を取結び、兩國人民の交親を旨とし、向後可守簡條相立候ため、合衆國より全權「マツセウ、カルブレス、ベルリ」(人名)を日本に差遣り、日本君主よりは全權林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、鶴殿民部少輔を差遣し、紛論を信じて雙方左の通取極候、

第一條 日本と合衆國トハ其人民永世不朽ノ和親ヲ取結ヒ場所人柄ノ差別無之事、

第二條

伊豆下田、松前地箱館ノ兩港ハ日本政府ニ於テ亞墨利加船薪水食糧石炭欠乏ノ品ヲ日本人ニテ調候丈ハ給シ候爲メ、渡來ノ儘差免シ候、尤下田港ハ條約書面調印ノ上即時相開キ、箱館ハ來年三月ヨリ相始候事、給スヘキ品物直段書ノ儀ハ日本役人ヨリ相渡可申右代料ハ金銀錢ヲ以テ可相辨候事、

第三條

合衆國ノ船、日本海濱漂着ノ時扶助致シ其漂民ヲ下田又ハ箱館ニ護送致シ本國ノ者受取可申、所持ノ品物モ同様ニ可致候、尤漂民諸雜費ハ兩國互ニ同様ノ事故、不及償候事、

第四條

漂着或ハ渡來ノ人民取扱ノ儀ハ他國同様優ニ有之、閉籠候儀致開敷、乍併、正直ノ法度ニハ服從致候事、

第五條

合衆國ノ漂民其他ノ者共、當分、下田箱館逗留中長崎ニ於テ、唐和蘭人同様閉籠究風ノ取扱無之、下田港内ノ小島周リ凡七里ノ内ハ勝手ニ徘徊致シ、箱館港ノ儀ハ追テ取極候事、

第六條

必要ノ品物其外可相叶事ハ雙方談判ノ上取極候事、

第七條

合衆國ノ船右兩港ニ渡來ノ時金銀錢並品物ヲ以テ入用ノ品物相調候ヲ差許シ候、尤日本政府ノ規定ニ相從可申、且合衆國ノ船ヨリ差出候品物ヲ日本人不好シテ差返候時ハ受取可申事、

第八條

薪水食料石炭並欠乏ノ品求ル時ニハ其地ノ役人ニテ取扱フヘク私ニ取引スヘカラサル事

第九條

日本政府外國人へ當節亞墨利加人へ不差許候廉相許シ候節ハ亞墨利加人へモ同様差許可申右ニ付談判猶豫不致事

第十條

合衆國ノ船若シ雖風ニ逢サル時ハ下田箱館兩港ノ外張ニ渡來不致候事

第十一條

兩國政府ニ於テ無據儀有之候時ハ模様ニ寄リ合衆國官吏ノ者下田ニ差置候儀可有之尤約定調印ヨリ十八箇月後ニ無之候テハ不及其儀候事

第十二條

今般ノ約定相定候上ハ兩國ノ者堅ク相守可申尤合衆國主ニ於テ長公會大臣ト評議一定ノ後書テ日本大君ニ致シ此事今ヨリ十八個月ヲ過キスシテ君主許容ノ約定取換セ候事

嘉永七年三月三日
千八百五十四年三月三十日

條約附録(略す)

林 大 學 頭花押
井 戸 對 馬 守花押
伊 澤 美 作 守花押
鶴 殿 民 部 少 輔花押
マフセツ、カンプレスベルリ手記

總領事ハルリス來る

ハルリ去りて浦賀の波再び穩かなるもの三年此間大船製船の禁は解かれ銃砲の鑄造は獎勵せられ旗本の操練は始まり刀槍劔戟の音と銃砲の響きは江戸附近に聞こゆ津々浦々の小藩に至る迄今は漸く永き眠りより醒めむとす安政三年七月タウンセントハルリスを載せたる米船一隻は又下田沖に現はれぬ彼れは已に和親條約を得たり更に又何をか求むる彼れは直に下田奉行に面して老中に宛てたる書を呈し自らは合衆國總領事兼外交事務官たれば相當の待遇及び保護を與へられたき事並びに大統領よりの國書、和親貿易條約締結の全權委任狀を有するを以て直接將軍に面し閣老に面して條約を締結せむ事を願ひ出でしなり、全權を有する外交官が、一國の主權者に面して國書を奉呈し、執政者と會して應對する本より萬國普通の法なり、然れども當時外交に無智識なる幕閣に對しては誠に意外なりしなり、幕閣は驚けり、驚いて其無禮を憤れり、和親を許し寄港を許し薪水の供給を許す已に分外なり、何事ぞ益々増長して保護待遇を要求し己れの分を忘れて將軍に迄謁見せむとはすらむされば出來得る限り貿易條約を避け將軍に謁見せしめじと思ひしも如何せむ守るに砲臺なく攻むるに兵艦なし力盡き勢窮まらむか彼れが要求する所將に測るべか

らざらむとす此に於て幕閣等は思考せり思考する事三月餘(随分長し)漸く貿易許可に内決せり然れども老中は猶直接談判を避けむとしハルリスに牒して曰く全權は下田奉行に委せり萬事隔意なく談判あるべしと而して下田奉行は中に立ち百方將軍謁見閣老應對を止めしめむと試みしもハルリスは斷乎として聽かず聽かざるのみか却て彼れは輕蔑せり彼れは思へり二百年來鎖國の舊習を打破するにかゝる姑息の待遇に満足すべきにあらずと曰く余は全權たり談判は閣老大統領の國書は將軍に謁して奉らざるべからずもし聞かれざらむか是れ條約違背たり米國を侮辱するものなり兵力に依りて此無禮の罪を問はざるべからずと談判はハルリ當時の談判の如く何處迄も強硬にして一步を假さず

此時に當つて英は頻りに清國を破り廣東厦門を陥れ勢益々猖獗なりハルリス機として迫り説いて曰く今や英國隙を清國に構へ全勝の威に乗じて來らむとす請ふ所正に計るべからず貴國早く我國と結ばし假令英國何事を強請するも已に締結の先例ありと云はし事難なく辨すべし我國も亦友邦として何處迄も盡す事を辭せず然れども愈御聞き入れなきに於ては其れ迄なるのみと最後の談判に及びければ幕府の當局者は大に究しぬ今迄單に傲慢無禮なるものと憤りし幕閣も今はハルリスを

敵の如く味方の如き心地して謝絶せむともせず又容れむともせず益其處置に究する矢先英國連勝の風説は頻々として耳朶を打つて來りぬ幕閣は打ち聞く毎に胸に釘打たるゝ思をなし此所一步を誤れば國家の危急存亡之に次がむ今は猶豫すべき時にあらずと此に初めて決斷し難き決斷をなしてハルリスの登城拜謁を許す事としぬ

誠に彼我の事情通せず世間一般の事情に暗きほど致し方なきはなく當局者外交の無智識無經驗は一般國民をも誤らしむるに至らんとせしは遺憾なりとす彼我の事情通せず虚心平氣に今日より見れば誠に普通の事で噪ぐほどの事もなしされど何事も舊例故格に拘泥し儀式づくめに固めたる幕府にとりては非常の苦心にして所謂暗中の大飛躍を試みたるものなりしなりハルリスの下田に來りてより此に至る迄凡そ一年將軍謁見の事一たび發表せらるゝや世論は激昂し攘夷攘夷の聲は至る所盛んに口を揃へて幕府の懦弱を責むるもの囂然として起れり水戸老公先づ辭表を呈出して海防掛を退き天下噪然として神州の威今日に盡くるとしハルリス出府の節の如き有司中にも七首を懷にしてハルリスを刺さんとしかねまじき有様なり實に彼我の事情の通せざる程致し方なきはなくベルリの浦賀上陸の際及大統領の

誕生日に放ちたる祝砲も故なきに巨砲を放つて我れを威嚇すと憤り温言もて悼々として導かむとすれば便佞我れを瞞着するとなし將軍謁見は刺殺の爲めにあらずやと疑ひ居留地を請求するは要塞を築造する口實にあらずやと疑ふ事此所に至つて見るもの聞くもの皆暗鬼となるされどこれによりて益々天下の士氣を鼓舞し三百年來の長眠此に破れて二千餘年來鍛ひ上げたる義勇奉公の精神は此間に益發揮せられ明治今日の盛運も正に此活氣の中に胚胎するを思へば實に慶して賀せざるを得ざるなり

京師朝廷への奏上

幕閣の煩悶滿天下悲憤の下に將軍の謁見は濟み假條約の草案は成りぬ幕府は翌安政五年四月を以て批准確定の期と定めぬ即ち目付津田半三郎林大學頭をして京都に奏上せしめ其勅許を得むとす從來京都の朝廷は幕府の請ふ所は大抵異議なく許容せられざるなく公卿の多くは幕府の鼻息を伺ふて裁決する有様なれば幕府に於ても此度も勿論譯なき事と速了したりしかばハルリスに向つては已に四月と云ふ日限まで定め而して後京都へ奏上し口を朝廷に假りて其非難の幾分を免がれむとせしなり而して當時の朝廷は如何

當時京師において形勢大に變じ水戸藩士を始め諸藩憂國の志士は公卿の間に遊説し公卿も又昔日優柔の公卿にあらず外夷跋扈國威不振に憤慨する者至る所多くして條約締結を以て安危に關する大事なりとし容易に贊同の色なし公卿已に不同意なり殊に雲の上に於ては先帝孝明天皇陛下いたく宸襟を惱ませられ或時は食を斷ち天に祈り身を以て國難に代らむ事を祈らせ給ひ内大臣三條實萬公の玉體に恙あらむ事を恐れて諫め奉るをも聞かせられざりし程にて外交の事起りて日夜御心を此にくだき給ひ幕府に詔して失體なきようにご仰せありたる程なれば幕府の因循を憤れる人心は益々京都に向つて集まりぬ

形勢已に此の如しされば目付津田半三郎林大學頭二人の奏請の如きは朝廷に於て容易に許されざるのみかかゝる重大事を低き身分の者もて奏上せしむるは抑も何事なるかと云ふ有様なれば已むを得ず此度は老中堀田正睦自ら上京して奏請する事となりぬ今迄は幕府の威嚇と賄賂にて公卿を綽縦し大抵の事は辨じたりしかば正篤は百方手を廻して勅許を得んとせしも終に許されず重大事なれば今一應諸侯の意見を徴して上覽に供すべしと云ふ御勅諭なり其中に月日は流るゝが如く四月の期も過ぎむとしハルリス益々幕府に迫る然るに老中は尙京都にありて歸り來ら

ず、假令其月を待つも、幕府は到底勅許を得る望なきを以て、ハルリスに内輪の事情を述べ八月迄漸く延引せしめぬ。

條約調印

安政五年は如何なる年ぞや、條約を許可せむか、詔に迂ふを如何、詔を奉せむか、國家の安危を如何、誠には、是れ幕府にとりては、最大困厄の年なりと云ふべし、而して此難局を調理せむには、誠に位置名望兼ぬ備はる大人物を要しぬ、此選に當りしを誰とかなす、彦根藩主井伊直弼實に其人なりき、位置名望より云へば、井伊家は本家康公四天王の隨一にして、知行は三十五萬石、當時譜代大名中に冠たる者、當直弼は沈毅にして、忠直の聞は高し、大老の職は久しく置かれざりしが、特に設けて其職に任じ、以て内外の望を維がむとせり、直弼已に出づ、流るゝ如き月日は益々流れて、將に第二期たる八月は來らむとす、ハルリス益、迫り、京師よりの勅許は來らず、幕府の内閣會議は開かれぬ、堀田正睦は到底勅許の望みなきを以て、斷然貿易を許すべしとなし、岩瀬肥後守も頻りに之を贊す、直弼謂へらく、更に再び京都に奏請するも可なり、然れども再三勅許を請ふて許されず、米使に許可するとせむか、益々至上に對し奉りて恐れ多き次第なり、到底許されずとせ

ば、今直ちに許すに若かず、違勅の事誠に恐れ多きも、國家の安危には換難し、即ち斷然條約に調印し、貿易を公許する事とせり、貿易公許は國家安危の爲止むを得ずとす、るも、兎に角、違勅の沙汰たり、他國はいざ知らず、我國に於ては、陛下の詔に背くもの、大不忠にして、國家の大罪人たるを免がれず、此事一たび發表せられてより、幕府攻撃の聲益々高く、而して幕府攻撃の中心點は、皆直弼に向つて集まりぬ、次いで幕府は英露佛蘭の四國も來りて、貿易を開かんことを請ふに及び、皆米國に倣ふて之を許す、

難局又難局

此の大難局をして、更に一層の最大難局たらしめしは、將軍家繼嗣問題とす、將軍家定病弱にして、子なく、繼嗣未だ定まらず、而して、徳川齊昭の子慶喜、年長にして、賢明の間に高く、老中堀田正睦以下、幕府の諸有司及び、譜代諸侯の有力なるもの、亦慶喜侯に心を歸す、何れも、國事多難の際、年長賢明の將軍を戴かざるべからずとす、に於ては、一致し、且水戸齋昭侯の有力なる後援あるを以て、内外の望を維くべしとなし、一時は殆ど慶喜公時に二十才に定めりと迄噂せしほどなりき、然るに、大奥の女中紀州の一派は、水戸侯を喜ばず、紀伊より慶福公(家茂)を迎へ立てむとし、事益難し、直弼又慶福を迎へむとし、安政五年八月、將軍家定薨去の喪を發すると共に、(喪)を秘すること一月許

り終に之を擁立す、年僅に十三才、直弼始めより、跋扈元老の名あり、此に於て直弼攻撃の聲益々高く、遺言に托し、幼主を狹むて、威福を恣にし、上は陛下の詔勅を意とせず、下は諸侯の議を省みず、國を辱め、家を破る、奸惡暴戾あらゆる惡名は悉く直弼に向て付せられぬ、直弼先づ條約調印に異議あるもの、水戸齊昭侯、尾張慶應侯、越前慶永侯、徳川慶喜を退け、盤居或は閉門を申し付けぬ、而して京都に向つては、志士を逮捕し、一擧して己れに反對するものを粉碎せむとす、此に於てか、安政の大獄起る。

安政の大獄

四家已に罰せられ、天下の志士直弼を憤ること甚しく、幕府の處置機宜を失すること多きを見、密勅を請ふて、水戸に下し、親藩の強援によりて、幕政を刷新し、上は以て陛下の宸襟を安んじ奉り、下は外夷に對せむとす、此に於て、鶴岡幸吉父子等密勅を奉じて、水戸に下り、齊昭侯に傳へむと、して、京師を發す、密勅は幕府近來の政天下の輿論に反き、且詔勅にも背きて、恣に外夷と條約を結ぶ、爾齊昭等親藩たるを以て、宜しく將軍の過ちを匡正し、内は幕府の政を更革し、外は夷狄を攘ひ、以て宸襟を安んじ奉るべしとの意なり、直弼は志士を一網の下に打し、盡さんと思へる、折柄、此密勅の水戸に下れるを、深知して、此に良口實を得たりとし、徳川氏は諸侯が幕府の手を経ずして、天皇に上

奏し、又は勅を受くる能はざる定めなり、苟も此事件に關係ある者は、上は公卿諸侯より、下は浪士僧侶婦人に至る迄、捕へて、洩す所なからむとす、即ち左大臣鷹司公(政通)内大臣三條公實、實美の父、尊融親王を始めとし、水戸齊昭、尾張慶應、越前慶永、土佐山内豊信、宇和島伊達宗城を、或は幽し、或は禁錮し、或は致仕せしめ、安島帶刀には自殺せしめ、水戸慶篤は其父を救済せざりしを責めて、之を黜け、慶喜は屏居、鶴岡幸吉父子、吉田寅次郎(松陰)、梅田源次郎(雲漢)、頼三樹三郎(山陽の子)、橋本左内等を死刑に處し、鷹司の家臣小林民部近衛家老女村岡僧月照等を捕ふ、此に於て、京師の尊攘黨は散じ、一時炎々として、天下を焼き盡さむとせし、火焰も今は稍下火に赴かんとするもの、如し。

時代精神

されど、尊王の說や愛國の論や、其因て來る所遠く、二百餘年來、暗流として、武士の血管に流れ、來りしもの、今や攘夷と合して、一世の時代精神を、激蕩しつゝあるもの、一箇の直弼、其れ此れを如何せむ、

身はたどひ武藏の野邊に朽つるとも

留め置かまし大和魂

これ吉田松陰辭世の歌にあらずや、

二十六年夢裡過、願思平昔感滋多、天祥大節胸心折、土室猶吟正氣歌、

これ橋本左内獄中の詩なり、此詩はむつかし、到底小學校に用ふるを得ず、序を以て參考迄に、左内は越前の藩士、慶永侯の内旨を受けて京師に奔走するもの、其捕へらるゝや、幕吏詰りて曰く、汝内旨を受けて朝廷に周旋する所ありと、果して何の内旨ぞ、左内答へて曰く、已に内旨と云ふ事、秘密に係る、明言すべきにあらずと、終に言はず、松陰は長州藩士曾てベルリの來るや、二度目の時、謂へらく、方今の形勢を詳にせむと欲す、海外に渡航するより急なるはなしと、下田に至りベルリの船に付て米國に航せむことを求む、ベルリ聞かず、國禁を犯すに坐して獄に繋がる、後許されて國に歸り、松下塾を開き、尊王愛國の大義を唱ふ、長藩の士、其風を聞て立つ者多し、高杉晋作、久阪玄瑞等の名士、皆其門に出づ、此時、松陰、京師にあらず、然れども、幕府の専横を惡み、間部老中を暗殺せんとするに坐し、刑せらる、

薩の西郷吉之助は、清水寺の僧月照を助けて京師を去り、薩摩に下りしも、當時幕府の偵察嚴にして、身を置くに所なきを以て、船を出して相抱いて海に投せしが、舟人に救はれ、吉之助は蘇したれど、月照は歸らず、月照辭世の歌に、

大君の爲には何か惜しからむ

薩摩の瀬戸に身は沈むとも

嗚呼此の如く忠君愛國の志氣に富み死を以て榮とする我大和民族の精神に對しては幕府も又如何ともすること能はざるなり、

直弼は其目的を達したりしか

直弼出でて外交の難問題を解決し、繼嗣の難問題も解け、尊王攘夷の本元たる水戸と京師とに向ては大打撃を與へ、或は斬り、或は幽し、或は流しぬ、天下をして肅然として望んで以て畏るゝ所あらしめ、以て幕府の綱紀を張るは其目的とせし所なりき、然れども、其なす所輿論に戻り、國體に戻り、以て天下の公憤を激し、殊に安政の大獄は、其所置過酷に過ぎ、益々人心をして幕府を離れしむるに至れり、今や幕府を惡むもの、先に京師に集まりし浪士のみならず、外様の諸侯のみならず、譜代も親藩も心を離し、幕府の有司すら又心を離すに至れり、殊に水戸は藩侯父子、隱居、或は塾居を命せられしのみならず、最も人望を屬せし慶喜に屏居を命せられ、陛下の密勅は奉還を命せられたるを以て、藩士の激昂益甚しく、藩主の説諭を聞かず、萬延元年、百餘人黨を結び、尊王攘夷を聲言し、將に大になす所あらむとす、諸藩の浪士之を聞きて集まるもの數千、藩主

兵を發して漸く之を鎮撫するを得たるも、其中佐野竹之助等は藩籍を脱して水戸を出で薩摩の士有村治左衛門等と三月三日直弼の登城を伺ひ降雪に乗じて櫻田門外に襲ひて之れを殺すに至りぬ直弼死して幕府の威權は滔々として下る。

備考

幕府の諸侯に下せし書 嘉永六年七月

今度浦賀表へ渡來のアメリカ船より指出候書翰和解二冊相達候此度の儀は國家の一大事に有之實に不容易筋に候間書翰の趣意篤ま被懸熟覽、銘々存寄の品も有之候はゞ假令忌諱に觸れ候共不苦候間聊心底不相殘可被申聞候、此度アメリカ船持参の書翰浦賀表にて請取候儀は全く一時の權道に有之候間、右に相泥ま存寄之趣申聞らるべき事。

ハルリス貿易の利を説く

ハルリス將軍謁見の後堀田老中の第にて和親通商の必要なるを説けり、其演説は六時間の長きにわたり、正睦を始めとして幕府の有司をして感せしめ、遂に幕府有司の一部をして開港論に傾かしむるに至れり。

井伊大老論

開國は萬國の通義にして、貿易は國富を増進する所以なり、直弼果して其今日の盛運を豫想して條約を公許したりしか、福澤諭吉氏は直弼を論じて、井伊掃部頭

は純粹無雜申分のない三河武士、徳川家の譜代、豪勇無二の忠臣、開鎖の議論に至つては眞闇な攘夷家と云ふより、外に論なしと云へり眞闇な攘夷家と云ふは少し言ひ過ぎなるべしと雖も、其特に開國の卓見ありしにあらざる事は疑を容るべからざるが如し、其外國風を嫌ひて我が風を推通さむとせしは、其詠せる今更にこと國ぶりを習はめやこゝに備はるものゝふの道の歌にても知るべし、彼の假條約調印の如きも、己れ大老の位置にありて已むを得ず断行したるもの換言せば、一國の安危に關するため許可したるものゝみ、貿易の利害の如きは寧ろ眼中に措かざりし所なり、直弼を以て開國論者とするが如きは誤れるが如し、其難局に當りて一身を犠牲にして公事に當りたるは流石に豪勇忠節なる三河武士と云ふべし、然れども慶喜を排して諸侯の心を離し、幕府中心の意見を貫徹せむとして、過酷の大獄を起し、有爲の士を殺戮し、幕府をして孤立の地に置きたるが如き、其失政たる固より論なし、世には往々直弼を先見卓識ある明治の恩人とし、安政の大獄も、繼嗣問題も、一點の非難なき如くに説く人あれば、又惡魔の如くに惡しく云ふ人もあれど共に誤れりと云ふべし。

安政五戊午年正月亞墨利加條約書

帝國大日本大君ト亞墨利加合衆國大統領ト親睦ノ意ヲ堅クシ且永續セシムル爲兩國ノ人民貿易ヲ通スル事ヲ處置シ其交際之厚カラムヲ欲スル爲懇親及ヒ貿易之條約ヲ取結フ事ヲ決シ

日本大君ハ井伊信濃守岩瀬肥後守ニ命シ合衆國大統領ハ日本ニ差越タルアメリカ合衆國ノコンシユルセテラールトウンセントハルリスニ其事ヲ命シ双方委任ノ書ヲ照應シテ下文之條々ヲ合議決定ス、

第一條

向後日本大君ト亞墨利加合衆國ト世々ニ親睦ナルヘシ、
日本政府ハワシントンニ居留スル政事ニ預ル官人ヲ任シ又合衆國ノ各港ノ内ニ居留スル諸取締役ノ役人及ヒ貿易ヲ所置スル役人ヲ任スヘシ其政事ニ預ル官人及ヒ頭立タル取締ノ役人ハ合衆國ニ到着ノ日ヨリ其國ノ部内ヲ旅行スヘシ合衆國ノ大統領ハ江戸ニ居留スルチプロマチーキアゲントヲ任シ又此約書ニ載スル亞米利加人民貿易ノ爲ノニ開キタル日本ノ各港ノ内ニ居留スルコンシユライルアゲント等ヲ任スヘシ其日本ニ居留スルチプロマチーキアゲント並ニコンシユルセテラールハ職務ヲ行フ時ヨリ日本國ノ部内ヲ旅行スル免許アルヘシ、

第二條

日本國ト歐羅巴中ノ或ル國トハ間ニ障リ起ル時ハ日本政府ハ應ニ應シ合衆國ノ大統領和親ノ媒トナリテ扱フヘシ、
合衆國ノ軍艦大洋ニテ行過タル日本船ヘ公平ナル友睦ノ取計アルヘシ且亞米利加コンシユルノ居留スル港ニ日本ノ船ノ入レ事アレハ其各國ノ規定ニヨリテ友睦ノ取計アル

ヘシ

第三條

下田函館ノ港ノ外次ノ場所ヲ左ノ期限ヨリ開クヘシ、
神奈川年ノ三月ヨリ凡十五ヶ月ノ後西洋紀元千八百五十九年七月四日
長崎同斷凡十五ヶ月ノ後ヨリ同斷
新潟同斷凡二十ヶ月ノ後(千八百六十年第一月一日)
兵庫同斷凡五十六ヶ月ノ後(千八百六十三年第一月一日)
若新開港ナリ難キ事アラハ其代リトシテ同處前後ニ於テ一港ヲ別ニ選ムヘシ、
神奈川ヲ開キタル後六ヶ月ニシテ下田港ハ鎖スヘシ此箇條内ニ載セタル各地ハ亞米利加人ニ居留ヲ許スヘシ居留ノ者ハ一ケノ地ヲ價ヲ出シテ借リ又其所ニ建物アレハ是ヲ買フ事妨ナク且住宅倉庫ヲ建ル事決シテ成サ、ルヘシ此掟ヲ堅クセン爲其建物ヲ新設改造スル時ニ日本役人之ヲ見分スル事當然タルヘシ亞米利加人建物ヲ借リ得ル一箇ノ場所並港々ノ定期ハ亞米利加コンシユルト各港ノ役人議定スヘシ若議定シ難キ時ハ其事件ヲ日本政府ト亞米利加チプロマチーキアゲントニ示シテ所置セシムヘシ其居留場ノ周圍ニ門牆ヲ設ケス出入自由成ヘシ
江戸年三月ヨリ凡四十四ヶ月ノ後ヨリ(千八百六十二年第一月一日)
大阪同斷五十六ヶ月ノ後ヨリ(千八百六十三年第一月一日)
右ニケ所ハ亞米利加人唯商賣ヲナス間々逗留ヲ得ヘシ
此兩町ニ於テ亞米利加人建家ヲ價ヲ以テ借ルヘキ相當ナル一區ノ場所並散步スヘキ程ハ追而日本役人トアメリカノチプロマチーキアゲントト談判スヘシ

雙方ノ國入品物ヲ賣買スル事總面積リナク其扱方ニ就テハ日本役人之ニ立合ハス諸日本入アメリカ人ヨリ得ル品ヲ賣買或ハ所持スル俱ニ妨ナシ軍用ノ諸物ハ日本役所ノ外ハ賣ルヘカラス尤外國人互ノ取引ハ曾テ構アル事ナシ此箇條ハ條約本書爲取換濟ノ上ハ日本國內ニ觸知スヘシ

米麥ハ日本居留ノアメリカ人並船ノ乗組船中旅客ノモノ食料ノ爲メ用意ハ與フル共積荷トシテ輸出スル事ヲ許サス日本産スル所ノ銅餘分アレハ日本役所ニテ其時々々ノ入札ヲ以テ拂渡スヘシ
在留ノアメリカ人日本ノ賤民ヲ雇ヒ且諸用等ニ充ル事ヲ許スヘシ

第四條

總テ國地ニ輸入輸出ノ品々別冊ノ通リ日本役所ヘ運上テ納ムヘシ日本ノ運上所ニテ荷主申立ノ價ヲ裁アリト察スル時ハ運上役ヨリ相當ノ價ヲ付其荷物ヲ買入ル事ヲ談スヘシ荷主若シ是ヲ否ム時ハ運上役所ヨリ付タル價ニ從テ運上テ納ムヘシ承引スル時ハ其價ヲ以テ直ニ買上ヘシ

合衆國海軍用意ノ品神奈川長崎函館ノ内ニ陸揚シ庫内ニ藏メテ亞米利加番人守護スルモノハ運上ノ沙汰ニ不及若シ其品ヲ賣拂フ時ハ買入人ヨリ規定ノ運上テ日本役所ニ納ムヘシ

阿片ノ輸入嚴禁タリ若シ亞米利加阿片ノ秤量三斤餘ヲ船中ニ所持スル時ハ其餘量ハ日本役人之ヲ取り上テヘシ輸入ノ荷物定例ノ運上納濟ノ上ハ日本人ヨリ國中ニ輸送スルトモ別ニ運上テ取立ル事ナシ

亞米利加人輸入スル荷物ニ此條約ニ定タルヨリ餘分ノ運上テ納ムル事ナク又日本船及ヒ他國ノ商船ニテ外國ヨリ輸入セル同シ荷物ノ運上高ハ同様タルヘシ

第五條

外國ノ諸貨幣ハ日本貨幣同種類ノ同量ヲ以テ日本ニ於テモ通用スヘシ雙方ノ國人互ニ物價ヲ價フニ日本ト外國トノ貨幣ヲ用ユル妨ナシ
日本人外國ノ貨幣ノ價ニ慣サレハ開港ノ後凡一ケ年間各港ノ役所ヨリ日本ノ貨幣ヲ以テ亞米利加人ニ引替渡スヘシ
向後請替ノ爲分割テ出スニ不及日本諸貨幣ハ(銅錢ヲ除キ)輸出スルヲ得並外國ノ金銀ハ貨幣ニ歸ルモ歸サルモ輸出スヘシ

第六條

日本人ニ對シテ法ヲ犯セシ亞米利加人ハ亞米利加コンシユル裁判所ニテ吟味ノ上アメリカノ法度ヲ以テ罰スヘシ亞米利加人ニ對シテ法ヲ犯シタル日本人ハ日本役人札ノ上日本ノ法度ヲ以テ罰スヘシ
日本奉行所アメリカコンシユル裁斷所ハ雙方商人通債等ノ事ヲモ公ニ取扱フヘシ
都テ條約中ノ規定並別冊ニ記スル處ノ法則ヲ犯スニ於テハコンシユルヘ申達シ取上品並過料ハ日本ヘ渡スヘシ
兩國ノ役人ハ雙方商民取引ノ事ニ付差構フ事ナシ

第七條

日本開港ノ場所ニ於テ亞米利加人遊歩ノ規程左ノ如シ
神奈川六郡川筋ヲ限トシテ其他ハ各方ヘ凡十里

四三〇

兵庫、兵庫、京都、事十里ノ地へハ亞米利加人立入ラザル筈ニ付其方角ヲ除キ各方へ十里且兵庫ニ來ル船々ノ乘組人ハ猪名川ヨリ海灣迄ノ川筋ヲ越ユヘラス都テ里數ハ各港ノ奉行所又ハ御用所ヨリ陸路ノ行程ナリ

長崎其周圍ニアル御領所ヲ限トス

新潟ハ治定ノ上境界ヲ定ムヘシ

亞米利加人重立タル惡事アリテ裁斷ヲ請ヒ又ハ不身持ニテ再ヒ裁許ニ處セラレシモノハ居留ノ場所ヨリ一里外へ出ヘカラス其者等ハ日本奉行所ヨリ國地退去ノ儀ヲ其地在

留ノ亞米利加人ヨリ申シテ違スヘシ

其者共諸引合等奉行所並コンシユル糺濟ノ上退去期限猶豫ノ儀コンシユルヨリ申立

依テ相叶ヘシ尤其期限ハ決シテ一年ヲ越ユヘカラス

第八條

日本ニアル亞米利加人自ラ其國ノ宗法ヲ念シ禮拜堂ヲ居留場ハ内ニ置モ除リナシ並其建物ヲ破壞シ亞米利加宗法ヲ自ラ念スルヲ妨ル事ナシ

亞米利加人日本人ノ堂宮ヲ毀傷スル事ナク又決シテ日本神佛ノ禮拜ヲ妨ケ神體佛像ヲ

毀ル事アルヘカラス

雙方ノ人民互ニ宗旨ニ付テノ議論アルヘカラス日本役所ニ於テ踏繪ノ仕末ハ已ニ疑セ

第九條

亞米利加人コンシユルノ願ニ依テ都テ出奔並裁許ノ場ヨリ逃去リシ者ヲ召捕又ハコンシ

ユル捕置タル罪人ヲ獄ニ繋ク事叶フヘシ且陸地並船中ニアル亞米利加人ニ不法ヲ戒メ規則ヲ遵守セシムルカ爲ニコンシユル申立次第助力スヘシ

第十條

日本政府合衆國ヨリ軍艦、蒸汽船、商船、漁船、大砲、軍用器、並兵器ノ類其他需要ノ諸物ヲ買入又ハ製作ヲ誂ヘ或ハ其國ノ學者、海陸軍法之士、諸科ノ職人、並船夫ヲ雇フ事意ノ儘ナル

都テ日本政府注文ノ諸物品ハ合衆國ヨリ輸送シ雇入ル亞米利加人ハ差支ナク本國ヨリ

差送ルヘシ合衆國親交ノ國ト日本萬一戰爭アル間ハ軍中制禁ノ品々合衆國ヨリ輸出セ

ス且武事ヲ扱フ人々ハ差送ラサルヘシ

第十一條

此條約ニ添タル商法ノ別冊ハ本書同様雙方臣民互ニ遵守スヘシ

第十二條

安政元年寅三月三日(千八百五十四年三月三十一日)神奈川ニ於テ取替セシ條約ノ中此條々々ニ關連セル條ハ取用ヒス同四年己五月二十六日(即千八百五十七年六月十七日)下田ニ於テ取替セタル約書ハ此條約中ニ悉セシニヨツテ盡ク取捨ヘシ日本ニ來レル合衆國政事ノ官人(ミニストル)ヲ云フト日本費官又ハ委任ノ官人ト此條約ノ規則並別冊ノ條ヲ完備セシム爲ニ要スヘキ處ノ規律等談判ヲ遂ヘシ

第十三條

今ヨリ凡百七十一年(即千八百七十二)年七月四日ニ當ル雙方政府ハ存意ヲ以テ同

國ハ内ヨリ一ヶ年前ヨリ通達シ此條約並ニ神奈川條約ハ内存シ置簡條及ヒ此書ニ添タル別冊トモニ雙方委任ハ官人實檢ハ上談判ヲ盡シ補ヒ或ハ改ル事ヲ得ヘシ

第十四條

右條約ノ趣ハ來ル來年六月五日(即千八百五十九年七月四日)ヨリ執行フヘシ此日限或ハ其以前ニテモ都合次第日本政府ヨリ使節ヲ以テ亞米利加華盛頓府ニ於テ本書ヲ取替スヘシ若無餘儀子細有之此期限中本書取替セ不濟トモ條約ノ趣ハ此期限ヨリ執行スヘシ本條約ハ日本ヨリハ大君ノ御名ト奥印ヲ署シ高官ノ署名ヲ記シ印ヲ調シテ合衆國ヨリハアレシヤント自ラ名ヲ記シセケレタリスハンスター(官名)共ニ自ラ名ヲ記シ合衆國ノ印ヲ鈐シテ置トスヘシ尤日本語英語蘭語ニテ本書寫トモ四通ヲ書シ其譯文ハイツレモ同義也トイヘトモ蘭語譯文ヲ以テ證據トナスヘシ此取極ノ爲メ安政五年午六月十九日(即千八百五十八年亞米利加合衆國獨立ノ八十二年七月二十九日)江戸府ニ於テ前ニ載ル兩國ノ官人等名ヲ記シ調印スルモノナリ

其後の改正

合衆國と條約を結びたる翌年安政六年、英國と條約を結ぶ、又重要なるものなり、其二十三條に、最惠國條款を載せたり、

第二十三條 日本大君殿下より他國の政府或は臣民に許し、或は向後許さる、殊典寛典利益は不列顛政府及び其臣民も妨げなく同様に之れを得べきこと

と今度脆と之れを約せり、

其後慶應二年の改正あり、輸入税を減じて五分とす、即ち外人殺戮等の事より、我國に大なる不利を來し、となり、明治二年の嶼國との條約は、安政條約中、解釋上、彼我何れに屬するか、不明なる權利を明瞭に確定し締結したるものにして、其結果概して、我國に不利なり、而して、諸外國は最惠國條款により、皆同等の權を得、我國の失ふ所益多し、

江戸條約と輸入税

千八百五十九年七月四日(安政六年六月)を以て神奈川(即ち長崎函館の三港を開き同六十一年一月一日(萬延元年十一月)を以て新潟を開き同六十三年一月一日(文久二年十二月)を以て江戸大阪並に兵庫(戸)を開くべきことを約せしも、國內の事情の爲に已むを得ざるに至り、文久元年安藤對馬守の時幕府が兩港(新潟兵庫)兩都(江戸大阪)開市延期の議を提出するや、英國は第一に千八百六十八年一月一日(慶應三年十二月)迄延期の代りに輸入税率を減ずることを提議し製造物品を五分に減せり、前條約輸入品は無稅品、五歩、三割五分、二割に分ち輸出五分とせり、而して最惠國條款によりて各國皆之が利益に均霑するに至りしかば我國には多大の損害を被り、斯くてハルリスの苦心水泡に歸したり、馬

關價金後は尙輸入税を減せられて平均五分以下に至れり、
幕府の調印と聖勅

幕府は條約調印の日即ち六月二十日直ちに宿次奉書を以て調印の事を朝廷に
進達せり、朝廷にてはこれほどの大事を宿次奉書を以てするの禮に背くを奇怪
と思召し、更に三家並に大老の中上京すべしとの御沙汰あり、然るに幕府は命を
奉せず、老中間部詮勝をして上京せしめ、一面には公卿間に入出入して攘夷を鼓舞
するの志士を調査して之を處置せんとせり、朝廷益憤らせ給ひ遂に別勅を水戸
始め十三大諸侯に下し給ふに至れり、勅書に曰く、

先般墨夷條約餘儀なき次第にて神奈川に於て調印、使節へ渡され候趣、猶又同部下總守
上京言上に及ぶべき趣に候へども、先達て勅定、諸大名衆議開食されたく仰出され候
も無之、誠に皇國重大の儀、調印の後言上、大樹公敬慮御伺の御趣意も相立たず、勅答の御
次第にては變夷の儀は暫く美置方合御國內の治亂如何と殊更深く敬慮を憫ませられ
候、何卒公武御實情を盡され、御合体、永久安全の儀、偏へに思召され候、三家或は大老仰出
され候處、水戸尾張兩家は憚り中の趣聞食され候、右は何等の罪狀に候哉、計り難く候へ
ども、柳營羽翼の面々、方今外夷迫々入津客易ならざるの時節、既に人心の歸嚮にも相拘
はるべく、旁、宸襟を憫ませられ候、て三家以下諸大名衆議開食されたく仰出され候は

全く永世安全公武御合体にて、敬慮を安せられ候様思召され候儀、外慮計りの儀にも無
之、内憂有之候ては殊更深く宸襟を憫ませられ候、彼是國家の大事に候間、大老閣老其他三
家三卿家門、列藩、外様、譜代にて一同詳議評定有之誠忠の心を以て萬々相糺し、國內治平
公武御合体彌御長久之様、徳川御家を御扶助有之、内を整へ外夷の侮を受けざる様に思
召され候、早々商議致すべく御詮之事、

教授上の注意

一、ハルリスの渡來によりて幕府が狼狽するに至りしは、武備を怠りしによる、武備
を怠りしは、征夷大將軍の任にある幕府の負はざるべからざる責任なり、
二、長き間の鎖港によりて世界の狀勢の大に進歩せるを知らず、自ら進んで世界
と歩調を一にすること能はずして、米國の威嚇によりて已をむを得ず國を開
くに至りしは、我國の國辱にして幕府の責任なることを知らしめざるべから
ず、これ幕府の滅亡に至るまで大關係ある主要なる點なり、

三、ハルリスは温厚なる紳士にして外交の事に經驗なき我國の爲に圖りて江戸
條約を結び、江戸條約は當時の我國の程度にありては成功したるものなり
とす、成功の原因は幕府有志の聰明によるものありと雖もハルリスの特に我
國の爲に圖りしによる、江戸條約の成功不成功及びハルリスの苦心したる海

關稅率が遂に外交紛議の爲に次第に變更せらるゝに至りし等は條約改正の

項に於て説くをよしとす此章にては略するをよしとす、

四、井伊侯の繼嗣問題の解決及安政の大獄は幕府の失敗にして幕威を以て益下

降せしめたるものなり、
五、かゝる紛争の間に於て皇威をして益々隆ならしむるに至りしは尊王精神の

一般に發達し來りによると雖も抑も又孝明天皇陛下の聰明の渡らせ給ふて

押繪の説明

ペルリ浦賀に上陸す

當日會見場は浦賀より稍西方なる久里濱と定めたり、九日朝米船二艘は久理濱前面に來り、ペルリは先づ三百の將校兵士をして正装して前後に上陸せしめて警衛の任に當らしめ、ペルリ自身は十三發の祝砲と共に乗艦を離れて海岸に上陸せり、浦賀奉行(香山榮左衛門)自ら浦賀奉行として前に米艦に至りて詰問せり、稱する香山氏之を導き、ペルリは三十餘の部下を隨へ二人の童子に圖書を捧げて前行せしめつつ會見場に至れり、時に我海岸警衛の兵は五千に上り船は二百艘に上れり、浦賀を以て會見場とするに故障を挟みて久里濱としたるは、會見場を艦上より適當なる砲射距離内に置き、萬一に備へんとしたるによる、小學校にては唯浦賀と置き置きて宜

合衆國の船艦東京灣に入る

ペルリ再航の時を描きしものなるべし、右なるは浦賀附近の山にして途に見ゆるは房總半島の山なるべし、彼れの軍艦の堅牢山の如きに比して我船の如何に小にして脆弱なるかを見よ、樓船にして多く旗を建てたるは最も大にして將艦に擬すべきものなり、雖も其軍裝の源平時代の兵船に酷似して或は遊散船かと疑はしむるものあるを觀察せしめよ、而して更に滑稽なるは砲臺なきが爲に帷幕を廻らせる倉庫の横にある大砲が周圍に米俵を積みて砲臺の代理をなさしめたることなり、當時幕府狼狽の狀はこれにても察し得べし、

第二十七章 徳川幕府の衰亡

安藤信正と公武合体論

井伊大老死して安藤信正警城平の城主老中の首席として局に當る、信正公武合体上下一致を標榜し朝廷の尊嚴を假りて國事を處理せんとし、皇妹親子内親王(和宮)の將軍家茂に降嫁の事を奏請すると共に十年以内を期して攘夷を斷行し以て叡慮を安んじ奉らんことを誓ひ、遂に勅許を得て文久元年十二月には内親王の降嫁を見るに至れり、

内親王降嫁は朝廷頗る異議ありしも關白尙忠及議奏岩倉具視等大局に見てこれに賛し且前將軍家慶の老女勝光院の頻りに和宮の御生母觀光院によりてこれを周旋したるにより遂に勅許あるに至りしなり志士等固よりこれを喜ばず而して信正は十年内に攘夷の事を誓ふも雖も固よりこれを實行するに意なく公武已に合体の上は外國の交はらざるべからざるを奏して更に朝議を翻し以て食言の責を謝せんとするにありしなり故を以て幕府の外交は毫も攘夷の實舉がらざるのみならず益外人に親むの觀あり此に於て始めより和宮の降嫁に快からず朝廷を擁して皇女を關東に質たらしむるとなすの志士は深く信正を惡みて大逆不忠にして國を賣るの奴となし文久二年正月には信正の登城の途坂下門に要撃するに至る信正の従士等之を防ぎ信正は腰部に負傷せしのみにて免がるゝことを得たり刺客等は皆斬奸狀を懷にして或は自首し或は自殺せり信正は物情を鎮せんがために歸途は輿に乗らずして徒步して邸に還れり然れども信正の威望は始めより直弼に及ばず加ふるに天下の志士は坂下門の擧を聞いて快を叫び益々尊王に攘夷の氣焰を高むるに至りしかば幕府の統治は益難きに至れり是れより幕威は次第に衰頹せるのみにて方針も確立せず別に開國を主として衆を率ゐんとするにもあらず又勅命を奉じて攘夷を

勵行せんとするにもあらず暖昧糺糊として五里霧中に彷徨するの中に遂に其滅亡を見るに至れり尊王論の向ふ所又勁敵なし

島津久光の上京

文久二年三月薩摩の島津久光兵を率ゐて上京の途に登る時に京師に於ける尊王攘夷論の氣焰は極めて盛にして久光の播磨に至るや平野國臣等は其旅館を訪ふて久光に攘夷の先鋒たらんことを請ひ久光を擁して事を擧げんとじて大阪に集るの浪士は二百餘人に及び久光の意は素より公武合体にあるを以て人を遣りて此等の浪士を慰諭し入京して近衛公に面し依りて三策を献せり次いで毛利元徳も上京して盡力する所あり朝廷乃ち久光元徳に命じて京師を鎮撫せしめ給ふ然れども浪士等は久光の策を以て迂遠なりとなし中には不穩の擧に出でんとするものあり久光の三策とは青蓮院宮及近衛鷹司以下諸公卿の禁錮を解き近衛忠熙を以て關白とする事幕府に命じて一橋慶喜徳川慶恕尾張松平慶永越前等の禁を解かしめ慶喜を以て將軍の後見とし慶永をして政を輔けしむること聞老安藤信正等を罷めしめ聞老中の一人なる久世廣周の上洛を命じ給ふべきこと是れなりしなり朝廷總てこれに従ひ久世廣周チカの上京をも命じ給ひしも廣周は事を左右に託して上洛せず

勅使東下

朝廷其遷延して爲に變を生せんことを恐れて更に廟議を決し左衛門督大原重徳を勅使として東下せしめ給ふに至れり重徳の東下するや島津久光護衛の任を受けて東下せり重徳は六月十日を以て登城して將軍に左の詔勅を傳ふ、
 其一に曰く將軍自ら諸侯を率ゐて上洛し以て尊王攘夷の實を擧ぐべきこと、
 其二に曰く豊太閤の故事に依り沿海の五大藩を擧げて五大老とし攘夷國防の事を議すべきこと、
 其三に曰く一橋慶喜をして將軍を援けしめ松平慶永を大老として共に幕政を補佐せしむべきこと、
 これ實に重大なる詔勅なり徳川幕府創立以來常に幕府が朝廷を制することありしも朝廷より幕府を制し給ふことは未だ曾てあらざりき今や幕府はこれ命これ奉するに至りて朝幕の關係は此に始めて正當に復歸したるるり、

幕府の大改革

當時の幕府は又舊の幕府にあらず勢力の衰へたるに加へて尊王心も一般の人心に入ると益深きに及びしかば幕府も謹みて詔を奉じ慶喜を後見として慶永を總裁とし尋いて松平容保會津を京都守護職とし松平定敬桑名を京都所司代とし彦根侯の知行十萬石を削り其他間部安藤等を追罰して其知行を削り一方には板倉勝靜小笠原長行を擧げて老中とし諸侯の參勤期を緩め其妻子を國に移すを許し明年二月を以て將軍の上洛すべきを公布せり參勤交代期の延期妻子の歸國許可將軍上洛の公布等これ實に幕府の大革新なり而して京都に於ては久我建通岩倉具視等の漸進派の公卿は退けられて急進派勝を制し八月には土佐の山内豊範入京して毛利慶親久光の江戸後して江戸よ島津久光と共に留まりて闕下を鎮すべきを命せらるゝあり此に於て京師朝廷の威益揚がり薩長土の三藩の名も從て高し、

天皇攘夷の節刀を賜はらんごす

文久三年三月將軍家茂入朝す此時に當りて天下の諸侯京師に集まるもの甚だ多く禁闕護衛の命を受くるもの八十餘侯あり四月十一日を以て天皇男山八幡宮に幸し方に攘夷の節刀を將軍に授け給はんとす然れども當時の日本はペルリ渡來の頃よりは多少進歩の跡なきにあらずと雖も海岸の防備完からず殆ど軍艦の以て戦ふありに足るものなく殆どペルリ當時と擇ぶことなれば愈開戦に決せんか其勝敗は火を見るよりも明らかなるものあれば幕府は節刀授受の當日に於て大に躊躇し將

軍は病に託して出でず其代理を命せられし慶喜も亦式に臨みて急病起ると稱して
 辭し天皇の行幸成りて一人の節刀を受くるものなきの不始末を演ずるに至れり此
 に於て志士は舉つて幕府の怯懦を嘲り恃むに足らずとして天皇の親征を建議する
 もの多く形勢益不穩なるに至りしかば將軍は已むを得ず入朝して攘夷の詔を受く
 るに至れり此に於て朝廷は攘夷の期限を五月十日に定む諸侯因りて國に歸り各防
 備を修め幕府も亦一橋慶喜を東下せしめて外交拒絶の事を圖らしむ慶喜乃ち老
 中小笠原長行小倉侯をして横濱在留の各國公使に説かしめたれど彼等は皆聽かず

鹿兒島灣の戰

文久二年八月島津久光が勅使を護衛して上京したるの歸途生麥村鶴見神奈川間を
 過ぐるや英人四名騎馬にて前驅を横ざる薩藩士其無禮を怒りて其一名を斬り二名
 を傷く英人等驚き走り逃る報聞ゆるや横濱居留の外人等は大に激昂し義勇隊を組
 織して島津侯の一行を襲はんとし英國公使これを制す神奈川奉行は島津氏の旅館
 を訪ふてこれを詰りしも要領を得ずして去る此に於て英國公使は幕府に向つて兇
 行者の處刑と被害者遺族の救助及英國政府に對する謝罪を要求せしも幕議因循姑
 息にして決せざりしかば翌三年二月數隻の軍艦の横濱に入るを待つて最後の談判

をなし幕府の謝罪狀と十萬磅の償金を要求し島津氏には自ら談判すべしと云ふ幕
 府已むを得ず五月に至り十萬磅當時の二十六萬六千六百六十六兩餘にして米貨四
 十四弗に當るを與ふ此に於て英國公使は軍艦に乗じて鹿兒島に至り兇行者の處刑
 被害者遺族の扶助料等金二萬磅を要求す薩藩答へて曰く生麥事件は英人が國法に
 背きしによるなり其責任者の如何は江戸政府の重職との立會の上にて更に談す
 る所あらんと英人乃ち談判の整はざるを知り軍艦七隻を港内に進めて我漁船三隻
 を捕獲す此に於て灣頭の砲臺はこれに對して砲火を開き彼れ又應戰して劇烈なる
 戰鬪は開始せられ我砲臺の損傷頗る多く鹿兒島市の各地も敵の砲火によりて火災
 を起し軍器製造所もために焼失するに至りしも敵の損傷も亦多く就中旗艦に於て
 は艦長副艦長共に戰死し且暴風雨の爲め船の運轉極めて困難なるがために他艦に
 曳かれて退き他の一艦は始めに錨を抜くに暇あらずしてこれを委棄するものある
 に至れり翌日遂に港外に去る薩藩もこれより舊式砲を以て新式アイムストロング
 砲に敵するの不利なるを知り更に彼か再舉に備へんがため彼の長所を採用するの
 益急務なるを認め後幕府の交渉に應じ償金一萬磅を出して和を結べり

鹿兒島灣の役彼れが死者十三人負傷者六十三人中旗艦のみにても死者七名負傷

者十四名を出せり、我が死者五人、負傷者十八人、

長藩先づ各國の軍艦を砲撃して攘夷の端を開く

長州藩は已に彦島馬關壇浦豊浦等十餘ヶ所に砲臺を造り軍艦數隻を備へて大に海防に注意する處あり五月十日攘夷の令出づるや即日米國汽船の關門を通過するものを砲撃し同月二十三日には佛國軍艦を砲撃せり然れども砲術兵器共に甚だ疎にして十日の砲撃は僅に索梯子を切りしのみにて二十三日には佛國軍艦の應戦するに遇ひ長藩の軍艦には多くの損傷を被れり長藩屈せずして同月二十六日には更に和蘭軍艦を砲撃し六月一日には亞米利加の軍艦を砲撃し同五日には佛國軍艦を砲撃せり和蘭とは互に死傷ありしも米艦は長藩の軍艦一隻を撃沈して去り佛國軍艦は砲臺を沈黙せしめて去る然れども京師及諸藩に於ける志士は長藩が天下に先づて攘夷を實行したるを聞いて痛快となし益々攘夷の氣焰をして盛ならしむるに至り

大和行幸の詔勅出づ

將軍漸く攘夷の詔を拜すれども長州藩は幕府の因循にして攘夷を斷行する能はざるを見更に朝廷に建議して天皇自ら大和に行幸ありて畝傍山の山陵を拜し以て攘

夷の師を起し給はんことを請ふに至れり朝議これに傾き大和行幸の詔勅となりて出づるや志士は益々躍して我事成るよし中には因りて以て討幕をも斷行せんごするものあり

朝議一變す

京都の守護松平容保これを憂ひ過激論者が事を誤るを慨し極力親征の不可なるを説く時に薩摩藩士も長藩が過激の攘夷論を唱へて京師に勢を得るを喜ばざりしかば又極力これに反對し松平容保と謀り中川宮尊融法親王に説きて朝議を翻さしめんとす此に於て法親王入朝して陛下に謁見し果して親征の叡慮に出づるやを問ふや天皇答へて曰はく畝傍の御陵を參拜するは朕の宿志なりと雖も春日山を行在として攘夷の親征をなすが如きは知らずと法親王即ち三條實美及長藩士等の過激論者の國を誤るを奏し長藩士の宿衛を解きて京師より退くべきを命し薩會等の諸藩に命じて宮門を護衛せしむ毛利元純三條實美等變を聞きて馳せて宮門に至りしも入るを許されず法親王乃ち實美等に屏居を命じ元純に謹慎して命を待たしむ元純陳訴すれども聽かれず是に於て元純三條實美西三條季知東久世通禎四條隆壽壬生基修錦小路頼徳澤宣嘉の七卿を奉じて國に還る朝廷乃ち七卿の官爵を削り十七日

以前の詔令は皆天皇の意にあらざるを布告し給ふ時に文久三年八月なり。

志士の擧兵は皆敗る

大和行幸攘夷の擧が俄に中止せられて朝廷は公武合体派によりて固めらるに至るや志士は時事の日に非なるを憤慨し藤本鐵石等は大和十津川に兵を擧げ平野國臣等は生野に兵を擧げしも幾何もなく諸藩のために鎮せらる。

元治蛤門の變

翌元治元年將軍家茂諸侯を率ひて再び入朝す此時に方りて中川宮以下公武合体派の親王公卿朝政に參與せしを以て將軍の威望は前日より重し長藩士等益憤慨に堪はず一擧して大勢を挽回せんことを請ふも長藩士は續々附近に集まりて七卿の復職並に藩士の入京を許されんことを請ふも多し此年六月長藩の家老福原元圃江戸に參勤すと稱して伏見に至り藩士の騷擾を鎮撫せんが爲に暫く滞在を許されんことを請ひ次いで國司信濃益田右衛門介等各藩士を率ひて上り嵯峨山崎等に屯して頻りに藩主父子の衷情を訴へて勅勘恩免を請ひ藩兵の次第に集まるを待つ此に於て京師の人心恟々たり薩藩及會津藩等は長藩士の擧動の不穩なるを奏し日を期して京師附近を撤し去るべきを告げ若し期を過ぎて撤し去らざるが如きことあら

ば兵力を以てこれを掃せんとは是に於て長藩士は益々激昂し機先を制して先づ君側の奸人を除くべきを聲言して伏見山崎嵯峨の三道より京師に迫る福原の兵は伏見よりし中途にして敗れ退きしも嵯峨の兵は蛤門に會津の兵を破つて入り銃丸宮闕に及ぶに至りしも薩藩兵及桑名兵の側撃するに遇ふて破れ退く山崎に屯せる長兵の一隊は東寺を経て鷹司邸に入りて發砲し越前彦根等の兵と戦ひしも亦破れ退く益田右衛門介は山崎にありて百餘人を従へ後援に備へたりしも諸軍破れ退くに及びて兵を拂つて福原國司等と共に歸國す是に於て長兵皆退き京師附近又一兵なしこれを元治の變と云ふ或は蛤御門の變と云ふ

第一回長州征伐

此役長州は禁闕に向つて發砲したりしを以て幕府は奏請して長州の罪を鳴らし毛利慶親父子の官爵を削り江戸の邸を破却し前尾州藩主徳川慶勝を總督とし薩摩肥後筑前等二十一藩の兵を發してこれを討たしむ十一月慶勝以下廣島に至り長州征伐の部署を定む

英米佛蘭の連合艦隊赤馬關の砲臺を陥る
是れより先長藩の赤馬關海峡を扼して屢外船を砲撃するや各國公使は各本國に通

知して軍艦の派遣を請ひ、英米佛蘭の四國は聯合艦隊十八隻を以て長藩を討たんとす。幕府これを止むれども聽かず。元治元年八月四日先づ姫島を占領してこれに據り、五日六日七日の三日間にわたりて各所の砲臺を陥れてこれを占領す。長兵勇ならざるにあらざるも遂に敵する能はずして和を請ひ償金三百萬圓を出すの約を結ぶ。此戦によりて長藩は始めて外人の侮るべからずして兵器戰術の彼に師事すべきもの多きを知り攘夷意見も次第に變ずるの端を開くに至れり。

長藩三家老の首を斬りて謝す

長藩が此の如く大敗をとりしに次いで十一月には二十餘藩の四境を壓するに遇ひしかば長藩内の恭順黨は益勢力を得て薩の西郷隆盛等の忠告を納れて藩主父子に説て福原國司益田等三家老の首を斬りて其罪を謝し幕命に従て先に奉じ還りし五卿を（姉小路卿病死し、澤卿は十津川の舉に加はる）國外に出し山口城を破壊し藩主は萩城を避けて寺に幽居す。此時幕軍には長州を嚴罰せざるべからざるを唱ふる者ありしも西郷は又間に立ちて國家多事の際長藩を究追するの不可なるを説きてこれを調停せしを以て總督も其説を納れて遂に寛典に處して兵を撤去するに至れり。

高杉晋作藩論を一變す

長州に於て最も主戦論を主張せし奇兵隊長高杉晋作は恭順黨の爲に制せられて其身も危かりしかば一時難を避けて筑前に隠れしも三家老の首を斬りて謝罪せしを聞くに及んで憤慨に堪へず密に國に還りて其機を窺ふ時に奇兵隊以下長藩の諸隊凡そ八百人ありしも皆恭順黨の爲に勢の日に衰ふるを喜ばず。元治元年十二月十六日晋作遂に志士數十人を率ゐて先づ馬關の官署を襲ふて之を取り傲を長防二州に飛ばして兵を募る。山縣狂介等亦之に應じて起り諸隊義士集まるもの益多く連戰恭順黨を破りて遂に藩論を一變し藩主父子を山口城に奉ず。

幕府にては長州を惡むこと甚しく尾張侯の長州の處置輕きに過ぐとて不平多きに今又此騒動を耳にしたれば大打撃を與ふるは此時なりとし終に將軍を奉じて將軍親征の議を決し先づ長藩に命じて三事を申し付け十萬石を削り藩主慶親を隠居せしめ世子を永蟄居たらしむること等一面には山陽山陰九州四國の諸侯に進發を命ず。諸侯中にも長州のことは已に前回に片付き居るとして兵を出すことを好まぬものもあり親藩中にも今回のことは國內の騷擾に過ぎぬとして諫むるものもあり薩州の如きは長州再征の不可なることを云ひ藩内多事に托して之を辭せり。

薩長同盟

當時西郷大久保等の眼には幕府は最早形骸を止むるのみで到底助くべからざる不治の病人と見ゆるなりこれを討つて王政復古の大業をなすにあらずんば國家の將來誠に測るべからざるものあらんと思へり故に寧ろ長州と親まむとする考へなり土州の阪本龍馬等も同じ考にして如何に始めても此二者を合同せしむるが將來のため得策なりと信じ其間に周旋せり高杉は始めは幕府に當るには長州のみにて足れり豊薩賊の助けを借らむやと云ふ勢で中々承諾せざりしが木戸孝允等は大局より見て合同に賛成し茲に兩藩名士の間に薩長連合が結ばるゝに至れり

第一回長州征伐

幕府の命令は來れり長藩は應せずわざ／＼時日を遷延せり而して遷延中に益兵備を修むるに腐心せり而して幕府は問罪を始めてより漸く一年餘を経て攻撃にかゝれり其悠長驚くべし何故にかく遷延したりを以て今度は將軍親征と聞けば皆平伏し前には尾張侯でさへ首を斬て謝罪したるを以て今度は將軍親征と聞けば皆平伏既親征に決し大兵今や長の四境を壓し長藩の危急且夕に迫り來れり長人は死を

決せりよしや國を擧げて焦土となすも國賊たり陛下の敵たる幕府には従はじと決心せり新に訓練せられたる奇兵隊以下の健兒は三道に打て出で逆に幕軍及諸藩の兵に向て進撃し來れり徳川十四代の將軍家茂公は自ら大將として大阪迄出征し殆ど天下の大半の兵を以て長州に臨めり而して結果は意外にして三道共不首尾なり幕軍の總指揮官たる小笠原氏の小倉城も取られ石見口藝州口何れも敗報櫛の齒を引くが如く幕軍の士氣振はずして三道皆連戦連敗に終らんとす而して薩長の同盟は已に秘密の間に成れり幕府の老中は持て餘せり併し幕府は天下の兵を以て之に臨み加ふるに將軍自ら出陣したるを以て負けたりとて今更中止するわけにゆかず始末に窮せるが中に八月家茂公は遂に大阪城に病死せり幕府は此喪を口實とし勅を請ふて暫らく休戦せり長藩も休戦は承諾せしむ小倉濱田等の諸城は占領したる儘にて還さず幕府にして戦はい何程にても御相手に相成るべしとの態度なり幾何もなく先帝も亦痘瘡にかゝりて崩御し給ふ御年三十六天下痛惜せざるはなし今上天皇大統を受け給ふ御年十六歳翌慶應三年正月踐祚の式を擧げさせ給ふ幕府因りて勅を承けて全く征長の兵を解くことなし長藩も亦兵を收む征長の役は實に

幕府最後の大蹶なり。
 兎に角天下の將軍たるものが、親ら十倍の大兵を提げ、敗殘の一藩に臨みて、處理を付
 け得ぬとは、果して何たる失體ぞ。將軍の威は地に墜ちざるを得ず。今迄は將軍家とし
 旗本の兵とし、譜代の雄藩として、恐れたりし諸侯も、此に至り其爲すあるに足らざる
 を知るに至れり。此の如くして、第二回長州征伐の結果は、幕府の恐るゝに足らざるこ
 とを天下に發表せり。
 然れども、京都の朝廷は猶至つて平穩にして、公武合體黨の諸公卿皆上位を占めて、中
 川宮陛下を補佐し奉り、誰れ一人徳川幕府を倒さむと夢にも思ふ人なき有様なり。併
 し一面には、外國の關係と云ひ、内地の形勢と云ひ、大勢は次第に移動し來りて、眼ある
 人には變化の形勢は歴々と映じ來るに至れり。

岩倉具視

岩倉具視卿は公卿中の硬骨男子で、當時は洛北岩倉村に退き蟄居の身となりしも、早
 くも幕府の爲すあるに足らざるを觀破し、公武合體黨の公卿が相次いで朝に立つも
 獨り出でずして、配所の月を岩倉村に眺めつゝ、ありし者なり。今や長州征伐によりて
 幕府が次第に化の皮を現はすや、益々天皇親政の昔にかへすべき時至れりとなし、蟄居

中密に薩の西郷大久保等と通じて、薩長連合を作りて、幕府を斃さむとするの策を畫
 し始めぬ。是れ幕府にとりては、殊に恐るべき強敵なり。西郷大久保等も、此人こそ
 實に大事を語るに足る人と思ひ、互に肝膽を吐露して、將來の大計畫を謀れり。而して
 岩倉公は腹心の友なる中山中御門の諸卿によりて、討幕の密勅を請ひて、薩長二藩主
 に授け、因りて以て幕府を倒さむとせり。

大政奉還

薩長の兵力に依りて、幕府を倒さんとするの計畫は、本より大秘密の底に葬むられて
 誰一人知るものもなかりしも、されど薩藩近來の舉動益々あやしくして、現に幕府の仇
 敵たる長州と益々近づくの傾きある事は、誰れしも明かなれば、事に由れば薩長連合し
 て、幕府を倒さむと謀り兼ねまじきとは、識者の眼には認めらるゝに至れり。さすれば
 國內大争亂の基、此に開けて、外國の干涉又知るべからず。蚌鵝相争ふて、天下の事將に
 知るべからず。國家の存亡亦測るべからざるものあらむ。土州侯山内豊信は、徳川家に
 も親しき間柄なれば、早くも此形勢を見るや、大事に至らしめざる中に、之を納めむと
 し、其臣後藤象次郎等、福岡藤次をして慶喜公に面して、親しく之を説かしめんとす。大
 政奉還の勸告實に此れ振古未曾有のことにして、而かも國家の安危はかゝつて、此一

舉にあることなれば、象次郎等は至誠を以て將軍家を動かすより外なしとし、事成ら
 ずんば將軍家の面前にて深く切腹せむと深く心に決して二條城に至りぬ、象次郎は
 説明につきては百方苦心して出でしも面して却て慶喜公の能く内外の事情に通せ
 られ、談話は時に象次郎等を驚かせらるゝに服せしのみ、事重大なれば熟考し置くこ
 云ふことにて此日は後藤等は引き歸しぬ、
 明くれば慶應三年十月十三日、慶喜公は突然諸侯を會して其旨を語り十四日直に大
 政奉還の上書は陛下の許に奏せられぬ、恰も此日を以て討幕密勅は岩倉黨公卿の手
 に下りぬ、實に危機一髪とも云ふべし、嘉永六年以來國內の騷擾跡を絶たざるは果し
 て何故なるか、戊午の大獄は何のために起れる、男山行幸、元治の變は何のために起れ
 る、長州征伐は何の爲に起れる、皆政令の一ならざるより起れり、外交益頻繁を加へて
 國家益多事ならむとするに當て二重政府は永く維持せらるべきものにあらず、況ん
 や大日本帝國は萬世一系の天皇のみ統治し給ふべきこと、皇祖の大詔昭々として日
 の如きものあるをや、大政奉還の請は翌日を以て直に許可せられぬ、徳川氏は家康將
 軍となりてより此に至る、凡そ二百六十年、頼朝府を鎌倉に開きてより、凡そ六百八十
 年、此に至り、政權再び朝廷に歸るに至れり、三上皇の遠島に流され給ひしは何故ぞ、後

醍醐天皇の或は隠岐に或は吉野に御避難遊ばされしは何に因るか、正成の死せしは
 何に因るか、此に至りて平穩無事の間、大權の天皇の手に歸るに至りしは誠に日本
 臣民の喜ぶべきことなりとす、(此所にて徳川氏時代の復舊概括すべき必要あり、本題目の主意にあらざれば略す)併し此平穩無事は果して
 此にて済むべきか、將軍の政權はなくなり、天下の大權は還れり、誠に喜ぶべきなり、併
 し岩倉卿は喜ばざりき、一方より云へば、將軍職と云ひ、大權と云ひ、空名なり、其實力な
 くば何の役にも立たず、土地兵馬は依然として幕府の手にあるにあらずや、相換らず
 陛下の御料地は僅に十萬石の一小諸侯の手宛に過ぎず、近衛兵と云ふものもなければ
 ば、海軍と云ふものもなし、如何にして全國統治の實を擧げ、如何にして外列強に對峙
 し行くべきか、岩倉卿は尙も計畫を續けぬ、西郷、大久保等も決して今はゆるめる時に
 ならずとして益、決心を固めぬ、討幕の密勅は薩州の島津侯、長州の毛利侯、(薩藩已に密にひきて味方とせり)
 に傳へられ、薩長藝三藩の兵は海路將に大阪に着し、代りて宮門の護衛に宛てられむ
 とす、慶應三年十二月十九日は、正に注意すべき日なり、此前夜、岩倉卿は蟄居を解かれ、
 此日早朝を以て諸文書の草案を携へて始めて宮中に出仕を許されぬ、此日陛下正殿
 に御し、是れより大改革の御發表あり、改革の要旨は何實に是れ、霹靂一聲、人聽を聳動
 したるもの、

備考

孝明天皇陛下の御聖徳

べり來りて外交の事朝野の問題となるや天皇深く之を憂ひ給ひ幕府に命じて一々奉らせしめ給ひ又御親ら齋戒沐浴して食を絶ち毎夜中庭に出で清薦の上に坐し身を以て國難に代らんことを祀らせ給ひしことは本文に云へるが如し天皇仁慈の御心厚く文久元年物價騰貴して民困究するもの多きや特に詔して黄金五十枚を出して山城國内の貧民に分ち與へしめ且つ幕府に詔して宣はく民は國の本なり民の窮するは罪朕が一身にあり仍て先づ内帑を發して當國の民に分てり幕府も亦朕が意を体して偏ねく貧民を賑はすべしと當時御料は甚だ乏しく時には一錢の儲へなくして新年を迎へられしことありしほどなりしも天皇少しも意とし給はず常に大御心を民草の上にも留めさせ給ふ天皇の御製に曰く

ぬば玉のよすから冬の寒きにもつれて思ふは國民のこと
 命じて公卿に分たせ給ふこと深く後宮より珍らしき食品等を奉ることあれば必

常とし君臣の間常に和氣講々たるものあり獨り公卿のみならず幕府の置ける京都守護の如きも之を待遇し給ふこと厚く守護松平容保の病篤かりし時の如きは御親ら其平癒を内侍所に祈らせ給ひしことあり會津の君臣之を聞きて一同感涙に咽べり

天皇又言路の杜絶して上下の情通せざることを憂ひ給ひ文久三年二月には詔して公卿諸侯の臣又は草莽の士と雖も學習院に出頭して時事を上言することを得しめ常に心を國事にのみ留めさせ給ふ

天皇性御周密におはしまして日々の事も常に御親ら日記に記し給ふて細大洩らし給はず

天皇性温厚におはしますも大事に至りて決して動し給はず元治蛤門の變の如きは飛丸宮闕を掠むるに至り外に伺候せる公卿の従士等は危儉に堪へずして正殿の方へ逃走し來り公卿も殿庭に飛下り混雜名狀すべからざる程なりしも天皇は泰然として心を動かさず御手に持たせ給ひし茶碗をも離させ給はず徐ろに茶を啜り給ひてあわて騒ぐものを制し給へり

安政元年に魯西亞の軍艦數隻大阪天保山沖に入るや京師大に騷擾し公卿或は

叡山に避け給ふべきを奏するものあり、天皇微笑して宣はく、洋夷無狀と雖も、豈禁闕を犯さんやと、毫も意に介し給はず、公卿も皆人君たるの度量に富ませ給ふに感服し奉れりと云ふ。

慶應二年十二月廿五日、遂に疱瘡に罹らせ給ふて崩じ給ふ、御年三十六、朝野痛惜せざるなし。

御在世中遂に復古の大業を見るに及ばせ給はざりしは千古の遺憾なりしと雖も、其基礎は實に天皇の御宇に築かせ給ひしものにして、天下の士をして悉く京師に歸向せしめ、朝威を仰ぐに至らしめしは、天皇の御聖徳の深く人心を感せしむるものあるにあらざるよりは、何んぞ能く此の如くならんや、

天皇の御製に曰く、

白浪のたち騒ぐとも何かせむ我あし原は神風ぞ吹く、

戈とりて守れ宮人九重の御階の櫻風そよぐなり、

大原重徳卿が傳へたる詔勅

朕惟方今時勢夷戎恣猖獗、幕吏失措置、天下騷然、萬民欲墜塗炭、朕深憂之、仰慰祖宗俯愧蒼生、(中略)夫大樹猶弱、何失之有、但幕吏因循偷安、失衝、如是則國家傾覆可立而待也、(中略)

尋因策三事、其一曰、欲令大樹率大小名上洛、謀治國家、攘夷戎、上慰祖神之靈、怒下從義臣之歸嚮、啓萬民和育之基、比天下於泰山之安、其二曰、依豐太閤之故典、使沿海之大藩五國、稱五大老、爲中興之策、防禦夷戎之處置、則環海之武備堅固、雖然、必有攝攘夷戎之功、其三曰、使一攝利部卿、授大樹、越前中將任三大老職、輔佐幕府內外之政、當不受左班之辱、此萬人望、恐不違、朕愈決此三事、是以下使於關東、蓋欲使幕府選三事中之一以行、時以周詢詳臣、詳臣無所忌憚、各啓沃心、丹書奏、遂言、

三條實美卿が傳へたる詔勅

大原勅使は六月七日江戸に入り、六月十日に登城して詔勅を將軍に達し、七月廿一日を以て歸京の途に就けり、幾何もなく朝廷より三條實美を勅使とし、長州土州の兵數百人を護衛として東下せしめ、更に攘夷の詔勅を傳へしめ給ふ、實美謂へらく、從來幕府の勅使を待する禮を失すること多しと、先づ使を遣はして幕府に告げしむ、故を以て幕府の待遇は前回と比すれば大に面目を改め登城の際は將軍親ら出で迎ふるに至れり、其勅に曰く、

攘夷之儀、先年來至今日、不絶日夜、患之於柳營、各之變革、施新政、慰朕意、怡悅不斜、舉天下於無攘夷、一定人心、雖至一致乎、且恐人心不一、致異變起於邦内、早決攘夷、布告於大小名、如其策略、武臣之職、掌速盡業、講定良策、可拒絶醜夷、朕意也、

足利將軍の木像の首を梟す

將軍家茂が文久三年三月に朝旨を奉じて上京するや、志士の中には等持院なる足利尊氏義詮、義滿の木像の首を斬り來りて三條大橋に梟し、大逆無道天に代りて誅罰を加ふの文字を掲げ以て討幕の意を諷するものなり、志士等は平田篤胤の學を修めたるものなり、

露艦の對馬占領

文久元年二月、露西亞の軍艦突然對馬に來りて對馬の尾崎浦を占領し、宗氏及幕府これを諭せしも去らず、牛を牧し假屋を建て、永久的の設備をなすに至れり、幕府よりて英國に囑し、英國の抗議に因りて漸く去るに至れり、當時の國勢は實に此の如く危険なるものなりしなり、此時に當りて長州征伐は起れり、

第一回長州征伐

幕府の命令 父子の官爵を削り、江戸の藩邸を破却すること、

總督尾張慶勝 三十六藩の兵を率ゐて、十一月十八日より攻入の筈

結果 三家老の首を斬り、山口城を毀ち五卿を國外に出すこと、

第二回長州征伐

一大勝、政治まらざるを以て父子を蟄居せしめ、封十萬石を削る、

二孫に二十六萬石を與へ三支族等をして國政を攝行せしむ

三國司信濃等三人の家名を斷ち奇兵隊長十一人を誅すべし、

問罪は慶應元年二月廿三日の命に始まる、翌年七月八日に至り幕兵始めて戦を開く、其緩漫にして幕府及諸藩兵の士氣の振はざるを知るべし、

八月廿五日休戦の詔下る、

結果 人心離れ曲直地を換ふ、

奇兵隊

凡そ四百人より成る、執袴の子弟用に堪へずとなし、士農を問はず、工商を別たさず、防長二州より募集したる者にして、所謂義勇兵なり、平民にても一たび此隊に入れば士と同じく帶刀携銃の特權を得、名字を名乗り下駄足駄を穿つことを許さる、是を以て名を好み功を思ふ者は士民の別なく此れに入る、長藩の勇兵たり、紀律嚴肅、賞罰嚴正、兇險無頼の徒も其命に服す、總監は高杉晋作にして、參謀は山縣有朋なり、山縣有朋は後軍監となる、壇の浦支營に長たりし時、年廿五、後の山縣有朋なり、

晋作の舉兵

幕兵の撤し去るや晋作密に國に還り奇兵隊八十人を率ゐて赤間ヶ關を襲ふて其器械糧食を收め海陸より萩に向ふ各地の奇兵隊之に應ず佐幕黨の將栗屋帶刀三千人を以て城外に陣す晋作百人を率ゐる夜大風雨に乗じて襲ふて之を斬り長驅して城に入る海兵又之に應じ萩をこる擧兵より十六日凡そ十一戦して國を定め藩論を一變す

討奸の檄文に曰く、

名を恭順に托して四境の敵と申合せ關門を毀ら御館を墜り正義の士を幽殺して敵兵を御城下に誘引し隠に周防一國割與の儀を約し君上御身上にも迫り候次第御國家の御耻辱は不_レ及申大逆無道云々

幕兵四境を壓せんとするや上海よりカノン砲十六門小銃三千挺を購入し軍制を改む

晋作人となり英異果斷氣宇宏邁小事に拘泥せず率先して斷髮し大里の役の如きは烏帽子大紋胡床に据し將士を指揮し肥軍と足立山下に戦ふや絺衣にて扇を搖かす傍ら人なきが如し

將軍薨去によりて征長の兵を止む

朝廷の勅に曰く、

大樹薨去、上下哀情之程も御察被遊候に付、暫時兵事見合候様可_レ被_レ致旨御沙汰候、就而は是迄長防において隣境侵掠之地早々引拂鎮定罷在候様可_レ被_レ取計一候事、

尋いで十二月五日に至り勅使二條城に臨みて慶喜に將軍宣下の命あり

十二月廿五日、孝明天皇痘瘡に罹らせ給ふて遂に崩御あらせらる、翌慶應元年正月廿三日に至り遂に征長解兵の令出づ

從_三御所_一被_三仰出_一候趣も有_レ之候に付、長防討手暫時兵事御見合相成候處、此度御國喪に付一同解兵可_レ致旨被_三仰出_一候、

前は休戦にて此に至りて全く解兵となる

兵庫開港

兵庫開港の期は文久三年一月一日よりにして已に期を過ぐるを以て英米佛蘭四國の軍艦は慶應元年に兵庫に來り將軍家茂の大坂城にあるを幸ひとして之を促すこと急なり而して朝廷の勅許は容易に得らるべき望みなきを以て、究迫の餘將軍は爲に疾と稱して職を辭せんとするに至りしも朝廷許し給はず慶喜をして之を補佐せしめ給ふ

幕府由りて奏して曰く安政の諸條約は已に締結するも未だ勅許なきを以て彼等猶信せず闕下に至りて奏せんと稱せり、今二日間を猶豫せしめたりしも若し

期日を過ぐれば如何なる變を生せんも測り難しと、朝廷議を凝らすこと二晝夜遂に已むを得ずして之を許す、是に於て安政條約は漸く公認せられたりと雖も、兵庫開港は猶闕下に近しとの理由の下に許されず、英國公使は殊に憤怒すること甚し、已にして家茂薨じ慶喜立つや、力奏して遂に許可を得るに至れり、時に慶應三年五月なり、

慶喜公政權奉還の表

臣慶喜謹而皇國時運の沿革を考へ候に昔王綱紐を解きて相家權を執り保平之亂政權武門に移てより我祖家に至り更に寵眷を蒙り二百余年子孫相受我其職を奉ずと雖も政刑當を失ふこと不少、今日の形勢に至り候も畢竟薄徳の所致、不堪懲懼候況や、當今外國交際日に盛なるにより愈朝權一途に出で不申候ては綱紀難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉還し廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ同心共力共に皇國を保護仕候へば、必ず海外萬國と可並立候、慶喜國家に所盡、是に不過と奉存候、乍去猶見込の儀も有之候へば可申聞旨諸侯へ相達置候、依之此段謹んで奏聞仕候、以上、

十月十五日

慶 喜

教授上の注意

- 一、幕府政權を奉還し、尊王論が全勝を占むるに至りしは正義は終に最後の勝利者なることを示すものなることを知らしめよ、
- 二、尊王の志士が徳川時代のみならず、於ても幾度か抑壓せられ迫害せられたりしにも關はらず踵を接して出で遂に回天の事業をして全からしむるに至りしは幕末史上の偉觀にして、又國史上の偉觀なり、教授しつゝある間に於て此偉大なる精神に觸れしむること能はざるが如き教授は無効なりと云ふべし、
- 三、假令其間に小曲折あり又多少政略上利害の問題を混するものありと雖も、其大精神大潮流は崇高偉大なるものにして、勇敢果決純忠至誠の志士が身命を堵して贏ち得たるものに外ならず、
- 四、攘夷論の如きは其時代を了解せしめて其人々の精神の感すべきものあるを知らしめざるべからず、其偏狭なりしは幕府の從來採り來りし秘密政略の結果によるものにして、範とすべきにたらず、
- 五、政權奉還は慶喜公の忠誠と當時の國情に見らるゝ所ありて奉還せられしものにして、徳川氏有終の美をなすものなれども、鳥羽伏見の戦を起すに至りし

ことは惜しむべきことなるを知らしめよ、

六、此章に於て徳川時代を通じての時代通觀を行ふを適當とす、

七、更に頼朝以來武家と皇室との關係及勢力消長にまで立ち入り統括し置くを要す、爲に一時間を要すとも惜むべきにあらず、

八、徳川幕府の衰亡を北條氏足利氏と比較せしめよ、

九、岩倉公及西郷大久保等の計畫は攘夷非攘夷等は已に眼中になく、殆んど七百年に近く衰へたりし皇威を挽回する千載一遇の機至れりとして此に復古の大事業を實現せんとしたるものなり、慶喜公の恭順非恭順等の如何に關はらず決行せんとしたるものにして殊に大局に着眼したるものなり、

挿繪の説明

三條實美等長州に奔るの圖

文久三年八月十八日の政變によりて長藩は界御門の警衛を解かれ、三條公以下の公卿は參内を停めて謹慎を命ぜらるゝや、長藩士は三條公以下の七卿を奉じて國に還りしこと本文に云へるが如し、國中震笠を被れるは七卿なり、七卿とは三條實美、三條四季知、四條隆彌、東久世通禧、壬生基修、錦小路頼徳、澤宜嘉の諸卿これなり、皆公卿中の尊王攘夷黨の鋒々たるものにして公卿中の最も氣概あるものなり、此時長藩士二千七百餘人は界門(正門)の

固めを解かると共に、三條以下の諸卿を奉じて一ト先づ京都大佛に退き、善後策を謀じ、或は金剛山に據るべしとし、或は摩耶山に據るべしとの論も出でしも、一ト先づ歸國して攘夷の準備をなすこと、決せしかば、三條公等の七卿は共に西下することとなり、豊岡大藏卿、滋野井中將等は自邸に歸りて謹慎するに至れり、

第二十八章 王政復古

王政維新

慶應三年十二月十九日は、正に日本國民の記憶すべき日なり、岩倉卿の早朝參内したる頃は、前夜來の徹夜にて、長藩士入京の可否は、公卿中に烈しく討議せられ、漸くにして許可に決して、諸公卿が袖を列ね歸りし頃にして、中山正親町二卿は、留まりて共に陛下に伏奏し、其儘式に參列せらるゝ事となりぬ、皇族方を始め諸大名諸藩臣參列の中にありて、復古の大號令はおひさきこもれる麗はしき、今上天皇陛下によりて發せられぬ(時に御年十七歳)其要旨は
一、慶喜の大政奉還將軍辭退は、斷然開こし召さる、
一、攝政關白以下、守護職所司代等の官を廢すること、

一諸事神武天皇創業の始めに基くこと、
一假りに總裁議定參與の三職を置くこと、太政官の制は追て發表の事、
總裁 有栖川宮

議定 仁和寺宮(後少)中山大納言正親町三條前大納言

尾張侯越前侯越州侯土州侯薩州侯等

參與 岩倉前中將西郷大久保後藤等

此日中川宮二條一條九條近衛應司等佐幕黨公武合體黨の公卿は皆參朝を停めて謹慎を命じ會津桑名の二藩士は職を解きて直に歸國を命せられ會桑二藩の宮門守衛も解かれて尾越藝士薩五藩の兵此に代り皆武裝して嚴重に宮門を戒嚴することになり而して幕府の仇敵として相容れざる長藩主父子入京の禁は解かれて長州兵は不日入りて宮門守衛の任に宛てられむす
昨夜迄廟堂に時めきし諸公卿は謹慎を命せられて久しく屏居したる公卿之に代り昨日迄威を振ひし會桑二藩は退けられて五藩の兵代り一日の中に宮門の内外は皆改革黨を以て充たさるゝに至れり眞に是れ疾雷耳を掩ふに暇あらざるものにして内外人の等しく夢にだも想像せざる所なり

恭順誠意國家の將來を慮れる所より大政奉還せられたる慶喜公は此度の改革には無論諸侯の首席に置かるべしとは我も人も思ふ所にして山内豊信侯の如きは殆ど此事を確信せられし程なり然るに其沙汰なきのみならず公武合體黨の者までも皆國賊の如くに見なされ退けられたり會津桑名兩藩士の激昂は譬ふるに物なく悉く二條城中前將軍の下に集まり齒を切し腕を扼して薩藩の陛下を挟むで威福を恣にするを慨しあはれ命令一たび下らざるも醒風血雨を闕下に漲らし兼ねまじき様子なり

岩倉卿西郷大久保等は之を慮らざりしか彼れは此大改革の必大戦争を免るべからざる事を知れり頼朝以來七百年の積弊を洗滌するには小善刀工の能く辨する所にあらざるを知れり此を以て姑息の計を捨て斷然正義を固守し成敗を天に決せむとせり彼等は先づ之を死地に投せしなり

此日禁中には大改革の發表と共に引き續きて國是議定の大會議は開かれ土州侯は最先に今や王政復古の基を定め至公至平を以て事を處し天下を服せしむべきに近頃朝廷の處置片落ち多きは遺憾の至りに堪へず徳川慶喜功ありて罪なし祖宗以來二百餘年の太平をつなぎ來れるは國家に大功なしとせず然るに何事ぞ此國家大

事の席にも参列することを許さず、動もすれば、追討の師を向けられむとするもの、如し、何ぞ其恩の甚だ薄くして、其事の甚だ陰險に似たるや、方今王政維新の始めに於て、早くも已に公正を失ひ、公明を缺く、何を以て天下に對せむとするかと、越前侯又之を賛く、岩倉卿すかさず、徳川氏の祖先は天下を定めたる功ありと雖も、子孫は徒に其勢を頼みて、朝廷を無にし、殊に外交の事開けて以來、上は朝旨に戻りて條約を締結し下は勤王の志士を殺戮する等、其暴言語に絶せり、剩へ、今日、政權を奉還すと稱するも依然として、土地兵馬を私有し、官位を受けて、敢て還さず、何ぞ皇室に忠なるものと云はむと、大久保又之を賛けて、慶喜果して其罪を悔いむか、宜しく先づ官を退き(時に内大臣)土地を納めて、其實を表すべしと、後藤象次郎等又之を駁し、激論數刻にわたりしが、終に尾越二侯をして、官を退き、土地を奉還し、以て謝罪の實を表せしむる命を、慶喜に傳へしむることに決して、此に漸く國是議定の大會議を終れり、此會議の休憩中に、岩倉卿は、藝州侯を別室に招きて、密に匕首を懐中より出だし、土州侯を刺せと迄、云はれしことを傳ふ。

濠を廻らし、石壁高き二條城、是れ徳川氏の祖先が一朝有事の時に當りて、京師を抑へむとしたりもの、今や徳川十五代の前將軍慶喜之に據り、將軍麾下の兵之を擁し、會津兵あり、桑名兵あり、譜代諸藩の兵あり、一萬餘の總勢、此に集まり、三千に満たざる禁裏五藩の兵に對し、而して、其間僅に六七町に過ぎず、あはれ一點の導火だにあらば、將に轟然として、京畿の野を震駭せしむる大爆發を見むとす、慶喜即ち其衝突を避くる由を奏し、密に城を出で、大阪に去る、諸軍之を聞いて皆大阪に下る。

大阪の地たる關西の要衝に當り、城は稀世の英雄太閤の築く所にかゝる、堅固にして要害を占むる、又二條城の比にあらず、加ふるに薩長に十倍せる大兵を以てし、當時殆ど海上權獨占とも稱すべき、幕府の軍艦十餘艘は、新に歸朝せる榎本謙次郎等、これが艦長として、兵庫沖にあり、以て關西の糧道を絶ち、薩長藩士をして、袋の鼠となすには充分なり。

京都の兵は、中立せる土兵親藩たる尾越の兵を合して、漸く三千、而して薩兵は三百五十にして、長兵(以上十一月十一日)は僅に三百、假令二藩士をして、滿身渾て是れ膽ならしむるも、到底勝算あり得べしとも見えず、然れども戰の勝敗は、必しも兵の多少にあらざりて懸つて、士氣の振不振にあり、加之、彼等は數萬の兵よりも、幾千の堅艦よりも勝れる、天皇陛下を奉載せり、彼等は、今や國民道德の至高なる精神を以て燃わつゝあり、事成らず、君國の爲め、深く花と散るとも、大和男子の名譽なり、況んや數百年來、鬱生し來れ

る尊王愛國てふ時代精神の最高潮に乗ずるあるに於ておや幕兵多しと雖も會桑兵
猛なりと雖も其れ何かせむ是れ岩倉西郷大久保等の毅然として執りて動かざる所
以なりとす

鳥羽伏見の戦

慶喜公は大阪に退きてより以來も一意恭順主義をとり官位辭退土地の一部奉還の
命を受くることよし一面には臣下のはやるを制せられつゝありしも慶應三年十二
月末日に達したる江戸表薩邸焼拂薩人引揚の注進はいたく慶喜公の心を刺激し會
桑以下佐幕黨の諸侯をして憤起せしめぬ

明治元年正月三日金扇馬標は大阪城頭に掲げられ先鋒會津桑名の兵は已に鳥羽伏
見の關門に進み來れり徳川氏の總勢一萬餘竹中丹後守此れが總指揮たり六藩の兵
(長藩を)三千餘尾越藝の兵は宮門を固め薩長兵合して六百伏見鳥羽の両道に配備せ
り兩軍の衝突は午後二時より始まり砲聲殷々奮闘暮に及びしが幕軍死傷多く伏見
の方面先づ破れ鳥羽街道も漸く舊位置を保つに過ぎず次いで四五日の兩日は鳥羽
街道の大激戦となり會津の兵奮闘して一隊殆ど盡き幕軍終に入幡橋本に引き擧ぐ
るに至れり鳥羽伏見の戦は實に稀有の激戦にして砲撃銃射過ぎて銃と銃と打ち槍

は槍と打ち彈丸竭き刀折るゝに至る迄戦へるものにして會津藩日頃の士氣養成の
程も實に思ひ知られぬ然れども主上を奉戴せる薩長の堂々たる銳鋒には遂に敵す
ること能はざりしなり七日に至り山崎の關門を守る藤堂藩も俄に反覆して横合
より筒先を向くるに至りしかば幕軍は此に全く潰敗して大阪に退くに至れり
誠に人心の向背士氣の振不振は致し方なく土州藩の如き始めより中立の位置にあ
りし者も初日の伏見の戦には公然官軍に合し徳川譜代の重藩たる彦根さへも反覆
するに至れり會桑兵如何に猛なりと雖も幕軍如何に多しと雖も終に如何ともする
こと能はず徳川氏の覇業は元年正月四日間の連戦を以て全く鳥羽街道の露と消
て王師の向ふところ錦旗の靡くところ又防ぐものなきに至れり
實に鳥羽伏見の戦は王政復古の關ヶ原にして名義も實權も此れにて全く徳川氏を
去るに至れりもし尾越土州彦根の兵を以て往年の毛利福島黒田の諸侯に比せむか
藤堂藩の反覆は正に松尾山の小早川秀秋に比すべきものなり而して江戸城の收受
東北の平定は慶長末年の大阪役に比すべきか而して彼は利害及私交上よりして
此れは勤王の大精神に支配せらる鳥羽伏見已に全く破る慶喜夜に乗じて大阪を去
り其兵皆解散し徳川氏の軍艦も相率かて天保山沖を去れり

七日、朝廷、慶喜追討の大詔を發し給ひ、九日、總督宮嘉彰親王、大阪城に入り給ふ。

官軍江戸城を收む

十日、詔して、慶喜容保以下の官爵を削り、尋いで、有栖川宮熾仁親王を、征討總督とし、西郷隆盛を、參謀となし、大軍を發して、慶喜以下を、征討し給ふ。此に於て、東海、東山、北陸、奥羽諸道の先鋒兼鎮撫使を、任命し給ひ、更に、聖護院宮嘉仁親王を、海軍總督となし、海陸兩道より、並び進ましめ給ふ。尋いで、親征の詔を下し、車駕大阪に幸し給ふ。諸藩皆懼れ、相繼いで、服し、關西復佐幕黨なきに至れり。三月、東海、東山、北陸、三道の官軍、皆江戸に迫り、十五日を以て、總攻撃の期と定む。

是れより先、慶喜の逃れて、江戸に歸るや、幕臣等多くは、其恭順を喜ばず、曾て和蘭に留學して、海軍總指揮たる、榎本武揚、佛國士官によりて、養成せられたる、大鳥圭介等は、殊に、主戰論を唱へ、佛國士官も亦戰ふべきを説き、議論紛々たり、或は箱根、碓氷の險を扼し、海軍を以て、大阪を衝くべきを説き、或は、輪王寺の宮を奉すべきを云ひ、或は、佛國の力を借るべきを説く。慶喜一意恭順を持し、獨り、海軍奉行、勝安房、守安、芳等と謀り、城を出で、寛永寺に退きて、屏居し、一面には、慶永に依りて、謝罪書を、朝廷に、献じ、一面には、家臣を諭して、輕舉することなからしむ。官軍總督、宮駿府に至るや、勝安房、參謀、隆盛と

舊あるを以て、麾下の士、山岡鐵太郎をして、恭順の意を述べて、進撃の期を、寬ふせられんことを、請ひ、尋いで、隆盛の芝高輪に至るや、十四日、安房自ら、隆盛を訪ふて、寬大の處分を、請ひ、明日の進軍を、停めんことを、請ふ。隆盛乃ち、總督宮に、請ふて、之を許し、尋いで、命を傳へて、慶喜は、水戸に退きて、謹慎せしめ、城池及兵器軍艦を、收め、總督宮進んで、江戸城に入り給ふ。時に、明治元年四月二十一日なり、鳥羽伏見の戰より、僅に、三月餘にし、て、大勢定まる。朝廷、尋いで、田安家達をして、宗家を、繼がしめ、駿河府中七十萬石、駿河遠江陸奥の一部を賜ふ。

官軍東北地方を平定す

慶喜の常陸に退き、江戸城の官軍の手に、落つるや、徳川麾下の士は、憤恨に、堪へず、榎本鎌次郎は、江戸城引渡の當日、軍艦八隻を、率ゐて、品川沖より、脱走し、東北諸藩と合して、回復を謀らん。とし、勝安房追ふて、安房の館山に至り、説きて、軍艦を、伴ひ、歸る。大鳥圭介は、兵を、擧げて、新選組の近藤勇等と、通じて、上總下總を、横行し、宇都宮を、襲ひて、之に、據り、而して、會津藩主、松平容保は、仙臺藩以下、東北諸侯の大聯合を作りて、官軍に、抗せん。として、準備に、怠らず、東北の形勢、猶甚だ、不穩なるものありき、而して、彰義隊、江戸殘留の麾下の士の一部は、上野寛永寺に、據りて、輪王寺宮を、奉じ、官軍より、退去の命あるも

聽かず官軍の來り迫るを邀へて激戰せしも兵凡そ千人乘寡敵せずして破れ散す官軍進んで宇都宮を復し大鳥等を走らす是れより先奥羽鎮撫總督九條通孝は奥羽にありしも命令行はれず東北諸藩の爲に仙臺に幽せらる此に於て東北征討の官軍は道に分て北進し越後口奥州口白河口及關倉及平潟より進み行く沿道の諸藩を討つて會津に迫る會津圍みを受くること凡そ一ヶ月一藩死を決して防戦し城容易に陥るること能はざりしも仙臺藩歸順し糧食も盡くるに及び藩主父子出で降り罪を謝して身を以て士卒に代らんことを請ふ實に九月廿四日なり是れより先米澤南部等の諸侯も降り餘黨皆平く

箱館の戰

獨り大鳥圭介は榎本鎌次郎が軍艦を率ゐ陸前寒風澤沿岸にあるに投じて箱館に走り再舉を計らんとす鎌次郎は一たび八隻を返還せしも内四隻は徳川氏に返付せられたるを以て密に機を伺ひ四隻の外に更に四艦と運送船八艘とを奪ひ奥羽の沿岸に向て逃走したるものなり此に於て上書して蝦夷を開拓して徳川氏の後を奉じて北門の鎖鑰たらんことを請ひ五稜廓松前等を攻めて之を取り箱館に據りて兵備を修む明治二年三月官軍大舉して榎本等を追討し海陸並び進む海軍は甲鐵艦以下八

隻先づ進んで宮古港に至るや賊艦回天一隻米國の旗章を擧げて宮古港に入り來り急に旗章を改めて甲鐵艦に密接して決死の士をして踊りて艦内に突入せしめ以て甲鐵を奪はんとせしも諸艦の錨を揚げて之を砲撃するに及び遂に支ふること能はずして逃れ去れり官軍進んで松前江刺を取り箱館に迫る榎本等拒戦甚だ力め互に勝敗ありしも賊軍は今日一艦を失ひ明日一將を失ひ遂に海軍の全滅となり五稜廓に退守し死を決するに至れり官軍書を送りて降を勸むるに及び榎本は其厚誼を謝し會て和蘭にありて修むる所の兵書二卷を送り大鳥等と衆に代りて死せんことを請ふて出で降る時に五月十八日なり

備考

三職中に慶喜を加へず

朝廷總裁議定參與の三職を置くや岩倉公は慶喜公をも加へんとして西郷大久保に謀る二人固く執りて不可とし岩倉公も亦之に賛し遂に九日の發表を見るに至る二人の意は神武創業の制に基きて根本的改革を圖るの好機會に當り慶喜公をも加へて重きをなさしむるはこれ唯名義上の改革に過ぎず事皆姑息に終らんとするを憂ひたるによる二百六十餘年の積習を一掃するには大革新と

大果斷を要す、

薩邸を砲撃す

江戸の薩摩屋敷にては浮浪の徒の出入するもの多く、此等は市内に於て屢々暴行をなし、或は幕府の役人と衝突し、もし捕へられんとせば薩邸に逃入す、加ふるに十二月廿二日の夜には、曾て薩摩より入興ありし天璋院(家定夫人)の使者と偽はり、江戸城に入りて本丸に火を放ちて薩邸に逃入するの事ありしのみならず、婦女老幼を品川沖なる自國の軍艦に送り置きて、江戸引揚の準備をなす等の濫子見わしかば、幕府は遂に意を決して、莊内松山二藩に命じて薩邸を砲撃せしむ、薩藩士は兼ねて期したることなれば、途中所々に火を放て品川に退き、軍艦鳳翔丸に乗じて引揚げたり、愈、開戦の時人質に取られざらんがためなり、

大阪退去と伏見鳥羽の役

徒に下輩の粗忽より誠意の水泡に屬するを恐れて退きし旨上奏あり、大阪城中にては改革凡て薩藩の私意に出でたり、君側を清むべしとの説あり、會桑の兵激し、關東にては大政返上を怯とし、薩長等の術數に陥れりとし、甚たしきは祖宗に不孝なりとし、取消を切論する者、幕臣並に親藩譜代の間に起るあり、討幕の密勅

の風聞は、江戸に傳はり、大阪にも傳はる、會、江戸、薩邸砲撃、燒拂の事あり、幕閣諸大名を會し、京師の事情切迫の有様を告げ、幕兵を西上せしむ、是に於て大阪にては會桑二藩の兵姫路松山大垣濱田等諸藩の兵を發し、慶喜は自ら徳川の親兵を率ゐて中軍となりて進み、表面は朝命によりて上京する者なりと稱す、奏聞書には頃日朝廷の御變革眞の叡慮に出でたるにあらず、薩藩の諸人等の矯勅なれば、此等國を誤るの奸徒を除き、君側を清むるなりとの趣旨を述べ、

薩長土尾越藝の兵在京の者數千、慶應四年(即明治元年)正月三日、伏見鳥羽兩道の戦となる、地理狹隘にして徳川勢官軍に激撃られて淀に退き、連戦皆敗れて八幡牧方橋本守口に退き、僅に敵の追撃を支ふ、六日に至り前將軍突然會桑二藩及幕閣を從へて軍艦に乗じて東歸し、戰略全く敗る、是に於て討幕の密勅は公然たる朝敵征伐の勅と代り錦旗東下するに至る、

西郷と勝安房

勝安房の氷川清話に曰く、三月十四日、此時分府下の物騒な事は到底話にならぬ程で四方よりは各所の官軍が明日の進撃に後れじと繰り込み來るあり、又何者の放つ鐵砲とも知れず始終頭上を過ぐるあり、老爺もかゝる間を馬上にて通り抜けむ事頗る危険の業と思ひ、わざと馬を別當にひかせ老爺は跡よりぼつ／＼歩いて行つた

談判の模様 當日余は羽織袴の輕装にて馬上唯一人の口取を従へ薩摩屋敷に出かけた、一間に案内され暫時待つと西郷は庭の方より古き洋服に薩摩風の引き切り下足を穿ち例の忠僕熊吉一人を伴ひ如何にも平氣な顔色にて出て來て是れは實に運刻致しまして失禮と挨拶しつゝ座敷に通つた其動靜一大事を前に控へたるものさば見へなかつたよ、談判は只一言で決した、オレの言ふ所一々信用して呉れ其間一點の疑念も狭まなかつた、「色々六ヶ敷議論もありますが私が一身にかけて御引受けします、此の一言で江戸百萬の生靈も其生命財産を保全し徳川氏も滅亡を免がれた若し此れが他人であつたらやれ貴様の言ふ事は自家撞着だの言行不一致だのあの澤山の兇徒が所々に屯集して居る様恭順の實が何處にあるかの何のと言つて責めるに違ひない左様なるさ直に談判破裂だ、西郷は中々そんな野暮は言はない其の大局を捉へて決斷の確かなる感心してしまつたよ、當日談判を始むるや桐野なんかの豪傑連中大勢密かに次の間に來りて談判の模様を聞き居る薩摩屋敷の近傍へひしひしと兵隊が詰め寄せ來る殺氣殷々として立ち上り物凄き程だつた西郷は泰然として此の四邊の光榮も眼中に映ぜざるものゝ如く談判終るや余を門外まで見送つた余が門を出て來るや街々に屯集したる兵隊はどつと一度に推し寄せ來たが余が西郷に送られ立ち出る様を見て一同恭しく捧銃の敬禮を行つた余は兵隊に向ひ余が胸を指し何れ今明日中には何さか決着仕るべし決着一つにて或は足下等の銃先にかゝつて死する事もあらむ能く此の胸を見て置かれよと云ひ捨て西郷に暇乞ひして歸つた、

慶喜水戸に退く

帝よりの仰言により常陸の國に赴かんとしけるに直道の御心をしのぶが岡の夏木立たち又かへりこん春をこそまでとよみて見せければよめる、慶喜
どにかくに國の爲とてしのぶ身は

ゆくもかへるも時をこそまで

(開國五十年史)

教授上の注意

一 要項左の如し、

慶應三年十二月九日王政復古の發表あり諸事神武天皇創業の制に基く假りに三職を置く、
會津桑名の兵の激昂甚しく慶喜大阪城に退く、
岩倉西郷大久保等は大果斷を行ふにあらざれば七百年の積弊を一洗するこゝ能はずとす、
明治元年正月の鳥羽伏見の役は徳川氏の兵一萬餘其敗れしは士氣の振はざりしにあり、
翌七日慶喜追討の令下る、
江戸城内主戦論者多し慶喜内外の形勢を察し獨り勝安房と計りて恭順に決

四月、官軍、江戸城を收む、
 次で、東北平き、翌明治二年、校本等降る、
 教授に主力を用ふる所も、右に外ならず、即ち大勢の移轉時代、精神の勢力等は、
 其授業全體を貫通するの骨隨にして、偉人傑士の經營、慘憺尊王愛國の精神の
 横溢は、正に此れと、經緯して、生徒の修養に資すべきものなりとす、

維新國是の御發表

是より先、明治元年三月十四日、天皇紫宸殿に御し、公卿諸侯を率ゐて、國是を神祇に誓

- ひ且之を群臣に宣し給へり、其文に曰く、
 - 一、廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スベシ、
 - 一、上下心ヲ一ニシテ、盛ニ經綸ヲ行フベシ、
 - 一、文武一途庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ、倦マザラシメンコトヲ要ス、
 - 一、舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ、
 - 一、智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ、
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯國是ヲ

定メ、萬民保全ノ道ヲ立ントス、衆亦此旨趣ニ基キ、協心努力セヨ、

維新政治の大方針はこゝに確立せり、

東京遷都

八月、即位の大禮を紫宸殿に舉げさせ給ひ、九月、慶應四年を改めて明治元年とし、一世
 一元の制を定め給ふ、年號は古來或は祥瑞により、或は災異により、或は踐祚等により
 て改められ、天皇御一代にも屢々改まるを常とし、甚だしきは一年に三つの年號あり
 し年もありて、甚だ煩はしきを以て、此に至りて、御一代中には、一年號のみと定め給ふ、
 餘いで、東北の亂未だ全く平がざるにも、關はらず、九月に、天皇京師を發して、東京七月
 江戸を東京と改む、に向ひ給ふ、沿道の民は始めて、天威を仰ぐを得て、歡喜流涕するも
 のあり、大總督宮熾仁親王以下、品川に奉迎す、乃ち、江戸城を以て、皇居とし給ふ、これよ
 り、京都を西京と稱す、是れより先、大久保利通上書して、都を遷して、人心を一新すべき
 を奏せしが、(利通は大阪遷都論なりしも、併し大阪東京と云ふよりも、寧ろ遷都により
 て舊弊を一洗するを主として奏上したり、此に至りて、遂に遷都し給ふ、次いで十二月
 一たび京都に遷幸し給ひ、皇后冊立の式を舉げさせ給ひしも、翌年三月には、再び東京
 に遷り給ひ、爾後此に留まり給ひ、東京はこれよりは、永く中央政府の所在地となる、

版籍奉還

朝廷の慶喜を追討し給ふや、舊幕府並に舊幕臣の領土は收めて天皇の直轄とし、府縣を置き知事を命じて之を治めしめ給ひしも、諸侯の封土に至りては依然として舊の如く諸侯各土地人民を有し政刑等の權を總べて中央政府の威令も行はれず其強きものは因りて以て中央政府に抗するに足るものありもし足利尊氏の如き巨猾の此際に乗じて起るあらば天下の事又知るべからざるものあらんとす此の如く官民並立の趣きありて全國統一の實舉らざることは將來の爲に大に考慮を要すべきことなりしかば明治二年に至り薩長土肥の四藩主は首として其版籍を奉還することを奏請するに至れり此に於て他の諸藩も之に倣ひ以て王政維新の實を擧げんとせり天皇之を嘉納し給ひ全國諸侯の領地を悉く收めて天皇の直轄とし姑く舊藩主を知藩事とし府縣知事と相並びて各其部内の政治を行はしめ給へり

版籍奉還後の狀況

是に於て全國の統一略緒に就くと雖も然れども知藩事は皆舊藩主にして其參事は皆舊藩の重臣なれば名は皆王臣と雖も實は猶封建の遺風を存して君臣の關係を保ち各國の施政區々にして統一あるなく其管地も往々犬牙錯綜し或は各所に分散し

て施政の不便少からざるのみならず各藩も亦藩の強弱によりて幸不幸を異にし強藩は少しく不當なるも其言ふ所に従はしめ弱藩は其言ふ所理に當るも用ゐられず朝廷其弊を知るも各藩内に干渉するに難き事情あるを以て措いて問はざる有様なり高知藩の大參事板垣退助早く其弊を視藩主山内豊範に説く所あり豊範乃ち上表して士族文武の常職を解き祿制を廢して祿券を給し官吏兵士は平等之を士民に取り族を分つて華族士卒平民の三等となさんことを請ふ朝廷令して先づ之を藩内に施行せしむ此に於て高知藩は直に之を施行し武士の斬捨御免を廢し平民にも姓を稱し刀を帶し輿に駕し馬に乗るを許す中には藩を廢して縣とせられんことを請ひ又自ら知藩事を辭せんことを請ふものあり

廢藩置縣

朝廷に於ては木戸孝允大久保利通等主として藩を全廢して悉く縣治となさんとするの議を懷き岩倉公は山口鹿兒島に下りて朝旨を二藩主に傳へしかば鹿兒島の島津久光山口の毛利敬親此説を賛し殊に毛利敬親の薨するや(四年三月)封建の遺風を去り各藩の權勢を去りて朝權を擴張し以て中央政府の基礎を固くすべきを遺表するに至れり尋いて薩の西郷隆盛長の山縣狂介等の武勳ある人も皆此説に賛したれ

ば、孝允乃ち上表して藩を廢して縣となさんことを請ふ、陛下之を納れ給ひ七月十九日在京各藩の知事を御前に召し詔を宣し給ふ、

朕惟フニ更始ノ時ニ際シ、内以テ億兆ヲ保安シ外以テ萬國ト對峙セント欲セバ宜シク名實相副ヒ政令一ニ歸セシムベシ、朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽納シ、新ニ知藩主ヲ命ジ各其職ヲ奉ゼシム、然ルニ數百年因襲ノ久シキ、或ハ其名アルモ其實舉ラザルモノアリ、何ヲ以テ億兆ヲ保安シ、萬國ト對峙スルヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス、仍テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト爲ス、是レ務メテ冗ヲ去リ簡ニ就キ、有名無實ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂無ラシメント欲スルナリ、汝群臣其レ朕ガ意ヲ體セヨ、此に於て全國二百七十六藩を廢して縣とし、舊藩知事は皆華族として前に定むる所の家祿を給し、後東京に移らしむ、

兵農の區別を撤す

朝廷已に政權を收め給ひしも兵權なし、四年三月、勅して薩長土三藩より兵を徵し給ふ之を近衛兵の始めとす、當時之を御親兵と稱し凡そ一萬人あり、尋いで全國に四鎮臺を置き給ふ、同年七月に至り、藩を廢して士族文武の常職を解きしを以て舊藩地には又一兵なし、此に於て山縣有朋(狂介)は主として全國皆兵の説を探り、薩の西郷等の

反對あるにも關はらず、遂に請ふて之を斷行するに至れり、明治五年十二月朔日、詔して全國に徵兵令を布き給ふに至れり、詔に曰く、

朕惟フニ古昔郡縣ノ制全國ノ丁壯ヲ募リ軍團ヲ設ケ以テ國家ヲ保護ス、固ヨリ兵農ノ分ナシ、中世以降兵權武門ニ歸シ、兵農始メテ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス、戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ、此際ニ當リ、海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セザル可ラズ、今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各國ノ式ヲ斟酌シ、全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立テント欲ス、汝百官有司厚ク朕ガ意ヲ體シ、普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ、

男子二十才に至る者は皆兵籍に編入することゝなれり、然れども當時の徵兵令は一家の戸主、官吏、嗣子、承祖の孫、獨子、獨孫及び父兄に代り家を治むる者は其兵役を免じ、又代人料金二百七十圓を納むるものは兵役を免かるの制ありしを以て多くは代人料を納め、或は百方縁を求めて名義上の養嗣子となるもの多きを以て兵は唯貧困なる者の義務の如き觀あるに至りしかば、後に至り、一切免除を許さるに至り、全國皆兵の制全く成る、この徵兵令によりて士族のみの特權たりし兵士となるの權を四民平等に分配したること、封建の遺習を全く除去したるものにして、王政復古の第一

着は此に至りて始めて完成したりと云ふべし。

備考

大久保の都遷論

(前略)深く天下を注目し、觸視する所の形跡に拘らず、廣く宇内の大勢を洞察し、給ひ、數百年來一塊したる因循の弊を一新し、國內同心合体し、天の主と申すものは、斯まで頼母しき者と上下一貫天下萬民感動泣涕致し、侯程の御實を舉行せられんことを實に今日の急務なり、(中略)右根本を推究して大變革せらるべきは、遷都の典を擧げらるるに在るべし、何となれば弊習と云へるは理に非ずして勢に在り、勢は觸視する所の形跡に歸すべし、(中略)然れば更始一新王政復古の今日に當り、本朝の聖時に則らせ、外國の美政を歴するの大英斷を以て舉行し給ふべきは、遷都にあるべし、(中略)而して遷都の地は浪華に如くはなし、(中略)此義行はれて内政の軸立ち百事始めて舉行すべし、若し眼前些少の故障を懸念し、因循機を愆らば、皇國の大事終に去るべし、仰ぎ願はくは、大活眼を以て一新して急卒施行あらんことを千祈萬禱し奉り候、死罪謹言、

は明治元年正月廿八日に於て奏上せられたり、其機を見るの速かなるを知るべし、尋いで七月十七日に至り、江戸を東京として親臨して政をなし給ふ、その詔に曰く、

朕今萬機ヲ親裁シ億兆ヲ綏撫ス、江戸ハ東國第一ノ大鎮、四方輻輳ノ地、宜シク親臨以テ其政ヲ視ルベシ、因テ自今江戸ヲ稱シテ東京トセン、是朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ、衆庶此意ヲ体セヨ、

版籍奉還と諸藩主

版籍奉還は國民全体の忠誠の至情より發したるものなり、雖も此れを最も先に發議したるものは、木戸孝允なり、孝允早くも諸侯の土地人民を朝廷に奉還せしむるにあらざれば、統一の業舉がらず、折角の大革新も沮害を生せんことを察し、先づ自ら山口に歸りて長の老侯毛利敬親侯に見わて曰く、幕府既に倒れて形跡一變すと雖も、猶封建の形を存す、若し雄藩にして取て代らんとするものあらば、前途又測るべからざるものあらん、思ふに諸侯の土地を領する、皆幕府の私印を受けて君臣の形をなし來りしも、元來土地人民は天皇の有にして、幕府の私すべきものにあらず、今日に於て大義名分を正すは、先づ諸藩の版籍を朝廷に奉還

い、奉るより先なるはなしと敬親、これを善しとするも猶孝允を戒め、徐ろに機を見て動くべきを以てす、孝允京に還り、尋いで大久保利通と會して、版籍奉還の意を語る、時に薩藩主も朝廷の費用の足らざるを憂ひて、石高十分の一を献せんとするの意ありし時なれば、利通手を拍て大に之に賛して、藩侯に説き、更に之を土肥二藩に説く、二藩も亦之に賛し、遂に四藩主連署して、版籍の奉還を奏請するに至れり、時に明治二年正月二十日なり、其書の略に曰く、

方今大政新に復し、萬機之を親らし給ふ、實に千歳の一機、其名ありて其實無かる可らず、其實を擧ぐるは大義を明にし、名分を正すより先なるは無し、嚮に徳川氏の起る古家舊族天下に半す、依て家を興すもの亦多し、而して其土地人民はこれを朝廷に受くると否とを問はず、因襲の久しき以て今日に至る、世或は謂へらく、是祖先鋒鏑の經始する所なりと、吁、何ぞ兵を擁して官庫に入り、其貨を奪ひ、是れ死を犯して獲る所のものと云ふに異ならんや、庫に入るものは人其賊たるを知る、土地人民を攘奪するに至ては天下之を怪ます、甚しい哉、名義の紊壞すること、今や丕新の治を求む、宜しく大體の在る所、大權の繋る所、毫も假す可らず、抑も臣等居る所は、即ち天子の土、臣等牧する所は、即ち天子の民なり、

り、安ぞ私有す可けんや、今謹んで其版籍を收めて之を上る、(中略)凡そ列藩の封土更に宜しく詔令を下して之を改め定むべし、而して制度典型、軍旅の政より我服機械の制に至るまで悉く朝廷より出で、天下の事大小となく皆一に歸せしむべし、然る後に名實相得、始めて海外各國と並立すべし、是れ朝廷今日の急務にして、又臣下の責なりと、

版籍奉還は實に四藩主の至誠至忠より出でたるものなり、此に於て諸藩皆之に倣ひて奉還を奏請するもの直に二百有餘藩に及ぶ中にも、尾張肥後阿波因幡の四藩主は版籍を朝廷に收むると共に直に郡縣の制を布くべきを建議せり、朝廷皆公議を以て決すべき旨を諭して他日を待たしむ、尋いで天皇東京に還り給ふに及び、六月勅して版籍奉還の請を許し、其請はざるものは特に奉還を命じ、前田慶寧島津忠義以下二百六十一を以て知藩事とし、公卿諸侯の稱を廢して華族と改め稱せしむ、知藩事は大抵皆舊藩主を以て之に宛て、每藩現石十分の一を賜ひて世祿となさしむ、是に於て全國略統一の緒に就く、

三條實美

三條實美の長子なり、少壯より思を國事に留め、幕末に當り卒先して尊王攘夷の

大義を唱ふ、大原重徳に次いで勅使として東下して幕府に尊王攘夷の實を擧ぐべきを促せし時は公の二十五歳の時なり、當時幕府の威盛にして公卿猶尊王佐幕の間に彷徨するもの多き時に當りて公は毅然として尊王攘夷論を主張し其巨魁を以て目せられたり、長防の俊才奇傑多く其門に集まる、男山行幸及攘夷親征の議は公を始めとして七卿の主として唱導する所たり、已にして朝議一變して七卿皆參朝を停めらるゝに及び、長藩士に護衛せられて長州に下り、筑前太宰府に移る、蟄居流寓の間にも忠誠憂國の情禁すること能はず、密に薩長の連合を成立せしめんとして盡す所多し、幕府第二回長州征伐の軍を起すや、九州諸藩に命じて公以下の諸卿を江戸に護送せしめんとせしも、薩長の同盟已に成るを以て太宰府の衛兵等拒みて命を奉せず、遂に事なきを得たり、尋いで慶應三年十二月の大革新行はれ、公の歸洛を命せらるゝに至るや、公は歸りて即日議定に任せられ、翌明治元年正月に副總裁に進み、尋いで外國事務掛を兼ね、已にして官軍江戸を收むるに及び、關東八州の鎮將を兼ね、東北平定するに及び、右大臣に任せられ、明治四年七月の官制改革には太政大臣に進み、神祇伯を兼ね、其右大臣に任じ給ひし時の詔には

汝實美、皇道ノ衰運ニ際シ、夙ニ恢復ノ業ヲ期ス、竟ニ躬天下ノ重ニ係ケ、出テハ則鎮將入テハ則輔相能ク中興ノ業ヲ成ス、洵ニ國ノ柱石朕ノ肱切ニ厥偉勳ヲ嘉ス、乃チ賞賜シテ厥勞ニ酬フ、吁、將來輔導益望ム、コトアリ、汝實美、其懋哉、

後明治六年征韓論廟堂に起る、公病みて辭表を奉るも、陛下優賞して許し給はず、引續き太政大臣たり、十七年公爵を授けらる、十八年の内閣の官制成るに及び、更に内大臣に任ず、内閣官制の改革は伊藤博文が勅命を受け立案したるものなり、と雖も、公の至忠至誠にして自ら太政大臣を辭してこれを成功せしめたるの功少しとせず、後暫らく内閣總理大臣を兼ねしことありしも、明治二十四年に病んで薨す、公の病篤きや、陛下親臨して疾を訪はせ給ひ、正一位に叙し、其詔勅中には「單竭懈なく終始渝らず、洵に是れ中興の元勳實に臣庶の龜鑑にして朕が幼冲よりの輔弼、誼師父に同じとの御詞あり、」

岩倉具視

公は公卿中最も深謀遠慮に富み、膽力ありて最も能く大事を斷ずるの人なり、幼にして聰敏、麒麟兒の名あり、早くより皇室の衰微を痛嘆せしが、輕擧せば却て大勢を挽回するに由なきを見、公武合体説を持して和宮東下の時の如きは深く盡

力○す○る○所○あ○り○故○に○一○時○三○條○公○等○の○尊○王○攘○夷○黨○の○公○卿○よ○り○は○幕○府○に○諂○ふ○大○奸○物○の○如○く○見○做○さ○れ○た○り○公○も○亦○他○の○諸○卿○を○以○て○時○務○に○通○せ○ざ○る○も○の○と○し○大○事○を○な○す○に○足○ら○ざ○る○も○の○と○せ○り○故○に○尊○攘○黨○の○勢○盛○な○る○時○は○蟄○居○を○命○せ○ら○れ○て○岩○倉○村○に○退○け○り○已○に○し○て○長○藩○元○治○の○戦○に○破○れ○歸○り○公○武○合○体○黨○再○び○世○に○立○つ○に○至○る○も○公○は○獨○り○靜○に○時○勢○を○望○觀○し○て○朝○に○出○で○す○密○に○大○策○を○定○め○遂○に○慶○應○三○年○十○二○月○の○大○改○革○を○な○せ○る○は○本○文○に○説○け○る○が○如○し○伏○見○鳥○羽○の○戦○争○中○に○も○西○郷○大○久○保○等○と○毅○然○と○し○て○硬○論○を○持○し○遂○に○能○く○復○古○の○大○業○を○な○す○明○治○元○年○三○條○右○大○臣○出○で○八○州○の○鎮○將○た○る○に○及○び○留○ま○り○て○機○務○を○決○す○江○戸○遷○都○は○公○の○議○に○基○づ○く○版○籍○奉○還○御○親○兵○編○制○廢○藩○置○縣○等○は○公○の○三○條○公○と○共○に○陛○下○を○輔○佐○し○て○決○行○す○る○所○な○り○四○年○に○右○大○臣○に○任○せ○ら○る○内○治○略○緒○に○就○く○や○自○ら○全○權○大○使○と○な○り○て○歐○米○巡○回○の○途○に○上○る○爾○後○歐○米○文○化○の○採○用○内○治○の○改○革○は○此○結○果○に○負○ふ○も○の○多○し○征○韓○論○の○否○定○は○公○實○に○巨○魁○を○以○て○目○せ○ら○れ○し○を○以○て○明○治○七○年○刺○客○の○爲○に○途○に○要○撃○せ○ら○れ○て○傷○を○負○ん○で○免○れ○し○こ○と○あ○り○かゝ○る○間○に○立○つ○も○公○は○少○し○も○屈○せ○ず○し○て○三○条○公○と○共○に○内○外○の○政○に○當○り○陛○下○を○輔○け○て○裨○補○す○る○所○多○し○明○治○十○六○年○七○月○病○ん○で○薨○す○天○皇○の○詔○勅○中○に○も○洵○に○是○れ○國○の○棟○梁○寔○に○臣○民○の○儀○表○た○り○況○ん○や○朕○幼○冲○に

し○て○祚○に○登○り○一○に○匡○輔○に○頼○る○啓○沃○誨○を○納○れ○誼○師○父○に○均○し○の○御○詞○あ○り○維○新○の○元○動○少○か○ら○ざ○る○に○あ○ら○ざ○る○も○此○の○如○き○優○渥○な○る○詔○を○賜○は○り○し○は○唯○公○と○三○条○公○あ○る○の○み○公○薨○じ○て○太○政○大○臣○を○贈○ら○る○蓋○し○公○は○威○を○以○て○勝○り○三○条○公○は○德○を○以○て○勝○る○二○公○の○國○に○於○け○る○慈○母○と○嚴○父○の○如○き○も○の○あ○り○し○な○り

御親兵と四鎮臺

明治四年には薩長土三藩の兵を東京に徴して御親兵となすと共に、尋いで各藩の兵を解散して更に東京東北(仙臺)大阪鎮西(熊本)の四鎮臺を置き、要地に分營を置き各藩より鎮臺兵を徴集す、是に於て兵權始めて一に歸し廢藩置縣も斷行せらるゝに至れり、

府縣の廢合

明治二年版籍奉還舊藩主を知事に任命したる時は八府二十六縣二百六十二藩あり、明治四年の廢藩置縣には大に府縣の廢合を行ひ、全國を三府七十二縣に分てり、此の後、縣には時々分合廢置ありしも、二十二年に至りて三府四十三縣となり、以て今日に至れり、

教授上の注意

一、五條の御誓文は明治維新の大方針にして、大化改新建武中興等に比して一頭地を抜くものなることを知らしめよ、

二、遷都の理由は舊來の陋習一洗と江戸の地が天下を經論するに最も都合好かりしによる、

三、御誓文の要旨を説明し暗誦せしめ置くを要す、

維新前後の兵士服装等

慶應元年幕府令して曰く、衣服は陣羽織筒袖附など輕便なるものを取り交へて用ふべし、但し釦かけなど洋製に混すべき者は用ふべからずと、然れども大勢の赴く處如何とすべからず、慶應二年には筒袖羽織陣股引の儀は戎服と相違置候處、以來そき袖羽織細袴と相唱へ海陸兩軍役々の平服と相心得べしと令するに至れり、尋常科維新前後の兵士の圖に門の見ゆるは上野黒門なるべし、彰義隊戦争前を想像したるもの如し、陣笠赤熊等を戴けるをも觀察せしめよ、東征軍出發の圖中、菊の紋章は皇族なり、馬上にあらせらるは有栖川總督宮、軍事參謀の旗を翻せるは正親町少將(西郷は三人目なれば見えず)前に蝶の旗の見ゆるは備前藩(支家池田信濃守)なり、雄師堂々錦旗の向ふ所又敵なし、高等科幕府時代と維新後に於ける服装の變遷圖中最も左にありて棒を持つるは巡查にして始めには輕の棒なりしを後劍に代ゆるに至れり、其右にあるは文官其右は武官なり、圖中最右より二人目に烏帽子直衣を着せるは葛公卿なり、他は幕臣及藩士なり、

圖中に於ける和洋折衷の服装等は實に能く維新前後に於ける過渡の時代を代表せるものと云ふべし

第二十九章 征韓論と諸内亂

開國進取の方針確立す

王政古に復するや、朝廷世界の氣勢を察し、舊來の攘夷を棄て、斷然諸外國と和親するの方針を定めて、各國公使に王政復古等の事を告げ、次いで大阪に行幸あるや、各國公使に拜謁を許し給ひ、明治三年には重なる條約國には公使を派し、四年には右大臣岩倉具視を特命全權大使に拜し、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外部少輔山口尚芳の四人を副使として、歐米を巡察せしめ、又清國を促がして、共に修交及び通商の條約を締結し給ふに至れり、これより外國との交際は年を逐ふて其歩を進むるに至れり、

朝鮮との交渉

明治元年十一月に至り、朝廷宗對馬守重正をして朝鮮に維新の事を報せしむるや、朝鮮政府は從來徳川幕府が大君と書して對等或は對等以下に類する禮を以てしたる

に反して、此度は國書の崇重尊嚴にして其文中には皇祖皇上の文字あり宗氏の書には皇室及奉勅の文字あるを見て一種挑戰的の書なりと疑ひ思へらくかゝる文字は自國に於て用ふべきも他國に用ふべきにあらず且皇上皇帝等の文字は中華獨特の尊稱なり日本何ぞ之を濫用するを得んと方ち國書の前例に違ふを辭として受けず此に於て我政府は宗氏の任を解きて外務省直接に之に當ることとなりしも彼れは猶拒絕して受けず此に於て征韓膺懲の論は早くも已に明治の初年より一部の士によりて唱導せられ初めぬ

征韓論廟堂の大問題となる

是より先明治元年の初めに清國禮部の一官人朝鮮に至り日本が朝鮮を征せんとして八十餘隻の火輪船を準備するを以て宜しく海防を嚴にすべしとの意を傳へ是歲には清國政府より日本は朝鮮を征する企あるを報じ日本人を退くべきを諭せしかば朝鮮政府は益領國の精神を堅くし一意我國の要求を拒絕すべしとなすを以て釜山東萊の府使等も其旨を受けて我使節を拒絕するに力めたり明治六年夏東萊府使は我釜山草梁館の門前に不遜の辭を掲げて曰く日本人は西洋人と交はり禽獸と均しきを以て之と交際すべからず彼れ已に制を人に受け其形を變じ俗を易へて耻ぢ

すんば則ち之を日本の人と云ふべからず近頃聞く來て館中にある者其形貌衣服多く日本人にあらずと彼れの形を變じ俗を易ふるは我が關する所にあらず然れども千百年自大の國を以て一朝制を人に受け以て此に至り天下の笑となり恬として耻ぢるを知らず書して以て人に示す亦以て概するに足る況や我は堂々たる禮義の邦彼乃ち奚の爲にして至る乎と大院君は更に之と同じき論文を八道に頒布して日本との交際を拒絕すべきを示せり此に於て我國征韓問題の輿論は沸騰し西郷隆盛は自ら進んで朝鮮問題の使節たらんことを請ふに至る曰く彼の我を侮辱する此の如しと雖も直に兵を以て之に對するは穩當にあらず彼の非禮を責むるには自ら道あり從來我使節として彼に派遣せられしもの多くは卑級の官吏にして其高位なるものも大丞に過ぎず加ふるに彼の東萊釜山の地方官に對す方法の宜しきを得たるものにあらず更に改めて禮を厚くし要路の大官を京城に派して彼の罪を問ひ然る後方針を定めざるべからずと板垣後藤前原の諸參議及外務卿副島等は頻りに朝鮮問題の擧を賛し副島の如きは自ら外務の局に當れるを以て使臣は自ら當るべしとて西郷と争ふに至り廟議は大勢已に征韓に傾き井上大隈の諸參議等の之に反對するものあるも勢微にして殆ど之に當るに足らざりしも已にして岩倉大使の一行が歐米

の文化に驚きて歸朝し内治の最も先にすべきを説きて極力之に反對するに及び可
 否の論又廟堂に器々たり遂に御前會議を開く大久保利通曰く内治未だ整はず民業
 振はず財政欠乏す今妄りに無名の師を起さば民益疲弊し國力給せざるに至らん加
 ふるに露國の朝鮮を助くることあらば何を以て之に當らん方今英佛二國は猶護衛
 兵を居留地に置くにあらすや帝國の躰面を損すること大なりと云ふべしこれをこ
 れ捨て外を圖らんとするが如きは本末を知らざるものと云ふべし假令朝鮮を取
 り得べしとすも取りて果して幾何の利する所ありや且つ論者は無名の師にあら
 すと云ふも先づ使を發してこれを詰り而して後に征せんと云ふが如きは抑も無名
 の師にあらすして何ぞや利害得失已に相償はず名分亦正しからず一利なくして不
 測の禍機を含む無謀なりと云ふべしと朝議遂に征韓をなさざるに決す是に於て參
 議西郷隆盛副島種臣後藤象二郎板垣退助江藤新平前原一誠陸軍少將桐野利秋篠原
 國幹等皆職を辭し薩州出身の武官は概ね官を辭して去る朝野騒然たり中には高知
 縣人武市熊吉等九人は征韓の議の沮止せられたるを憤り翌七年一月岩倉右大臣を
 赤阪喰違ひに要撃せしが岩倉公は負傷せしのみにて免がれたり九人は皆捕へられ
 て死刑に處せらる。

佐賀の亂

江藤新平は職を辭して後板垣退助等と共に民選議院を設立して萬事公論に決すべ
 きを唱へ依りて政治上の大改革を行はんことを企畫せしも郷里佐賀縣の士族中に
 封建の復舊と征韓を唱へ新平を推して首領とせんとするものありしかば新平遂に
 郷里に還りて兵を擧げて政府を顛覆せんことを謀る兵凡そ二千五百人佐賀縣廳を
 襲ふて之を取る朝廷兵を發し伐て之を平ぐ新平は捕へられて梟首せらる佐賀の亂
 は平ぐと雖も殺氣は猶國內に充てり此時に方りて臺灣征伐は起れり

臺灣征伐の原因

明治四年冬琉球群島の一なる宮古島の住人六十人臺灣に漂流せしを生蕃之を虐殺
 せり生きて還るもの僅に十二人のみ明治六年三月小田縣(備中)の民漂流せしもの四
 人亦生蕃の爲に虐殺せらる此に於て臺灣征伐の議廟堂に起る

清國との交渉

時に臺灣の一半熟蕃地は清國に屬するも一半生蕃の所屬明かならざるものあるを
 以て先づ清國に質す必要あり政府乃ち我全權大使副島種臣をして清國に質さしむ
 清人答ふるに生蕃は化外の民なるを以てす

臺灣征討

時に、征韓論の破裂以來、國內不平の徒にして腕を扼するもの多かりしかば、政府も遂に一時、征臺に決せしむ。木戸孝允は固く之に反對して、爲に辭表を呈し、政府の方針も亦動搖せしが、一たび臺灣事務都督に拜せられし陸軍中將西郷從道は、聽かずして兵三千を帥ひて發し、五月進んで臺灣に上陸す。生蕃の諸酋長争て出で降るも、獨り牡丹社頑兇にして屈せざりしかば、我軍艱苦を冒して攻めて遂に此を降す。

清國との談判

我兵の生蕃を征する清國異議を發し曰く、臺灣は我領土なり、貴國の告げずして討つは我國權を犯すなりと。全權公使柳原前光往復辯難するも、清國服せず。此に於て更に大久保利通を全權辦理大臣となし、前光と共に拆衝せしむ。往復七回に至るも、彼猶聽かず。利通曰く、事理明白なる既に幾度も述ふるが如し、猶解せずと云ふは自ら平和を捨つるなりと。館を拂て歸朝せんとす。英國公使ウエード間に入りて調停す。清國由て我征臺の舉を義舉とし、被害民の撫恤銀十萬兩と臺灣島の道路修築兵營建築費等四十萬兩を出し、我は臺灣駐屯の兵を撤回することにして局を結ぶ。此役我戦死者は僅に十二人なりしも、瘴烟毒霧の地を冒し病死するもの五百六十一人財を費すこと七

百八十萬圓に及べり、故に五十萬の償金は得る所失ふ所を償はずと雖も、これが爲に琉球の我屬地たるを明にし、又英佛二國は我兵力の充分なるを知りて、居留地の衛兵を撤する等間接の効果は又大なるものあり。

熊本城及萩の亂

臺灣征伐後も新政府に不平なるもの多く、明治九年十月には熊本縣士族大野鈇平等二百餘人(敬神黨又は神風連と稱す)夜不意に起て熊本鎮臺及縣廳私宅を襲ひ、司令官(陸軍少將種田政明)熊本縣令(安岡良亮)を殺す。良亮は重傷後死す。翌日に至り、鎮臺兵を發して討てこれを平ぐ。同月秋月藩士四百餘人も起てこれに應せしも、幾何もなく鎮定に就く。前原一誠も熊本の亂起るを聞きて、其黨二百餘人を集めて萩に起りしも亦直に平げられたり。

西南の役と私學校

西郷隆盛は征韓論の破裂以後、郷里鹿兒島に還りて、桐野利秋、篠原國幹等と私立學校を立て、其英氣を養ひ、密に事あるを待ちたりしも、佐賀熊本等の動搖あるも固く部下を制して動かしめず。自らは犬を従へて山に獵り、或は田畝を耕して世事に意なきもの、如し。然れども部下の少壯氣銳の徒は各地の動亂を聞く毎に常に血湧き肉躍

るの感に堪わざるものありき政府も亦鹿兒島私學校の徒を憚り常に之に注目することゝ憚らざりき。

私學校は城山の麓に設けたるを本校とし其他に十三の分校と一の別校あり別校は佛蘭西學科を設け和蘭人を聘せり私學校は篠原國幹之を管し一種の兵學校にして其要旨は國士の養成にあり西郷篠原桐野等皆大久保の政策に最も懽焉たらざる者他日事あるの日必難に當るを以て自ら期せり此を以て私學校生徒の一般は何れは取て代ることあるべしとし遠近西郷の風を望みて來り學ぶもの多し。

戰亂の端緒

明治十年一月に至り私學校の徒所々に集會し頻りに政府の失政を攻撃し物情益々然たり當時縣官より警察官吏に至るまで多く私學校の黨にして縣令大山綱良又密に之を助くるを以て私學校の徒益便を得たり政府は鹿兒島の近狀疑ふべきものあるを以て鹿兒嶋草牟田にある彈藥を取て大阪に移さんとすや一月三十日私學校の徒數百人は突然海軍造船所の倉庫を破りて彈藥銃器を掠奪し翌日又千人許り再造船所の倉庫に入りて小銃の彈藥二萬四千發を掠奪し其翌日亦其殘餘の數十萬發を掠奪し造船所の舊官吏職工を捕へて砲彈兵器の製造に従事せしむるに至れり。

此時鹿兒島出身の士中原尚雄等二十餘人密に在京鹿兒島有志の旨を受けて歸郷し朋友親戚を説いて私學校を脱すべきを以てし又密に近況を政府に報せんとせり私學校の徒之を聞いて怒り巡査をして中原以下を捕縛せしめて之を拷問し大久保等の命を稟けて西郷先生を視察するにあることを自白せしめ其口供書には視察を刺殺として讀み聞かせて之に捺印せしめ相告げて曰く政府暴政の甚しき罪なき元勳西郷先生までも刺殺せんとするに至る時事知るべし吾等は驟起して奸臣の罪を問はざるべからずと而して縣令大山綱良は專使を發して各府縣鎮臺に遣し隆盛東上の事を告げ臺下通行の節は鎮臺兵を整列せしめて指揮を受けらるべき旨を傳へ官金十五萬圓を發して軍資を助く此時天皇畝傍山東北陵及後月輪東陵を拜せんとして京都に御駐蹕あり報聞ゆるや更に海軍大輔河村純義等を遣はして事情を正さしめ給ひしも私學校の徒は隔てゝ通せざるのみか暴力を以て之に迫りしかば純義艦を還して電報を以て直ちに其事情を奏上せり此に於て天皇大久保利通を東京より召し給ひ一月十九日二品熾仁親王を征討總督に拜し海軍中將山縣有朋海軍中將河村純義を參軍となし兵を發して隆盛等を征討せしめ給ふ。

戰亂の進行

西郷の鹿兒嶋を發せしは十年二月十五日にして其兵凡そ一萬五千人熊本城の攻圍は二月二十二日より始まる熊本鎮臺司令長官谷干城は防守に決し固く守りて下らず陸軍少佐乃木希典小倉營兵一大隊を率ゐて之を救はんとせしも賊軍の爲に遮ぎられて目的を達すること能はず

二十六日總督宮福岡に至り給ふ官軍の目的は先づ熊本を重圍の中より救はんとするにあり而して賊軍の目的は之を田原植木吉次等に扼して城を陥れんとするにあり故に此方面の戰鬪は最も劇烈を極め攻戰連日官軍次第に増加するにも關はらず毎戰の死傷平均百以上に上らざるなく三月四日の田原坂攻圍より吉次時を陥れて萩迫に迫るに至るまで凡そ三十日間官軍の死傷七千三百餘人に及ぶ而して戰毎に大尉中尉等に比較的戰死もしくは負傷の多きは如何に將校が奮勵督戰したるかを見るに足る而して彈藥の如きも一日三十萬發を費すこと少しとせず四月八日の戰の如きは一日五十八萬發の多きに達せり然れども遂に抜くこと能はず熊本圍みを受くること凡そ五十日糧食彈藥殆んど盡きんとして稗を食し粟を食し粥を煮て戰ふ田原方面の戰鬪近づくが如くにして遂に近づくが如く却て八代方面より官軍次第に城に近づくが如くなるを以て陸軍少佐奧保鞏は決死の一大隊を率ゐ

て城を出で圍みを破つて八代方面の官軍と連絡を通じ具さに城中艱苦の狀を報す此に於て八代方面の官軍は急に部署を定めて賊圍を衝きて遂に内外の連絡を通す已にして田原方面よりする本軍も亦賊を破りて熊本に入り官軍の勢益盛なり此に於て賊軍は兵を分つて一軍は肥後の人吉に據り一軍は鹿兒島に歸りて根據地を復せんとせしも已に上陸せる官軍の爲に破られて意を得ざりしかば轉じて大分縣下に侵入し次いで宮崎縣下に入り宮崎延岡等に據る官軍兵を分つて人吉以下肥後豊後等の地を略し宮崎延岡を取る賊軍退いて可愛嶽附近の村落に據る衆猶一萬餘人あり八月官軍四方より包圍して之を殲さんとす賊之を知り隆盛利秋及村田新八等の首領等は數百人を率ゐる夜に乘じて可愛嶽に討て出で疾風の如くに官軍の營を突破して行く官軍を破りて鹿兒島に向ふ餘衆一萬餘首領を失ひて皆降り宮崎縣下亦平定に就く隆盛等は九月三日に城山に入り此を最後の死地と定む官軍急攻せば其兵を損する多大なるを思ひ其意氣衰ふを待つて之を殲にせんとし重圍を作りしのみにて進攻せざりしこと二十餘日二十四日に至り一齊に進撃して遂に之を陥る此時賊兵猶三百五十人あり隆盛利秋以下百五十人は之に死し二百人は降り亂全く平く此役官軍

兵を出すこと六萬八百三十一人死傷一萬五千八百餘人中死するもの六千二百餘人
 賊軍前後四萬死傷凡そ二萬餘人に及べり是れより國民一般武力によりて政府に抗
 することの無益なるを知りて又擧兵を謀るものなきに至れり
 是れより先木戸孝允は戦亂中五月に京都に病みて死し翌十一年五月には大久保利
 通亦刺客の毒刃に斃る刺客は石川縣人島田一郎外五名にして一郎は曾て西郷に面
 會して大に其人となりて服し征韓論以後の罪を皆大久保に歸し西郷の爲に怨を報
 せんとしたるものなり利通の馬車を驅りて内務省に出仕せんとして紀尾井坂に至
 るや先づ馬を斬て之を倒し遂に利通を斃す此に於て維新の三傑相次いで殆ど同時
 に逝きぬ

備考

維新を外國公使に告げ給ふ

明治元年正月九日初めて外國事務掛を設け嘉彰親王をして總裁を兼ねしめ爾
 後政令悉く朝廷より出づるの旨を各國公使に告げ給ふ勅して曰はく當今の形
 勢復鎖港を唱ふべきにあらず宜しく上下心を同ふし萬國の公法に遵ひ外國と
 交誼を厚ふせよと慶喜追討の事起るや朝廷各國公使に告げて兵器軍艦を賣る

ことなからしむ各國公使皆之を承諾し局外中立を宣言せり天皇尋いで各國公
 使の拜謁を許し給ふ

樺太境界問題

安政元年十月幕府が結びたる條約は千島は擇捉と得撫との間を境界とせしも
 樺太は別に區別を立てず在來の儘とせり後文久年間に至り幕府はペテルスブ
 ルグに於ける談判の結果北緯五十度を以て境界となすこととし文久三年八月
 兩國の使節立合の上實地につきて境界を定むるの約を定めしも幕府は内憂外
 患叢り至る際なりしかば期に及んで使節を發すること能はず唯露の使節來り
 しも其儘にして引揚げ是れより幕府の違約に乗じて頻りに五十度以南に殖民
 するに至りしかば幕府大に驚き慶應三年に復使節を露に遣はして之を交渉せ
 しも露國は應せず唯當分雜居とするの約を結びしのみ明治四年十二月に至り
 外務卿副島種臣は五十度以北の地を二百萬圓に買入れんとするの議を建てし
 も内部に反對ありて止む明治七年榎本武揚が露國駐在公使たるの時又談判を
 始め遂に樺太全島を露に與へ得撫島以北千島の十八島を我國に收め占守海峡
 を以て兩國の境界となす是に於て積年の問題は我國の不利益を以て終結する

に至れり、三十七八年戦役の結果は樺太を舊境に復したるのみ、
西郷出兵の名義

鹿兒島縣令大山綱良の紹介せし文左の如し、

拙者儀今般政府尋問の廉有之明後十七日縣下發程陸軍少將桐野利秋陸軍少將篠原國幹及舊兵隊の者隨行致候間其臺下、通行之節は兵隊整列指揮を被可受此段及照會候也、

明治十年二月十五日

陸軍大將 西郷 隆盛

熊本鎮臺御中

熊本城内の突圍議案

谷將軍の自ら起草する所にかゝる、將軍は兵の配置攻守を定めたる後に曰く、

此戦は全城死活の岐るゝ所たるを以て突貫の兵は味方の死傷を顧みず、又賊の他道にある者を顧みず、直に進むを要す、既に出京町を突貫するの後に城の中よりも兵許多を出し死傷を收むべし、

彈藥は毎一人に百二十發、兵糧は二食分を携帯すべき事、既に突貫して味方に

合すれば自ら嚮導をなし猛烈の進撃をなし本城を聲援すべき事、
最後に曰く、

此戦は本城安危の係る所たるを以て干城自ら戦頭に立ちて指揮すべし、樺山兒玉両君願くば患者及び後事を料理あらむことを請ふと、

諸將校將軍の自ら進むを非とす、樺山參謀長自ら指揮せんことを争ひしも成立せず、遂に奥少佐に定む、隊は全く決死なり、奥大隊長乃ち令して軍醫に決して助ける様な藥は持ち行くべからず、寧ろ殺す様な藥を持ち行くべしと命じ、圍みを突いて出づ、然れども事は案外に易く成功し、僅に足に負傷せし士卒一人を出せしのみ、

戦役中の諸隠謀

熊本の池邊吉十郎の西郷に應せしを始とし、其他福岡藩士の福岡城を襲ひ、中津の増田宗太郎の中津市街を焼き大分縣廳を襲ふあり、愛媛にも反亂あり、背後に賊軍を生じたれども官軍能く拒ぎ大事に至らしめず、其最も陰謀の大なるものを陸奥宗光等とす、宗光明治政府に用ゐられ要路に立ちしも、深く薩長二藩が政權を集むるを憤り、藩閥を絶滅せんとす、西南役起るや、片岡健吉林有造と謀を通

じ片岡等は土佐の兵をあぐると共に自らは舊和歌山藩士を帥ゐる出兵の慮に乗じて大阪城を取り前後夾み撃て之を悩ましよりにて以て政府の大改革を斷行せんとす熊本城連絡已に通じ賊勢や衰ふも益奮て陰謀に従事し曰く薩人をして却て跋扈せしめざるの便宜多しと互に暗號電信を約し第一銃上海注文第二暗殺第三舉兵等とし計畫に従事せしも十一年に至り事現はれて陸奥宗光等捕へらる宗光は後憲法發布の時に赦されて再び朝に立つに至れり

西郷隆盛

西郷の少壯時代は百の蹶跌を以て酬ひられぬ一敗毎に精神は益鍛鍊を加へ來れり藩主齊彬侯に知られて擢用せられしも齊彬一橋説京師に出でんとして俄に薨じ其企圖失敗に終れり戊午の獄隆盛京師を去り薩海に投じ大島に流さる孤島にあること三年餘宥されて歸り再び京師に出で尊攘黨の人々と交はり久光の忌諱に觸れ又沖之永良部島に流さる凡二年間船牢に居り謹慎一日の如し元治甲子西郷再び孤島より出づるや京師蛤門の變に朝命を奉じて進退し長人と戦て之を破り之を破りて赤心を敵の腹中におき身を挺して長藩を將に倒れんとするに救ひ薩長連合の計を講じ又幕府の已になすべからざるを知り大

藩合同の計を畫し討幕尊王の目的を立つ鳥羽伏見に寡兵を以て幕兵を敗りて王政建設の基を固くし王師を率ゐて江戸に入り勝安房と相會して談笑の間に政權授受の事を了し一方には徳川氏の終りを全ふし一方には維新中興の偉業を成したるが如き其氣宇宏邁功業一世を蓋ふ者あり

十年の役に私學校生徒が暴舉に及ぶや隆盛犬を携へ銃を提げて山にありて知らず兵を擧げてより八ヶ月部下の驍將相次いで戦歿し十年九月城山に戦死す私學校黨及九州の健兒一萬五千の子弟は君のために死すも然れども父兄の又君を怨む者なし君の元勳中に一頭地を抜いて死後に至る迄敬慕せらるる所以の者は其人格の偉大なるにあり

勝伯稱す西郷の及び難きは其大膽識と其大誠意とにあり彼れは予が一言を信じ單身江戸城に入り來れり予とても時に多少の權謀を用ゐざるにあらず然れども西郷の至誠は予をして欺くに忍びざらしめもし小籌淺略を施すあらば會彼れが爲に腸裡を看破せらるゝに過ぎずと

坂本龍馬の西郷を見るや歸りて曰く西郷の度量は測るべからず少しく叩けば少しく響き大きく叩けば大きく響くもし愚物ならしめば大愚物にして智者な

らしいめば大智者なりと、山縣有朋の廢藩置縣の議を建つるや、君の或は同意すること能はざるかを憂ひ頗る戒心する所あり、思らく薩藩にして諾せずんば全國の諸藩皆之を拒み或は大亂を生ずるに至らんと、面して縷々之を説く、隆盛始終耳を傾けて聴き、最後に至り一言して曰く、よしと、言の餘りに意外なりしたために有朋前言を反覆するや、隆盛更に曰く、悉く解せり、余は異議なし、請ふ之を木戸に謀れ、木戸にして異議なくば直に決行すべしと、當時木戸は勿論異議なし、故に事咄嗟の間に決し七百餘年因習の舊慣一朝にして破ることを得て王政復古の實成る明治五年出で、陸軍大將近衛都督となり參議を兼ねるや、權威朝野を壓す而して其内閣の食堂にある諸公の美食を陳ずるの中に獨り握飯を竹皮より出して平然として意に介する所なし、家に歸れば一ヶ月家賃三圓の所に起臥し、常に薩摩飛白の短衣に白木綿の兵兒帶を纏ひ、其出るや巨杖をとり高履をはき、黃犬を伴ふて徜徉す、宛然たる老書生にして又名利の何物たるを知らざる者の如し、其詩に曰く、幾經辛酸志始堅、丈夫玉碎恥瓶全、我家遺法人知否、爲兒孫不買美田、其城山岩崎谷籠居中の作に曰く、百戰無功半歲間、首級幸得返家山、笑假向死如仙客、盡日洞中棋響閑、

木戸孝允

長州藩士なり、幼名は小五郎、松菊と號す、幼より桂氏に養はる、吉田松蔭と交り善し、常に之に兄事す、後江戸に遊び齋藤彌九郎の門に入り、劍を學ぶ、技大に進み、門入中能く氏に及ぶものなし、桂小五郎の名漸く聞ゆ、氏又當時の名士江川太郎左衛門及勝麟太郎(安房)に師事し、略洋書を讀み、又水戸藩士等と交りを結ぶ、故を以て海防其他の時事に於て長藩士中に於て識見一頭地を抜くに至れり、後藩の有備館の館長となる、館は擊劍及び和漢洋の學を授くる所なり、これより名聲益高く、他藩士にして名を慕ふて來り學ぶもの多し、時に幕府政を失ひ、開港攘夷の論朝野に囂々たる際なりしかば、文久二年藩より有備館長を罷めて京都に上りて、公卿及志士の間に交際すべきを命せられて西上す、幾何もなく藩主敬親公上洛するや、氏は之を途に迎へて、具に京師江戸の形勢を述べ、これより次第に敬親公に重用せらる、其遂に藩論を一定し、長藩をして天下に重きをなさしむるに至りしは、氏の力によること少しとせず、男山行幸、攘夷親征等は、氏及久坂眞木等の志士が公卿を動かしたるによるもの多し、元治の變、長州藩の大敗に終るや、氏は猶京都に潜伏して動靜を偵察して、國に還り、後高杉晋

作が兵を擧げて恭順黨を討て藩論を確定するや、氏は薩長同盟を成立せしむるに於て大に力あり、明治新政府の成るや召されて總裁局顧問たり、版籍奉還の議の如きは氏の卒先して唱へたる所なり、

明治六年七月歐米巡遊より歸るや、政權一部に偏して、人心の漸く政府を離れんとするを見るや、政規典則を設くべきを論じて、廟堂の有司に示す、これを我國憲法制定論の始めとす、又言論の以つて國民の智識を發達せしむべきを見て、新聞紙を保護し、最も力を内治に用ひ、八年六月地方官會議を東京に開ける時の如きは、氏其の議長たり、九年病によりて參議を辭す、四月病癒ゆるや、車駕其染井の別邸に臨ませられ、親しく勅語を賜ふ、曰く、汝孝允維新の始めより國事に軼掌し、今や幸に平安に屬す、此れ汝等輔贊の功に因る所なり、朕茲に親臨し、偕に歡を盡すを欣ぶ、五月意見を大政大臣に呈し、中央集權の弊を論じ、先づ町村會を開き、次に府縣會を開きて、地方自治の基礎を確立すべきを云ふ、明治十年車駕に扈從して京に至り、西郷舉兵の報あるや、氏自ら征討に従はんことを請ひしも、優詔して許し給はず、幾何もなく病に罹りて、京師に薨す、年四十四、病急なる、天皇親臨して病を訪はせ給ひ、薨じて正二位を贈り、勅語を賜はる、中に云へるあり、中興の偉業

大久保利通

大久保利通、甲東と號す、鹿兒島鍛冶町に生る、西郷隆盛と同町なり、幼より隆盛と親友たり、少年にして江戸に遊び、屢藤田東湖の門に出入す、利通議論縱横、舌鋒能く、當るものなく、往々人を凌ぐ、東湖之を戒めんとし、一日門生を集めて、其性行を指摘して之を戒め、將に利通に及ばんとして、口を緘して言はず、利通進んで其短所を指さんことを求む、東湖仍りて其辨論の多きを指す、利通大に愧ぢ、これより深く自ら戒む、利通が沈毅なるは、其性に出づと、雖も寡言沈黙、容易に言はず、言へば必行はざれば已まざることは、修養によるもの、少しとせず、年二十にして藩に歸り、藏手代となり、嘉永三年父の事に座して、父子共に鬼界島に流され、三年にして赦さる、時に藩主島津齊彬、英明の資を以て、人材を摘用し、利通を擢んで、徒目付とす、已にして齊彬死して、弟久光政に當るや、久光亦利通の大に用ふべきを見、小納戸に進め、時々機務を諮問す、久光の上京して三事を策し、勅使を奉じて、東下し、薩藩の名をして天下に重からしむるに至りしは、利通及小松帶刀の參畫する

所多し、慶應元年將軍家茂は兵庫開港問題の行はれざるが爲に辭表を呈出するや、利通内大臣近衛忠熙に説きて辭職を好機として之を許可し、以て政權を朝廷に收むべきを云ひしも、公卿中異議多かりしを以て行はれず、

幕府第二回長州征伐の擧あるや、老中板倉周防守、利通を召して薩藩の出兵を促がす、利通已に薩長の同盟成りたるを以て僞りて誤り聞き驚きて曰く、朝廷より幕府追討の命下れりとか是れ大事なり、我藩は幕府に兵を加ふるに忍びずと辭して退き遂に兵を出さず、

討幕の密勅及復古の政令等に於て畫策せしこと本文に云へるが如し、其毅然として幕府を倒して政權を皇室に收むるの見を持して着々此を實行し、盤根錯節を除去して惑はず、一世をして歸向する所を知らしめたるに至ては西郷木戸に劣らず、世に西郷木戸大久保を稱して維新の三傑と稱す、誠に故あるなり、明治元年參謀長西郷隆盛が東にありて徳川氏の後を立て、祀りを存するの議を立つるや、利通内より之を賛し遂に田安家達をして宗家を繼がしむ、東京遷都は利通の議に基く所多く、其他版籍奉還廢藩置縣等に與かりて大功あること前に説きしが如し、

征韓論の起る、最も之を非として内治を主とすべきを論じ遂に岩倉等と共に之を否定するに至りしかば、征韓論者の最も忌む所となる、明治七年臺灣征伐の議起るや、木戸孝允又之に反對して内治を主とし遂に爲に職を辭し後一たび出でしも幾何もなく又辭するに至りしかば、爾後の政局は主として之に當ることとなり、或は地方官會議を開き或は元老大審二院を置きて憲政の準備をなし或は地租の減率を行ひ民力を休養する等國事に盡す所多し、然れども一面には反對黨の忌む所となり西南の役平々の翌年(十一年)五月遂に刺客の毒刃に斃る、年四十七才、天皇悼惜し正二位右大臣を贈り給ふ勅に曰く、忠純國に許し鴻圖を復古に策し公誠君に奉じ丕績を維新に賛す、剛毅撓まず外殊勳を建て英明善く斷じ内偉功を奏す、洵に是れ股肱の良實に柱石の臣たりと、岩倉具視大久保の死を聞きて嘆じて曰く、世の人大久保の志を知りたらんにはいかばかりか悲しみ思ふらん、維新の始め十年間は創業撥亂の時なりき、是れより後の十年こそは内治を整理し民利を進むる時なれとて、將來のために大に計畫する所ありしに、料らずもかたみの言葉となりぬと、

教授上の注意

一、征韓論につきては生徒をして其可否を考へしめつゝ問答体に教授を進行せしむるをよしとす、兩派の主張する所何れも理由ありて固く執りて動かさず、爲に元勳間の大破裂となり、内亂を續發するに至りしことを知らしむべし、

二、臺灣征伐の如きも一面より云へば當時國民の鬱屈せる意氣の勃發せるものにして生蕃の殘虐忍ぶこと能はざるものあればなり、

三、西南の役は西郷が末節を誤りたるものにして甚だ惜むべし、假令如何なる情實ありとも誤りは誤りなり、部下一萬餘の子弟を此の如きことに葬りたるは却すくも惜むべきことなり、

四、一面より云へば薩南の健兒の意氣や愛すべく其勇氣や嘉みすべしと雖も遂に西郷をも賊名を負んで城山の露と消ねしむるに至る遺憾ならずとせんや他に道はなかりしにもあらず、

五、其諸所に轉戦して遂に城山に斃るゝに至りたる如きは種々の原因あるべしと雖も、賊軍が海軍を有せざりしことは其敗れし最大原因ならずんばあらず、賊軍如何に勇猛なりと雖も其海軍によりて至る所腹背より兵を受くるに至りては殆ど支ゆべからざるなり、我國に於て海上權の得喪は全局に大關係を

有するものなるを説いて益海軍の重んずべきを知らしむべし、

挿繪の説明

臺灣征伐の圖

原圖は明治七八年の頃淺岡蓮枝氏が從軍せる人につきて戦況を正し又實際の寫眞等によりて描き出せる油畫にして今猶靖國神社境内遊就館にあり、山勢の險絶にして攻め難かりしと我軍の勇敢なりしとを想像せしむべし、

第三十章 内治の整頓と憲法發布

民選議院設立の請願と地方官會議

五箇條の御誓文によりて廣く會議を興し萬機公論に決すべきの大方針は定められたることなりしかば、征韓の議によりて官を辭したりし後藤象二郎、板垣退助、江藤新平等は明治七年に同志を集めて政治上の團體を組織して愛國公黨と稱し、同年に先づ上書して民選議院を設けられんことを請ひしも、政府は漸進の方針を採り時機尙早しとして容れざりしが、同年五月には地方官會議に關する詔勅出で、八年四月には先づ元老院を設けて貴族院議員に擬し、五月には地方官會議を衆議院に擬して全國

各府知事縣令を東京へ召集し、淺草本願寺を以て議場となし、六月二十日には陛下親臨して開院式を擧げさせ給ふに至れり。參議木戸孝允議長たり、之を第一回地方官會議とす。同會議に於ては、(一)道路橋梁堤防の事及其經費、(二)地方警察の事、(三)地方民會の事、(四)貧民救助方法の事、(五)小學校設立及其保護法の事は其議案となれり。而して此會議は一般に公開せられて各府縣人の傍聽を許されたり。而して其結果は租税は府縣稅と國稅に分つこと及町村會を設くるの法令となり、又一面に於ては一般國民の政治思想を發達せしむるに至れり。然れども政治思想の幼稚なる時代に於ては免れざることとして、當時にありては過激の言論を弄するものも亦少からざりしなり。

司法權の獨立完成す

而して一方には同五月從來の司法裁判所を廢し、裁判所構成法によりて上等裁判所(後の控訴院)大審院を置き、府縣裁判所の判決に服せざるものは上等裁判所に控訴し、猶不服なるものは大審院に上告せしむることとなり、司法權の獨立を完成するに至れり。司法は舊藩時代には各藩區々にして、明治初年には行政官にして司法官を兼ねるものありしが、明治五年以後次第に裁判所を設けて司法事務を分離せしむるに至りて完成するに至れり。

第三回地方官會議と府縣會

次いで明治十一年の第二回地方官會議には府縣會規則等議せられ、尋いで府縣會設けられ、明治十三年の第三回には府縣會規則改正區町村會法等議せられ、尋いで町村會も設けられて地方自治の基礎も定まるに至れり。明治十四年以後は年々地方官の召集あるも議事を公開せず、中央政府の方針を訓示すること等主なることとなれり。府縣會町村會の開設せられざる以前は府縣稅區入費等は皆各府知事縣會以下屬官及區戶長の隨意に徴集し消費して人民は其豫算及決算をも知らざりしも、これより豫算は必府縣會の議決を経ることとなり、人民は豫め其梗概を知るを得るに至れり。

國會開設の大詔下る

此間に於て民間の政治思想も次第に發達するに至りしかば、明治十三年に至りては國會の開設を請願するもの續々として出で來り、板垣退助の率ゆる愛國社は二府十二縣八萬七千餘人の有志總代を派遣せしめて國會開設を太政官及元老院に請願するに至れり。而して何れも受理するの成規なしとて受理せられざりしかば、更に大日本國會有志公會を作りて東京に於て二府二十二縣十三萬人の有志總代を會せしめて國會を早開するの方案を議し、其一部の士は別に自由黨を組織するに至れり。

れを我國に於ける民間政黨の始めとす此に於て新聞に雜誌に政治を論議するもの益多し政治思想の發達已に此の如きを以て陛下は十四年に詔を下して來る二十三年を期して國會を開設すべきを宣し給ふ

内閣制度の創立

國會開設の事已に決す是に於て政府は翌十五年に其準備として參議伊藤博文を歐州に遣はして各國の憲法及制度を調査せしめ十八年には大に從來の官制を改革して内閣制度となし太政大臣左右大臣參議等の官を廢して新に内閣總理大臣及び外務内務大藏陸軍海軍司法文部農商務逓信の各大臣を置き相共に内閣を組織して至尊を輔弼し奉ることをし宮中には別に内大臣宮内大臣を置く三條實美内大臣となり伊藤博文内閣總理大臣兼宮内大臣となる

地方自治制の實施

次いで二十一年政府は隣保團結の舊習慣を擴張して地方共同の利益を發達せしめ國民の幸福を増進せしめんが爲に市制町村制を發布し翌二十二年より實施するこゝとせり是に於て地方自治の制確立す

憲法發布

伊藤博文が多くの學者と共に草案の制定に従事したる憲法は陛下に呈せられて親裁を得明治二十二年紀元節の佳辰を以て發布せらるゝに至れり此日天皇正殿に出御し給ひ親王大臣其他百官有司皆參列す詔し給はく

國家統治の大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ朕ハ我カ臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

と憲法は實に我が大日本帝國不磨の大典にして上は天皇陛下より下は一般國民に至るまで其行ふべき所遵ひ守るべき所を定め一切の政治法律の基となるものなり此日陛下は此大典を行はせ給ふと同時に特に勅使を發して伊勢大廟神武天皇御陵並に先帝の御陵に奉告し給ひ當日午後觀兵式を青山練兵場に行はせ給ふ文武百官扈從す車駕の到らせ給ふ所萬歳の聲湧くが如く帝都は本より全國の民皆其盛事を祝せざるはなく歡喜の聲洋洋として天地に滿つ凡そ憲法の成るや西洋に於ては或は君民間の軋轢に基き或は慘烈なる幾多の戰鬪を経て後に成るもの多く我國の如く君民相一致して和氣霽々たるが中に發布せらるゝは甚だ稀なりとす是れ我國の如

の尊嚴にして世界萬國に卓越する所以なりとす。

帝國議會の開設

此の如くして立憲政体の基礎已に成りしかば翌明治二十三年十一月には憲法の規定に従ひ始めて帝國議會を東京に召集し給ふ。天皇親臨して開院の式を擧げさせ給ふ。詔に曰く、

朕即位以來二十年間ノ經始スル所内治諸般ノ制度粗其ノ綱領ヲ擧ゲタリ庶幾クハ皇祖皇宗ノ遺德ニ倚リ卿等ト俱ニ前ヲ繼キ後ヲ啓キ憲法ノ美果ヲ收メ以テ將來ニ益我カ帝國ノ光烈ト我カ臣民ノ忠良ニシテ勇進ナル氣性トヲシテ中外ニ表明ナラシムルコトヲ得ム、

と。こゝに於て萬機公論に決するの聖旨は實施せられ我國は東洋に於ける唯一の立憲帝國たるに至れり。

諸法典の編纂と教育勅語

爾後幾何もなく民法商法民事訴訟法等の諸法典も次第に完成せられ軍備も次第に充實するに至れり。法典の編纂は明治政府の一大事業にして國民の權利を確保し幸福を増進せしめたるのみならず、條約改正問題の解決にも亦大なる關係を及ぼせり。

其他特に注意せざるべからざるは同年十月に於て教育勅語の下賜せられたることなりとす。是に於て我國教育の大精神は益々明確となり國民道德は益々確立す。

備考

漸次に立憲政体を立てんとするの詔

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム。幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノカトニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願フニ中興日尙淺ク内治ノ事當ニ振作更張ス可キモノ少シトセズ朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次に國家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ラムトス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、コトナク其レ能ク朕ガ旨ヲ体シテ翼賛スル所アレ、

官制の沿革

明治の始めは官制の變更頻繁なりしも、明治二年七月に新官制略定まり、大政官に左右大臣大納言參議を置きて政務を統轄する所とし、其下に神祇官及民部、藏兵部、刑部、宮内、外務の六省及彈正臺を置き、各省には寮司を置く、神祇官は特に

各省の上により、又位階の制を定めて二十級とし、一位より九位まで、正従を分ち、初位は大少を分つ、此官制は後多少の變更あるも、大体は明治十八年の内閣制の成るに至るまで變せず、明治十八年に至り時の太政大臣三條實美奏して、大に官制を改むべきの必要を述べて曰く、從來太政官諸省に冠首たるの制を改め併せて、太政官諸職を廢し、内閣を以て宰臣會議御前に事を奏するの所とし、萬機の政専ら簡捷敏活を主とし、諸宰入ては大政に參し、出ては各部の職に就き均しく陛下の手足耳目となり、而して其中一人を撰み専ら中外の職務に當り旨を承けて宣奏し、以て全局の平衡を保按し、以て各部の統一を得せしむべしと、十八年の内閣官制は此趣意によりて改新せられたるものなり、天皇之を納れ給ひ、從來の太政官制を廢止して、更に内閣總理大臣及宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の各大臣を置き、宮内大臣を除きたる他の十大臣を以て内閣を組織し、工部省を廢して遞信省を置き、又宮中に内大臣、宮中顧問官を置き、伊藤博文を以て内閣總理大臣兼宮内大臣に任じ、外務内務以下各大臣を任命し給ふ、而して三條實美は前奏上中に併せて太政大臣を辭せられたるを以て、特に内大臣に拜して之を優遇し給ふ、此大改革は伊藤博文が前年來取調べに従事したる内閣制を

採用し給ひしものにして、一面に於ては國會開設の準備をなすものなり、

明治五年の學制頒布

明治五年八月に頒布せられたる學制は我國普通教育の基を置きたるものなり、學制は佛蘭西の制度に倣ひし點多く、全國を八大學區に分ち、一大學區を三十二中學區に分ち、一中學區を二百十小學區に分ち、全國の小學區五萬三千七百六十區を設くるの計畫にして、其區内の人民を勸誘して六才以上の兒童は必ず學校に入らしむることしたり、此計畫は餘り急進にして行はれ難かりしかば、幾何もなく又學制の變更ありしも我國普通教育の基を立てたるものなるは疑を容れず、同年此學制の頒布と共に賜はりたる勅諭に曰く、凡そ日常の事より農商工藝政治醫療等人の營む所の事皆學問あらざるはなし、されば學問は身を立つる財本と言ふべきものにして、人たる者誰か學ばずして可ならんや、而るに従來學問を以て士人以上の事とし、農工商及婦女子を擧げて之を度外に置けり、自今以後一般の人民をして均しく學に就かしめ、邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す云々、制度は屢々變更を見たるも、其勅諭の御精神は動かす以て今日の盛を見るに至れり、

帝國憲法發布の詔勅

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ、朕ガ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及將來ノ臣民ニ對シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス、
 惟フニ我ガ祖我ガ宗ハ我ガ臣民祖先ノ協力補翼ニ依リ我ガ帝國ヲ肇造シ以テ無究ニ垂レタリ、此レ我ガ神聖ナル祖先ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉シ以テ此ノ光輝アル國史ノ威跡ヲ貽シタルナリ、朕我ガ臣民ハ即チ祖先ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其レ朕ガ意ヲ奉体シ朕ガ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益、我ガ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望を同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪ユルコトヲ疑ハザルナリ、

憲法は陛下の賜物なり

伊藤博文開國五十年史に於て當時の狀を述べて曰く、憲法の草案成りて之を天皇陛下に捧呈したる當時の國情は方に斯の如きものありしなり、陛下即ち之を樞密院の審議に付し給へり、樞密院の討議に於ては陛下親しく之を統理し給ひしかば、陛下は院内に起れる種々の意見を聴き之に睿慮を煩はし給ふの機會を

得させ給へり、中略而して當時院の内外に於て極端なる保守主義の暗流存せしに拘はらず、陛下の聖斷は殆ど常に自由進歩の思想に傾き給ひしを以て我國民は遂に現在の憲法を仰ぐを得るに至れり、此を思ひ彼を憶へば日本國民たるもの誰か又我輩聖文武なる天皇陛下の聖明に感激せざるものあらんやと、憲法は實に陛下の賜物なり、

憲法發布と諸法規贈位大赦等

二十三年二月十一日、天皇陛下は憲法發布と同時に皇室典範及議院法、衆議院議員選舉法、會計法、貴族院令等を發布し給ふ、此日陛下は伊勢大廟等に勅使を發して奉告し給ひ、又故岩倉具視、島津久光、毛利敬親、山内豊信、鍋島直正、木戸孝允の墓へも勅使を遣はして申告し給ひ、故西郷隆盛は賊名を除きて正三位を贈り、故藤田東湖、佐久間象山、吉田松陰に正四位を贈り給ひ、各府縣下八十才以上の老人には金を賜ふ、又大赦令を發せられて國事犯及言語文章を以て罪を得たるものを悉く赦し給ふ、

諸法典の發布

明治三年十二月、新律綱領發布、明治六年六月、改定律令發布、明治十三年七月、刑法

治罪法發布、明治二十一年四月市町村制發布、明治二十三年二月裁判所構成法發布、同三月民法の一部、民事訴訟法、商法發布、同十月民法の一部發布(民法完成す)治罪法改正發布、

教授上の注意

- 一、内治の次第に整頓せしことは此章の眼目にして法制の發達を主として説明するをよしとす、單に法制の發達のみを語るは此章の目的にはあらず、
- 二、自治制の發達し來りしことは、如何なる無理難題を命せられても泣く子と地頭に勝てざりし徳川時代と比して、如何に國民の幸福を増進し來りしかを想像せしむるをよしとす、
- 三、諸法典の編纂完成は國民の生命財産を益、安全ならしめて間接に國民の活動發展に多大なる保障を與へ、商工業農業其他各種の企業をして益、盛ならしむるに至り、國運の發展に大なる影響を與へしものなるを知らしむべし、
- 四、法典の完成は一二有司の私によりて決せらるゝが如きことなく、國民の生命財産を安固ならしめたるがために、外人も安心して我法治の下に生命財産を托するに至り、多年の難問題なる條約改正の業もこれが一原因となりし爲に

遂に解決せらるゝに至りしことを知らしむべし、

五、民法商法等は如何なることを規定するものなるか位の簡單なる知識を説き

つゝ語らねば授業は生きず、

挿繪の説明

第一議會開院式

正面玉座の上に立たせ給ふは陛下なり、陛下の左方は國務大臣(樞密顧問官)にして、右方は外國公使等の盛儀を拜觀せるものなり、
 玉座の下に勅語を拜受せるは貴族院議長伊藤博文なり、議長席(空位)の下、階下右方(陛下の方より)に立てるは衆議院議長中島信行なり、伊藤貴族院議長は左方に相對立せしも今は陛下の勅宣終りて勅語を拜受せんが爲に階を上りて御前に進めるなり、
 前面半圓形に列せる左方(陛下より)は貴族院議員にして、右方は衆議院議員なり、
 衆議院議員の燕尾服にして飾り少きと、貴族院議員の多額納税者を除くの外、金飾襟觸たる大禮服を着けたるも好個のコントラストをなせるを見よ、

教具

憲法發布式の圖、第一議會開院式の圖

第三十一章 朝鮮の扶植と明治二十七八年戦役

朝鮮の扶植と日清の衝突

日清戦争の遠因は明治十七年の京城變亂及十八年の天津條約にあり、これより我國の勢力朝鮮に振はず、清國は朝鮮を屬國視して、益其施政にも干渉して、事毎に我國の利益と勢力とを殺ぐに至れり、日清戦争の一原因は、儲に國民の悲憤慷慨より起れり、朝鮮は獨立國なり、清國の屬國にあらず。

明治八年、我軍艦(雲揚艦)の朝鮮近海の水路を測量して、江華島附近に至るや、同島砲臺の守備兵は不意に我軍艦を砲撃せしかば、我兵は之に應戦して、砲臺を抜き、韓兵三十餘を斃し、大砲其他の武器を收めて歸る。此に於て、我國は參議黒田清隆を特命全權辨理大臣とし、議官井上馨を副大臣として、江華灣砲撃の罪を問ひ合せて、日韓通商條約を締結せんことを要求せり。朝鮮王之に従ひて其罪を謝し、獨立國として我國と通商條約を締結し、特に第一條には、朝鮮は自主邦たることを明瞭に規定せり。これより先、明治六年征韓論の廟堂に沸騰するや、我全權大使副島種臣は、已に清國に向ひて朝鮮の獨立なることを慥め、清國は、又佛國及米國公使に對して、宣戰講和の權は朝鮮の固

有せる所にして、清國政府の關知せざる旨を明言せり。此に至り、我國は日韓條約によりて、更に公然獨立國たることを世界に明にせり。

明治十五年の年變亂

朝鮮は此條約を實行して、十三年に元山津を開き、次いで又仁川を開く。朝鮮は此の如く我國の誘掖に従ふが如し、雖も然れども、國內には王の生父大院君ありて、頑迷にして外人排斥を唱へ、明治十五年には韓兵を煽動し、急に起つて、我公使館を襲撃せしめ、公使花房義質を以て、廿余人と逃れて歸國するの已むを得ざるに至らしめたり。此亂に花房公使以下奮闘して、圍みを破つて、王城に入らんとするも、王城固く鎖して入れず、苦闘して、仁川に至りしに、又韓兵の襲撃を受け、譯官以下數名戦死し、公使以下は濟物浦に至りて、會英國測量艦の來るに遇ひ、投じて僅に脱出するを得たり。此に於て政府は、花房公使をして朝鮮に嚴談せしめしに、朝鮮は罪を謝し、償金五十萬圓を出す。この我國死傷者の遺族に五萬圓を酬ゆべきこと、爾後日本軍隊を京城に駐在せしむること、其費用は一切朝鮮にて負擔すべきこと、定めぬ。朝鮮政府が此の如く速に命に従ひしは、清國兵來りて、攘夷黨の巨魁大院君を携へ去りしに由る然れども、清國もこれより益力を朝鮮に用ひ、袁世凱を全權委員とし、兵を率ひて京城に駐在せしむる。

に至り、韓廷の内部は、或は清國に依頼して勢力を維持せんとするものあり、或は我國に依頼して内政を改革せんとするものあるに至り、獨立黨と事大黨との二派に別れて相軋る事大黨とは大國に事ふるの意にして清國に依頼せんとするもの、獨立黨は我國に倣ひて改革の實を擧げんとするものなり。

明治十七年の變亂

獨立黨は多く年少氣銳の徒にして金玉均、朴泳孝等これが首領となり國王に勸めて着々新政を布かんとするも事大黨は百方之を妨害し而して國王は優柔不斷にして朝に獨立黨の説を容るゝも夕に事大黨に傾き殆ど定説なく國政日に非なり而して事大黨は王妃の一族なる閔氏の一族之が首領となり背後に支那の後援あるを以て常に國王を左右し獨立黨は常に不遇の位置に立てり明治十七年十二月四日京城郵政局の開設祝宴に際し各國公使及韓國の高官等一堂に集まるを機とし金玉均等は急に起つて閔氏の一族を暗殺し王宮に據り國王を擁して王政一新の號令を全國に發布し同時に國王の名を以て我日本公使館に使を馳せて兵を以て王宮を護衛せんことを求めたり公使竹添進一郎一中隊を率ゐて王宮に入りて之を護衛す此に於て金玉均以下各文武の要職に任せられ政權全く獨立黨の手に歸す閔氏の一族の存す

るものは走りて清國委員袁世凱に依り叛賊國を亂すを告げ兵を以て君側の奸人を掃蕩せんことを勸めしかば袁世凱は部兵千餘人を發して王宮を圍み彈丸雨注するに至りしかば國王恐懼してなす所を知らず密に宮を出で清軍に投ず竹添公使は本國王の依頼によりて兵を出したるに今や國王は逃れて敵軍に投ずるに至りしかば王宮を固守する必要無しと遂に兵を拂つて公使館に退く獨立黨のもの又逃れて我公使館に投ずるもの多し此に於て韓兵清兵等は暴虐を逞ふして京城在留の日本人を捕へて五十餘人を殺し我が婦人の如きは清兵の爲めに辱しめらるるに至る公使館附礮林大尉の如きも出でて外にありしが又凶徒の殺す所となる我兵の王宮より退くや途中清韓兵の攻撃を受けて死傷相當る公使館に入るも糧食彈藥兩つながら欠乏して久しく防禦するに堪へざるを以て遂に兵を撤して仁川に退く警報我國に達するや政府は外務卿井上馨を特派全權大使とし兵二大隊を付して朝鮮に赴きて談判を開く清國又報を聞き海陸二軍を率ゐて京城に入らしむ朝鮮は曲直を争ふの餘地なきを以て直に罪を謝し被害本邦人に十一萬圓を拂ふこと及日本公使館を二萬圓を以て修築すること公使館護衛兵の爲に特に營舎を側に設くること等を約して事治まる。

天津條約

然れども邦人を殺害し婦女を辱しめたるは清兵のなす所明なるを以て國民は上下
舉つて憤慨し清國にして罪を謝するにあらずんば干戈に訴へても之を懲らさざる
べからずとし國內の激昂殊に甚し政府は宮内大臣伊藤博文を特派全權公使として
翌十八年二月に我國を發し三月天津に清國の特命全權大臣兵部尙書直隸總督李鴻
章と會して談判を開きしも彼れ辯論を上下して屈せず十餘日にわたる一時は談判
正に破裂せんとするに至りしも終に我が公使の讓歩によりて約成る其條項左の如
し。

(一)從來兩國より朝鮮に屯在せしめたる兵を撤去すること。

(二)軍事教練のために兩國より教師を派出せざること。

(三)將來事ありて兩國の一方より兵を朝鮮に派遣せんとするときは互に行文知照
すべきこと。

而して我國主要の要求は僅に附約として今回朝鮮の變に清兵が日本人を殺害若し
くは之を凌辱したりと云ふことは確證なきを以て他日證據の出づるを待て刑に處
すべしとの條をおきしのみ談判遂に要領を得ざりしなり國民は益清國に平なるこ

ど能はざりしなり他日證據の出づるを待つと云ふ措いて罪を論せざると同じ同胞
は殺され要求は退けらる國民の鬱屈これより甚しきはなし。

其結果

而して朝鮮國內に於ては結果は尙これより甚しきものあり此變亂に手を下したる
清官袁世凱は更に陸叙せられて辦理朝鮮通商事務全權委員となり朝鮮國政の重要
なるものは殆ど彼が左右する所となり陰に陽に我國の利益を侵害するに至れり而
して朝鮮人は十七年我公使館の燒棄て以後我兵の撤回し去りたるを以て益怯懦な
りとして邦人を輕蔑し朝鮮政府の外交方針も益我國に對して冷淡を極むるに至り
邦人の朝鮮に於ける勢力は大頓挫を來すに至りぬ而して清國の勢力は年と共に
朝鮮に盛んに十八年英國が巨文島を占領せし時露西亞との關係上の如きは朝鮮は
清國の屬國なり朝鮮の巨文島を占領するは清國の權利と利益とを毀損するものな
りと公言して英國に撤去を要求するに至り廿二年には朝鮮は咸鏡道に於て年の豊
作なるに關はらず凶作なりと稱して穀物を我國に輸出するを禁じ邦人に約十萬餘
圓の損害を被らすに至り而して其談判は遷延して五年の長きにわたりて漸く十一
萬圓を辨償することせり而して此等の裏面には袁世凱の使職するあるは疑ひを

容れざる所なり此の如くして清國の爲めに邦人の勢力は歩一步に縮めらる日清戦争は必起らざるべからざるなり

金玉均事件

加之二十七年清國及朝鮮の金玉均に對する慘刻なる處置は甚しく本邦人を侮辱したる感をおこさしめて益我忠勇義俠なる邦人を憤激せしめぬ金玉均は明治十五年の變亂に正使朴泳孝に従ひ副使として我國に來り此時始めて我名士と交りて世界の大勢を知り爾後朝鮮の革新を以て自ら任じ我國に倣はんとするものなり明治十七年の一舉は幕末に高杉晋作等が兵を擧げて藩論を一定して革新の事業を大成したるに倣ひたるものなりと雖も計畫疎にして却つて清國の乘する所となり事敗れて身を措くに處なく亡命して我國に流寓するに至りしかば我國の名士は金を朝鮮の志士なりとして之を保護せり閔族は金を忌むこと甚しく十八年には刺客を送りて之を刺さんとせしも果さず二十七年に至り朝鮮は遂に刺客洪鐘宇をして金を上海に誘ひ出さしめ之を銃殺せり而して清國は洪鐘宇を罪せざるのみか陰に之を幫助するの態度をとり清國軍艦海晏號は金の屍と洪鐘宇とを載せて朝鮮に赴けり朝鮮は大に之を喜びて洪を賞し金の屍体は四肢を寸斷して首と胴とを京城附近に梟

し榜して大逆無道の金玉均之屍と記し四肢は之を各道に巡梟せり此に於て我國民は清國の暴戾を憤り朝鮮の蠻行を惡まざるものなし此時に當つて會東學黨の變亂起るあり

東學黨の亂

東學黨とは外國の教義を排斥する事と貪汚の官吏を誅除することを以て其黨の綱領とするものなり東學は西學に對するものにして西學とは西洋の諸學を指すなり要するに頑迷なる保守の一黨に過ぎずと雖も當時朝鮮の國政亂れて奸吏貪慾を逞くして民誅求に苦しむを以て東學黨の一派全羅道に起るや亂民一時に蜂起して酷吏を除くを以て名とし或は縣衙を襲ふて縣官を銃殺し或は貢米を掠め或は官倉を奪ひ凶徒次第に嘯集して其大なる者は一萬餘に達し次いで慶尙道にも匪徒起り忠清道にも蔓延せり朝鮮兵を發して之を討ずるも凶徒の勢益猖獗にして逆に官兵を破り次第に北進するの状を示せり此に於て袁世凱は韓廷の大に驚駭狼狽するを機とし朝鮮王をして清國に出兵を要求せしめて直に之を承諾し李鴻章に打電して先づ兵千五百を急に送らんことを求めたり清國は好機失ふべからずとしこれより全く朝鮮を屬國として日本をして容喙せし

めざらむとし、直に兵二千を牙山に送り、我國に打電して曰く、中國の屬邦朝鮮に内亂あり、今朝鮮政府の請により兵を送る、天津條約に従ひ貴邦に知照すと、其意知るべし、我政府は直に之に答へて、朝鮮出兵の事は之を了す、然れども、朝鮮は獨立國なり、屬邦と云ふことは、我日本帝國の認むる能はざる所なりと、因つて直に出兵の議に決し、六月二十二日には、仁川及京城附近の陸上には五千餘の陸兵と、仁川港内には十隻の軍艦を見るに至れり、各國外人も我出師の機敏なるに驚かざるはなし、これより先、六月十日に大鳥公使は海軍陸戰隊四百餘名に護衛せられて京城に入り、十二日には陸兵一千余人、京城に入り、翌日海軍陸戰隊と交代するに至れり、而して清國よりの通知は清兵牙山上陸の前一日、即ち六月七日にあり、其間、僅に四五日に過ぎず、而して東學黨は日清兩國出兵の報に接して、萎縮して形を潜め、これより日清兩國の交渉問題は始まる、

清國の誤算

清國の朝鮮を屬邦とせんことを久し、唯我國を憚るのみ、而して我國が十七年の變亂以來、對韓政策の常に謙讓に出づるを見て、内訌の爲め力を外に專にする能はざるものとなし、又帝國議會開會以後、官民の衝突甚しく、殊に前年以來は二回の解散行

はれて、兩派の反目甚しきを以て、支那流の解釋を施し、日本は益外に向つて爲すこと能はざるものとし、先づ兵を出して、後に我國に知照したるものなり、而して我國民の忠勇にして愛國の念に厚き、一たび外國に對すれば如何なる仇讎も一致協力して盡瘁するものなることは、想像だも及ばざりしなり、

日清の交渉

我が出兵の餘りに機敏なるに驚きたる清國は我國に通知して、東學黨已に鎮定につくを以て兩國共に撤兵せむことを求め來りしも、我れは東學黨は未だ全く平定に歸したりと信する能はず、又善後策を確立する迄は撤兵し難きを通じ、且已に清國に向つて、將來韓國の内亂を防ぐ爲、兩國協議して韓廷に勸めて改革を行はしめむとするを通せしも、清國は我撤兵の後にあらざれば何等の改革をも行ふ能はずとして、斷然之を拒絶せしを以て、我は獨力を以て之に當るの外なしとし、更に清國の決心を促したれども、彼遂に應せず、

日韓の交渉

大鳥公使は先づ朝鮮に向つて獨立國なりや否やを問ひて、三十日朝鮮政府より獨立國なるの確答を得るに及び、七月三日には、更に五條の改革案を進めて、其斷行を促が

せしかば、十六日、韓廷は大体を諾したりしも、袁世凱が密に清國の大兵將に來らむとするを告げて、之を拒むべきを云ふや、韓廷の態度忽ち一變して、十八日には、斷然之を拒絶し、且日本軍の撤兵を求むるに至れり、此に於て、大鳥公使は、十九日に、外務府に至りて、其反覆を責め、牙山の清兵を撤回せしめ、現行韓清條約を廢棄すべきを忠告し、三日を期して、決答を迫る、而して、期日(二十二日)に至るも、韓廷は答ふる所なきを以て、公使は、今は國王に謁して、奏上するの外なしとし、翌廿三日、護衛兵を從へて、王宮に向ふや、韓兵は公使に向つて發射せしかば、我兵應戰して、之を拂ひ、公使は直に入りて、王に謁して、許諾を促がす、王之を嘉納し、久しく閉居したる王の生父大院君を出して、萬機を擧げて、之に委す、閔族等各國公使等に告げて、之を沮ましめむとするも、大院君已に代りて政を執り、我軍已に王宮を固めたる後なるを以て、如何ともする能はず、大院君即内政の改革に従事せむとし、先づ牙山の清兵を撤去せしむるを、大鳥公使に託し、韓諸條約を廢棄す。

日清開戰

七月二日に至り、清は我國の撤兵せざる理由を求め來りしも、我れは友誼を重んじて、貴國に協議を求めしが、貴邦故なく、我協議を排斥せる爲、今後如何なる事態を生ずる

も、責は貴國にありと答へ、七月十六日に、清國は日清兩國交渉中、萬一の不虞を避けむが爲、我が軍艦は、貴邦の開港に入らしめざるべければ、貴國の者も、江浙福廣の開港場に入らざらむを望むと要求せしも、我は條約の明文により、出入するを以て、交戦したるにあらざる以上は、隨意に出入するの權利を有すとて、一言の下に、之を退けたり、これより、彼れ又交渉せず。

豊島沖の戰(七月廿五日)

此に於て、清國は海路千五百人を、牙山に送りて、益兵勢を張らんとし、廿五日、我軍艦三隻、豊島沖に至るや、清國軍艦二隻、牙山増兵の運送船を迎へんとして、出づるに、遇ふ、清艦は、我軍艦を見、接近し、來りて、不意に發砲するを以て、我は應戰して、之を走らす、これ日清開戰の始めなり、此時、清の軍艦一隻、運送船を送り來る、我軍進みて、之を捕獲せむとするも、清兵千五百等、應せず、終に之を擊沈す、捕虜八十二人、軍艦操江號降る。

成歡牙山の戰(七月廿八日)

京城駐在の陸軍は、廿五日、龍山を發し、二十八日夜、成歡の敵兵を襲ひて、之を走らし、進んで、牙山に至れば、一敵なく、皆已に逃走せり、八月一日、宣戰の詔勅下る。

(上略) 清國は、毎に自から朝鮮を以て、屬邦と稱し、陰に陽に、其内政に干涉し、其内亂

あるに於て口を屬邦の拯難に藉き兵を朝鮮に出したり(中略)朕は東洋全局の平和を維持せんと欲し先づ清に告ぐるに協同事に従はむことを以てしたるに清國は種々の辭柄を設け之を拒みたり帝國は是に於て朝鮮に勸むるに其批政を釐革し内は治安の基を堅くし獨立國の權義を全くせむことを以てしたるに朝鮮國は既に之を肯諾したるも清國は終始陰に居て百方其目的を妨碍し剩さへ辭を左右に托し時機を緩にし以て其水陸の備を整ひ一旦成るを告ぐるや直ちに其力を以て其欲望を達せんとし更に大兵を韓土に派し我艦を韓海に要撃し殆んど亡狀を極めたり(中略)實に始めより平和を犠牲として其非望を遂げんとするものと謂はざるべからず(中略)朕汝有衆の忠實勇武に倚賴し速かに平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を全くせむことを期す

我帝國の宣戰と同日に清國も亦戰を宣し此に於て九月十五日の平壤の戰となり十七日の黄海海戰となり八月廿六日の日韓攻守同盟條約となる

平壤の戰

平壤の地勢清軍の防備平壤の地たる義州街道の要衝に當り義州を距る約六十里國都京城を距る約六十里前には朝鮮の河流中最も深く廣く且便利を有する大同江を

控へ殊に平壤城東は大江の斷崖頗る高峻なるを以て容易に近づき易からず城の外壁又頗る堅固にして其高さ十米突あり城の北西及北方には牡丹臺箕子臺乙密臺登るて地勢險峻殊に攻め難しとす唯南方朱雀門の方面は地勢稍低下せり清軍の此地に據るもの一萬三千人にして此等は歐州式の訓練を受けて支那陸軍の精銳なるものなり其他成歡牙山の敗兵約二千五百もこれに合し韓兵六千余もこれにあり然れども清國の出師準備の整はざる日清の衝突始まりてより已に月餘なるに清の大國を以てして僅に一萬三千餘人を送りたるに過ぎざるのみ加ふるに清軍は其地勢の峻なるを頼み此に據れば必日本軍を沮止するに足ると信じて南進の策を取らず會兵を江南に出すも唯韓人を煽動し氣勢を張らんとするに過ぎず

我軍の配置行途の困難

此時に當りて朝鮮人は皆清國を過尊するの念厚く平壤の清軍必進んで京城に入り日本軍の敗滅近きにありとし韓廷の内部は陽に我れを厚遇すと雖も密に心を清に寄するもの多く大院君の如きは又密に陰謀を畫しつゝあり若し平壤敵兵の掃蕩遲緩し我兵鋒鈍ることあらば意外の變化を來さんも圖られざるものあるを以て第五師團長野津中將は平壤の防備の完からざるに及んで急に之を勦攘すべきことに決

い九月十五日を以て四面より一齊に之を合撃すべき方略を定めたり、

一 混成旅團(大島少將の枝隊)は正面より(義州本街道より)敵兵を牽制し他の三軍をして容易に平壤の左右並に後背に向つて進撃せしむること、

二 朔寧枝隊(立見少將の枝隊)は大同江上流を経て平壤の東北に進撃すること、

三 元山枝隊(佐藤少佐の枝隊)は敵の背面に出で、之を遮断し十五日平壤の背面より朔寧枝隊と合して本攻撃にかゝること、

四 本軍(師團本隊)は野津中將自ら之を率ゐ、大同江の下流を経て平壤の南西面を攻陥すること、

此に於て各部隊は非常の困難を犯して此命令の實行に力め殊に元山枝隊及朔寧枝隊の如きは其經過する所山谷幽僻の地なるを以て殆ど道路なき地たるが上加ふるに炎熱甚しきを以て軍隊行軍の困難一層甚しく加ふるに經過せる僻村皆貧寒にして糧食の徵發すべきものなく殊に元山枝隊の如きは其行途の長かりしだけ其だけ其困難は一層甚しかりしなり師團本隊の如きも玄米の外に一の副食物なく僅に食鹽一匙を以て數日の菜にあて野津中將自身も黄粟を食して飢を支ぐに至れり然れども忠勇にして進取的なる我軍隊は此困難を物ともせず銳意豫定の實行に力め

元山枝隊は豫定の期日より一日早く順安に着し十四日には已に平壤を距る一里内の地に達して攻撃の準備に移り朔寧枝隊は十三日に全軍悉く大同江上流を渡りて已に平壤を距る一里の地に達せり獨り師團本隊は大同江を渡るに舟を得ざるが爲めに漸く少許を得たりしも下流は水深く潮早く河幅廣くして五日間一回の渡船に二時間乃至四時間を費す豫定の進行に後れしも十四日には平壤を距る三里の地に達し十五日午前七時には平壤の西南方一里の地に達して戦を開始するに至れり、

平壤前面の攻撃

大島枝隊の正面より進むものは十二日に船橋里に達し大同江右岸敵壘と距ること二三町直に砲火を交換するに至り十三日には山砲二十門を以て一齊射撃を行ひ十四日にも互に砲火を交換せしも未だ進撃するに至らず此日午後五時頃に及んで平壤の北方に遙に砲聲の響を聞く大島少將は必元山枝隊が北方に出でたるものなりとし翌十五日未明より總進撃を開始せり此日敵兵は隠蔽せる保壘によりて我を瞰射し江北の諸壘之に應じて猛烈なる射撃を逞ふし我右翼隊及本隊は平地にありて毫も掩蔽物なきを以て雨注せる彈丸は頗る我兵を殺傷せり加ふるに我砲列は遙に後方にありて(山砲)敵壘を挫折せしむるに足らざるを以て本隊の如きは苦戦して

敵の一壘を畧取するも他の堡壘並に江北の敵壘より猛射せるが爲めに第十一聯隊第二十一聯隊の三箇中隊の如きは將校士官盡く戦死負傷せざるなく十一聯隊の如き聯隊旗を土中に埋めんとして旗と共に全隊死を決するに至れり敵は有力なる炮火の外皆七連發銃を以て俯瞰するに我は單發村田銃のみなるを以て苦戦は益々苦戦となり清兵は勢に乗じ堡中より出で突喊し來るに至り我兵殆ど支へざらんとせり大島少將は此時前哨を距る七十米突にありしが我兵躊躇の色あるを見て皇恩に奉ずるは此時なりとし自ら衆を厲まして前進し來り第十一聯隊旗の下にありて部兵を叱咤し將校が少將の危険なるを慮りて退かしめんとするを叱して我れ聯隊旗と共に斃るゝも退かじと叫び士氣を鼓舞せしかば諸隊勇を鼓して前進し猛烈なる呐喊を以て清兵を撃退せり然れども本隊は午前三時より力戦苦闘し午後を過ぎて未だ朝食を喫せざるものあり各隊又彈藥の盡くる者あるを以て少將は已むを得ず退却の命令を下し先づ負傷者を運搬せしめ死傷者を收めて各隊漸次に引揚げたるも清軍は先の勢に恐れて又追撃せず故を以て一人の死傷者なし此日我兵は敵壘を射撃する各陣地を求めしも得ること能はざりしを以て砲列を進めて黍畑の中に配置せしも一の掩蔽物なき爲め敵彈の注ぐ所となり大隊長永田少佐以下死傷頗る多し

左翼隊は大同江を渡りて江の北岸に進みしも又目的を達せずして歸る、
平壤の背側面攻撃

元山枝隊は已に九月十四日に平壤背後の山(坎北山)を占領したるを以て未明(午前四時半頃)より牡丹臺北方山地の堡壘に向つて砲撃を始めたり朔寧枝隊は兵を牡丹臺の直下に進めて第四壘に向つて攻撃を開始せり(牡丹臺の西北東には四壘あり)立見少將思へらく牡丹臺は地高く壘固く平壤の最も要害なるものなり之を陥るゝにあらざれば我が兵を進むること能はず故を以て全力を牡丹臺に集めて必之を攻陥せんことを期せり此に於て元山枝隊と力を併せて其四壘を畧して先づ平壤の北角を占め三面より牡丹臺を合撃す清兵も力を盡して之を争ふと雖も我山砲が其威力を逞ふし牡丹臺の胸壁を破壊しカットリング速射砲を破壊し城内に霰彈を雨注せしめしかば敵兵の死傷夥しく一方には我兵の猛烈なる突喊に畏れ倉皇として牡丹臺を捨て城内に遁逃するに至れり、
牡丹臺已に我軍の占むる所となる臺上よりは城内を一目の下に俯瞰し得べく且其射撃距離最も適當なるを以て一たび我軍の有とならんか平壤は守る能はざるなり故に敵の總統左寶貴も此を死守せしも彈丸の爲めに斃されて將士相次いで戦没し

兵は城内に向つて潰走せり、此に於て立見少將は山砲砲列を直に臺上に移して平壤城内に向つて砲撃を開始せしめたり、砲隊は遙に朔寧諸隊の玄武門に迫るものが、三たび突撃して三たび退けられ苦戦奮闘するの状を見て直に山砲を連發して玄武門の城樓に集中して殆ど之を破壊せり、此に於て諸隊は前進して玄武門を奪つて城中に侵入せり、此れより城内の砲聲大に衰へたりしも、敵は尙城壁の堅固なるによりて退かず、山砲は之を破壊するの力なし、時には城の北方に向つて突撃を試みしが皆我軍の爲めに撃退せられて城内に逃走せり、立見少將は傳令使を馳せて諸隊をして攻撃を中止し、玄武門内より退かしめて北方の高地に據りて各其陣地を布かしめ、臺上の山砲を以て絶えず平壤の本城を砲撃せしめしかば、城門は破壊して唯四柱の空に聳ゆるを見るに至れり、午後四時半頃に至り、城内の射撃頓に止み、七星門上に白旗の翻るを見る時に雷雨大に至り、已にして降伏開城を請ふの使者至る、此に於て攻撃を中止し、明朝城を開放せしむることす、然れども支那人の詐偽狡猾にして毫も盟約を顧みざることは、已に我軍の熟知する所なるを以て、此夜は警戒を嚴にして敵兵の逃走するに備へたり、

此日野津中將の師團本隊は、午前七時を以て平壤の西方より攻撃を開始し、砲火を犯

して、敵壘に向つて前進し、特に突撃を行はんとする時敵の騎兵五六十騎は、側面より疾驅し來りて、我軍に突撃を試みたるも、我歩兵は銃射して其過半を斃し、我騎兵は劍を抜き追撃して殆ど其殘餘を殲せり、幾何もなく、滿洲騎兵二百六十騎、又我に向つて突進し來りしを以て我軍は一齊射撃を以て其半を斃せしも、残れるもの顧みず、死屍を乗り越ね、乗り越ね、猪突せしも、我軍悉く斃せり、二百六十騎、一人も生還するものなし、次いで敵の騎兵は再び我軍に向つて攻撃を取り來りしが、皆我軍の爲めに撃破せられて退却せり、

此に於て本軍は一齊に敵壘に向つて攻撃するも、白晝之を畧取するの難きを見、明日の未明を待つて之が攻撃に移らんとし、暫く戦を中止して敵狀を候察せり、

敵兵の逃走及び死傷

信義の念薄き清兵は果して夜に乗じて逃走を始めたりしが、本道(義州街道)よりするものは、元山枝隊の爲めに要撃せられ、西街道、飯山街道よりするものは、師團本隊に要撃せられしも、一群又一群翌曉に達するも猶逃走するもの止まず、故を以て死傷算なく、城西より二三百米突の間は、敵の人馬屍骸山をなして、道路又足を容るゝに所なく、溪流爲に紅なり、最も甚しきは、五十米突以内、百二十の屍骸と、三十の斃馬と相狼籍

たるあり、此夜敵の死傷千を下らず、十六日拂曉我軍平壤城に入る(我軍約一萬六千人)、平壤攻撃の能く成功せしは本より我軍の忠勇無双なるによる、雖も清將校の無能、我軍を狹隘地に襲撃することをもなさずして、恣に我計畫の遂行し來るを待ちしによること、及び清將校の五人互に肩を並べて之を統一する主將を欠きしこと、及び清軍の兵氣振はずして徒に天險を頼みしによること等、此役我軍の死傷六百六十餘、其中百人は正面攻撃の大島旅團とす、負傷四百六十餘、其中大島旅團の兵約二百六十人に達せり、其苦闘して牽制につとめたりし、状態ふべし、敵の死傷二千餘人、降虜となりし者五百餘人、凡一萬五千の清軍にして僅に二千五百、清兵も亦逃走に巧みなるものなり、砲三十五門、彈藥五十六萬發餘、米約三千石、貨幣金銀二十五貫目餘、其他戦利品無數、平壤大捷の翌翌日黄海の大海戦あり、

黄海の大捷

黄海の海戦は實に日清兩國の運命を決したるもの故に稍詳叙せざるべからず、十六日松島千代田以下六隻の本艦隊と吉野高千穂以下四隻の遊撃艦隊及赤城艦西京丸とは大同江を發し、十七日の午前到大孤山港沖に遊弋せしに午前十一時三十分吉野艦先づ遙に黒烟を認む、此に於て、旗艦松島は各艦に單縱陣を制るべきを命し、各兵員

各は戰鬪配置につかしむ、進むに従て敵は定遠鎮遠を中堅として十隻より成る優勢なる艦隊たること明になれり、敵は後翼單梯陣を布き、我艦隊に向つて進み來り、彼我の距離六千米突に達するや、定遠先づ我吉野に向つて發砲し、諸艦續いて一齊に發砲せしも、距離遠きが爲めに皆近海に向つて落つるのみ、吉野は遊撃隊の先頭距離三千米突に至りて始めて發砲し、主として敵の右翼なる超勇揚威に向つて砲撃し、遂に千六百米突に接近して互に砲火を交わて過ぎ、各艦相續で進行して右方に回轉したりしかば、敵艦隊は之に應せんとして又少しく方向を右に變せしめしも、速力遅緩なる超勇揚威は位置を轉するに暇なく、爲めに我が猛撃を受け先づ火災を起して運轉する能はざるに至れり、本艦隊續いて進行す、此日敵司令官丁汝昌は主として艦首砲を以て敵に當り、機を見て撞頭を利用して敵艦を沈没せしめんとし、終始最初の陣形を以て、我につれて漸次方向を轉じ出來得る限り我艦隊に近づかんとせり、こゝを以て兩軍の距離は次第に相接近し來りしかば、比叡は速力遅きを以て遂に敵艦のため遮ぎらるる所となり、殆ど定遠の前面に接近し、衝突の恐れあると、殊に左側の來遠よりは猛射せらるゝを以て、艦長は老艦を以て、進路を續行するを危険なりと認め、斷然死を決して、定遠來遠の間を突破して列外に出んとせり、此に於て、定遠鎮遠來遠は必

之を撃沈せんとし、猛射益急なり、比叡は、四百米突に接近し來れる來遠に向つて、機關砲を以て急射撃を甲板上に加へ辛ふじて、敵の發射せる魚形水雷を逃れしと雖も、三四隻の合圍の中に陥り、艦体帆橋に至る迄殆ど破壊せられ、橋頭の軍艦旗も破れ落ち、敵彈の爲に甲板の後部を破壊せられて火災を起し、死傷約五十名を出すも、漸くにして敵中を脱し、午後二時列外に出づるに至れり、定遠來遠は遂に比叡を打ち損じたりしを以て、赤城艦長の速力遅緩にして孤立の位置にあるを見て、更に突進し來り、猛射せしを以て、赤城艦長、坂元少佐以下死傷夥しく、蒸氣管も破壊せられ、大橋も敵彈の爲に倒さるゝに至りしも、猶來遠に火災を起さしめて脱するを得たり、比叡、赤城が奮戦して、危急を脱したる頃より、敵艦隊は混亂し、始めの敵は力めて始めの隊形と計畫とを終始維持せんとするも、諸艦の吃水速力等各差異あるを以て、旗艦の運動従つて一致の行動をとる能はざるに至り、而して我は夾撃の形をとりたるを以て、敵艦隊は益々混亂して、遂には各艦箇々の運動をとり、又隊形を存せざるに至れり、超勇は已に火災の爲めに沈没し、廣甲逃れ來遠火災の爲に列を脱し、致遠は遂に其成算なきを見、獨力猪突して衝突を試みんとし、數發の巨彈を受けて、艦体傾斜するに至りしも、猶衝突して、我艦と共に沈没せんとし、突進し來りしが、益々巨彈を注ぎかけられて、艦体は直立

して沈没するに至れり、此時、西京丸は先に已に鎮遠定遠の爲に舵機を損し、平遠廣丙及水雷艇二隻の爲に迫られ、殆ど危かりしも、敵の發射せし水雷が二發とも命中を誤りしを以て、免るゝを得たり、清國艦隊は、我が夾撃を受けて、能く戦ふと雖も、損傷益多く、平遠廣丙經遠來遠等遂に逃散し、唯止まりて戦ふものは、定遠鎮遠のみとなり、此に於て、我遊撃隊は逃走せる敵艦を追撃し、本隊五隻は定遠鎮遠を猛射せり、當日定遠鎮遠共に受くる所の彈數殆ど二百發の多きに達し、隔壁器具、舷側艦橋等凡て甲鐵ならざる者は悉く破壊せられ、丁汝昌は火薬に面部を焼かれて、司令臺板より落ちて脚部に負傷し、定遠の橋も我彈丸の命中する所となり、檣樓上にある速射砲員七名は析断せられたる檣と共に海中に拂はれ、火災屢起りて、益々困難を極め、爲めに大に砲の操法を妨げられ、五時過に至りては、彈丸に不足を告げしを以て、旅順の方向に轉するに至れり、我旗艦松島も鎮遠の巨彈の爲に砲門を破壊せられ、裝藥爆發して、艦内火災を起し、三十二砲又用ゆべからざるに至り、其他艦体兵器の損傷砲兵の死傷甚だ多く、爲めに伊東司令官は到底先頭に立つて、全艦隊を指揮する能はざるを見、遂に不慮に管旗を掲げて、各艦長の自由追撃に任ずるに至れり、第一遊撃隊は進んで敵艦を追撃し、先づ後方の經遠に向つて砲火を集中し、大火災を起さしめて、火燄と共に沈没せしめ、更